

平成25年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成25年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成25年9月20日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第5号から議案第96号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

平成25年請願第4号 TPP交渉に関する請願書

平成25年陳情第2号 射撃訓練施設の整備について

平成25年陳情第3号 鳥獣対策研究室の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	大 桃 英 樹	議員	3番	湯 田 良 一	議員
4番	室 井 嘉 吉	議員	5番	室 井 実	議員
6番	湯 田 哲	議員	7番	渡 部 優	議員
8番	楠 正 次	議員	9番	高 野 精 一	議員
10番	山 内 政	議員	11番	渡 部 忠 雄	議員
12番	湯 田 秀 春	議員	13番	星 登 志 一	議員
14番	阿久津 梅 夫	議員	15番	五十嵐 司	議員
16番	大 竹 幸 一	議員	17番	菅 家 幸 弘	議員
18番	芳賀沼 順 一	議員			

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星不二夫	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

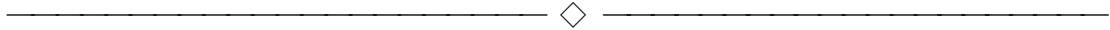
酒井直伸	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

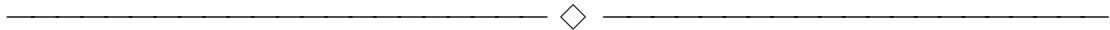
ただいまから平成25年第3回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

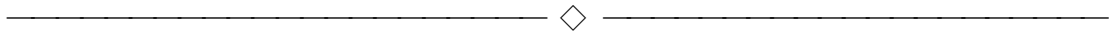
○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、暑くなり次第、今からでもいいですが上衣の脱衣を許します。
途中でも結構です。



◎議事日程の報告

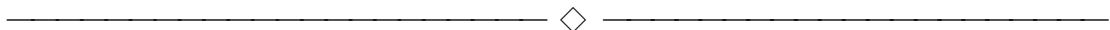
○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、湯田良一君及び17番、菅家幸弘君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から9月30日までの11日間とし、明21日から23日まで及び28日、29日を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月30日までの11日間とし、明21日から23日まで及び28日、29日を休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸報告。

平成25年第2回南会津町議会定例会以降の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに議会報告会報告書はお手元に配付のとおりであります。ここで閉会中の議長の動きについて主なものを報告しておきます。

6月の議会以降、6月には幾つかありましたが、特に皆さんと一緒に南会津地方町村議会議員大会、それから23日には、増子輝彦参議院議員の政治活動の30周年記念感謝の集いということで、町長とともに郡山に行ってまいりました。その後、その御礼ということで、増子輝彦さんが議長室に直接おいでになりました。

7月には、2日に郡山、仙台に会津縦貫南道路の期成同盟会の要望ということで、町長ともども行ってまいりました。

その後、今回は、7月は皆さんの協力を得まして、11日には全国森林環境税創設促進議員連盟の定期総会を無事南会津町で開くことができました。会長より、また参加者より、すばらしい大会であったとの御礼の連絡もいただいております。この協力に対しては、本当に町長部局並びに議員の皆様へ深く御礼を申し上げます。

その後、14日には、都市間交流推進連絡協議会ということで、町長ともども、非常に暑かったんですが、さいたま市に行ってまいりました。

それから、その後ずっと7月は26日ばかりあったんですが、会津高原たていわ夏まつり、この日は隅田の花火大会と重なりまして、委員長2人の方に隅田のほうには行っていただきましたが、途中大雨で大変残念な思いをしたことの連絡をいただいております。館岩のほうでも雨

が降りましたが、一応30分ぐらいやりました。

その後、県道栗山館岩線促進期成同盟会で、これは現地調査をいたしました。

それから7月の末には、南会津町の広報委員会が非常に進んでいるということで、今までも何度もいろいろなところがありますが、埼玉県宮代町議会の広報委員会が視察に訪れました。そこに私も出させていただきます、皆さんの報告なり聞かせていただきました。

8月には、まず、しょっぱなに、県道黒磯田島線整備促進期成同盟会、これが那須塩原市で行われまして、産建委員長と行ってまいりました、町長ともども。

それから5日には、同じく山形県朝日町議会より行政視察にまいりました。

それから、皆さんのお手元にありますので細かくは申し上げませんが、議会運営委員会からの申し出により、8月の浪江町議会による町民との意見交換会、ここで避難している町民がどんな悩みを持っているのかということで、その意見交換会傍聴に2班に分かれて行きました。12日は福島市、それから25日にはさいたま市ということで、いろいろな意見を聞かれたものを、これからまたまとめることができると思いますので、よろしくご協力をお願いします。

それから29日には、会津総合開発協議会、会総協と言いますが、これが本省庁、東京の省庁に要望に行つてまいりました。

それから、9月は皆さんもいろいろと近いので覚えていらっしゃると思いますが、1日には会津たじま少年少女レスリング大会、これが非常に、例年のことですが盛大に田島の体育館で開かれましたが、何か体育館の狭さを感じましたが、今後、大いにたくさん参加するようになれば、もっと大きな体育館が要るのかなというような感じもしてまいりました。

あと、町長ともども4日には、南会津町の首都圏教育旅行キャラバンということで、旅行会社なり学校に、教育旅行の推進を図るために旅行業者ともども行ってまいりました。

それから、その後は5日には、南会津郡の議員大会で決議したことを、南会津郡の議長会で県の出先機関に要望をしてまいりました。

その後は、皆さんもご存じのように、防災訓練それから保育所の運動会、いろいろとありまして、本日に至っております。

以上、簡単ではございますが、一部分報告を申し上げます。

次に、6月25日に招集された平成25年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び8月27日に招集された平成25年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会並びに6月25日に招集された平成25年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び8月27日に招集された平成25年第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会に組合議員が出席し審議した結果、提案

された全議案について原案のとおり承認・可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成25年度8月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、本町関係法人等に係る平成24年度経営状況を説明する資料については、次の法人等の資料が町長から提出されております。南会津地方土地開発公社、公益財団法人南会津町振興公社、会津高原たていわ農産有限会社、会津高原フレンド・カントリークラブ株式会社、みなみやま観光株式会社、一般財団法人南会津町総合支援センター、医療法人社団仁嘉会、以上7法人等に係る経営状況説明資料は議会事務局に保管されておりますので、申し添えます。

これで、諸報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成25年第2回南会津町議会定例会以降の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会議案の提案理由の説明に先立ちまして、このたび町が発注しております工事において、工事関係者の労働災害死亡事故が発生いたしましたので、ご報告申し上げます。

去る8月27日の火曜日午前9時15分ごろ、町が発注いたしました工事名、南会津町舘岩地域光ファイバー通信基盤整備工事の南会津町高杖原地内の現場におきまして、請負業者、東日本電信電話株式会社福島支店の下請業者、株式会社ヤマテレの作業員、住所、山形県山形市小白川町5丁目26番3の12号、氏名、大場千春氏56歳が、高所作業車において光ファイバーケーブルを敷設中に蜂に刺されたと自分で高所作業車より降車し、その後意識がなくなりました。応急処置をしながら救急車を待ち、県立南会津病院へ救急搬送されましたが、南会津病院では処置ができないとのことから、会津中央病院へ転送されたものの、翌日、直接的死因は特定されず死亡したものであります。事故の翌日には、会津労働基準監督署の監督官による事故現場及び関係書類等の査察が行われました。

町といたしましても、工事請負業者から事故の再発防止策を提出していただき、事故防止の

ための再確認をするよう指示をしたところであります。今回の事故によるご遺族に対して心からご冥福をお祈り申し上げるとともに、再発防止に十分注意してまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 これでは諸報告は終わりました。



◎報告第5号から議案第96号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第4、報告第5号から議案第96号まで一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第5号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成24年12月13日に田島字新町地内、国道121号線鎌倉崎交差点において、町有自動車が右折する際にハンドル操作を誤り、道路左側の車どめポールに衝突し、車どめポールを損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金13万1,250円を支払うことで協議が調いましたので、去る9月5日に損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第71号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、南会津町税条例を法の改正に合わせて規定の整備をするものであります。なお、主な改正内容は、公的年金等の所得に係る個人町民税の特別徴収について、公的年金等からの特別徴収税額または仮特別徴収税額の変更があった場合の取り扱いについて定めることとしたものなどであります。

次に、議案第72号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、南会津町税特別措置条例を県条例の改正に合わせて規定の整備をするものであります。なお、主な改正内容は、県条例の改正に合わせ、過疎地域における課税免除に係る対象項目を明確にするとともに、集積区域に関する適用期間を延長することとしたものであります。

次に、議案第73号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、南会津町国民健康保険税条例を法の改正に合わせて規定の整備をするものであります。なお、主な改正内容は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組みかえられたことに伴う所要の規定の整備をするものなどであります。

次に、議案第74号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が平成25年5月10日に公布され、また、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、復興特別区域法の特例に関する適用条項が定められたことによる改正であり、内容の変更はありません。

次に、議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでありまして、舘岩地域の介護老人保健施設「湯花里苑」について、医療法人社団仁嘉会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定の期間は、本年10月1日より平成35年3月31日までとするものであります。

議案第76号 物品購入契約についてご説明を申し上げます。

本案は、田島地域において、平成7年に購入し18年が経過しているロータリー除雪車の老朽化による馬力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来していることから、除雪作業の円滑化による降雪期の安心・安全な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業によりロータリー除雪車を購入し更新するものであります。このため6社を指名し、去る8月9日に指名競争入札を実施した結果、会津自動車工業株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結する

ものであります。契約物件の概要は、13トンプラス100 P S 車輪式第4次排出ガス対策型のロータリー除雪車1台で、本体はKCM製70Z7であり、契約金額は3,126万9,000円であり
ます。

次に、議案第77号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年5月18日付で株式会社館岩工務所との間に契約した、平成23年災町道居平・瀬戸山線道路災害復旧工事契約について、設計労務単価等の改正に伴い工事請負契約金額を、1,073万3,100円を増額し1億3,305万8,100円とするものであります。なお、代表的な設計労務単価の改正の一例を申し上げますと、普通作業員は1万700円が1万5,000円に改正され、額として4,300円、率にして40.19%のアップとなっております。

次に、議案第78号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年5月18日付で株式会社新井組との間に契約した平成23年災林道大原線災害復旧工事契約について、設計労務単価等の改正に伴い、工事請負契約金額を478万2,750円増額し8,867万7,750円とするものであります。

次に、議案第79号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年6月22日付で株式会社館岩工務所との間に契約した平成23年災安越又川橋災害復旧工事契約について、設計労務単価等の改正に伴い、工事請負契約金額を494万250円増額し6,559万9,800円とするものであります。

次に、議案第80号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年5月17日付で金子建設工業株式会社との間に契約した田島中学校大規模改造事業（第3期）建築主体工事契約について、設計労務単価等の改正に伴い、工事請負契約金額を442万6,800円増額し1億4,613万4,800円とするものであります。

次に、議案第81号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成25年5月17日付で株式会社大桃建設工業との間に契約した荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事契約について、設計労務単価等の改正に伴い、工事請負契約金額を550万8,300円増額し1億9,090万6,800円とするものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年1月1日から人権擁護委員として尽力されている木下武司氏が、平成25年12月31日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。木下氏は、人物、識見ともにすぐれ、人権擁護委員として適任

であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし、推薦するものであります。なお、任期は平成26年1月1日から3年間となる予定であります。

次に、報告第6号 平成24年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成24年度決算概要及び事務報告を配付しておりますので、決算とあわせてごらんくださるようお願いを申し上げます、ご報告とさせていただきます。

なお、次の議案第82号から第89号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりましては、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明を申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

議案第82号 平成24年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成24年度の予算編成に当たっては、国の地方財政対策を踏まえながら、町総合振興計画の目標の柱、1つ、就労対策、企業支援と戦略的な取り組みによる町民所得の向上、2つ、町民と行政との協働によるまちづくりと未来を開く行政経営、3つ、次世代の地域を担う人材の育成にそれぞれ重点施策を掲げたほか、風評被害対策や新潟・福島暴雨災害からの復旧等、個別に具体的な重点施策を掲げ行ったところであります。

その後、第7回の補正と前年度繰越明許費及び事故繰越を加えて、平成24年度一般会計の最終予算規模は158億2,156万8,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で148億8,216万4,000円、歳出総額は142億4,328万5,000円で、歳入に関しては前年度比5.3%増、歳出に関しては4.8%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は6億3,887万9,000円と大きく黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億1,633万9,000円を除いた実質収支額は4億2,254万円で、前年度比4.5%の増となりました。

また、前年度実質収支との差額である単年度収支は1,828万9,000円の黒字で、これに財政調整基金の積立額を加えた実質単年度収支は4億7,108万4,000円の黒字となり、前年度に引き続き決算状況はおおむね良好となりました。

普通会計における主な財政指数の状況では、経常収支比率は、地方交付税が増額となったこと等により経常一般財源等が昨年を3.3%上回ったことや、人件費や公債費等が引き続き減少したこと等により、前年度から2.5ポイント減少し83.8%となりました。

実質公債費比率においては、3カ年平均の比率で前年度より1.6ポイント低下し9.0%となっており、財政健全化計画、公債費負担適正化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり財政規律が守られておりますが、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、地方譲与税が対前年度比6.6%のマイナスになったほか、地方消費税交付金等も減収となりましたが、法人税や入湯税の増収により町税が対前年度比2.8%のプラスになったほか、地方交付税が算定方式の変更により対前年度比2.5%の増となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは2.1%の増となりました。

一方、特定財源関連歳入項目では、県支出金の大幅な増収は、県南・会津・南会津地域交付金や災害復旧事業費補助金等によるものであります。

特定財源項目で減収率の高い主な歳入項目の概略を説明いたしますと、第14款国庫支出金は、きめ細かな交付金等の地域活性化交付金の減等によるものであります。

また、町債の減は、南郷地域統合保育所建設事業債や合併特例債による地域づくり振興基金積み立ての終了等によるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、県南・会津・南会津地域交付金事業による総務費、さらには新潟・福島豪雨災害復旧事業による災害復旧費が大きく増となる一方、南郷地域統合保育所建設完了による民生費、田島地域給食センター建設完了による教育費が大幅な減となったほか、公債費が減となりました。

また、性質別では、県南・会津・南会津地域交付金事業により扶助費が大幅な増となりましたが、義務的経費を構成する人件費は職員数の減により減少し、公債費についても引き続き減少となりました。

投資的経費のうち普通建設事業費は、土地区画整理事業の減や田島地域給食センター建設事業の完了等により、補助事業費は大きな減少となりました。また、単独事業費についても、きめ細かな交付金事業の減や南郷地域統合保育所建設事業の完了等により減少となったことから、最終的には対前年度比21.2%減の決算となりました。

また、災害復旧事業費は、新潟・福島豪雨災害による農地、農業用施設、林道施設及び公共土木施設のそれぞれの災害復旧事業により、対前年度比62.7%の伸びとなりました。

その他の経費については、対前年度比で大きな増減がありました項目について説明させていただきます。

物件費の増は、田島地域給食センター関係や県南・会津・南会津地域交付金事業等に要する経費によるものであります。また、補助費等の減は、生活環境改善工事支援事業の終了等によるものであります。

総体的には毎年財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく、地方交付税に依存する財政構造は変わらないことから、今後もさらなる財政基盤の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、議案第83号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額22億7,396万1,000円となり対前年度比1.6%の増、歳出総額21億9,282万6,000円で対前年度比4.8%の増となりまして、歳入歳出差引額8,113万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、医療技術の進歩に伴い、高度な治療、新薬の服用等が可能になり、1件当たりの医療費が高額になったことが療養給付費等の増加等につながり、対前年度比3.6%、4,965万1,000円の大きな増となりました。

本会計は、財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、ジェネリック医薬品の推進並びに医療費削減に向けた保健事業の実施や医療費適正化事業を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で0.2%、94万6,000円の減となりました。

次に、議案第84号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,217万1,000円、歳出総額2億1,174万3,000円で、歳入歳出差引額42万8,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳入の後期高齢者医療保険料は対前年度比4.7%減の1億1,311万6,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は対前年度比3.0%減の1億8,472万2,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第85号 平成24年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額17億2,426万2,000円、歳出総額17億1,738万4,000円で、歳入歳出差引額687万8,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

歳出決算額の約89%を占める保険給付費については、介護予防サービス給付費及び高額医療合算介護サービス費は減少したものの介護サービス給付費が伸びたことから対前年度比6.5%の増となり、歳出決算額全体でも地域支援事業の減額があったものの5.2%増となりました。

なお、第1号被保険者の保険料は、対前年度比28.0%増と大きな増収となりました。

次に、議案第86号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額1億5,318万7,000円、歳出総額1億4,880万7,000円で、歳入歳出差引額438万円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計は、町内合わせて9施設の維持管理経費でありまして、使用料の調定件数は対前年度比75件増の965件でありました。

次に、議案第87号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額3億5,041万6,000円、歳出総額3億3,463万1,000円で、歳入歳出差引額1,578万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域約132ヘクタール、南郷地域が約102ヘクタールで、全体で234ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で74.4%となり、接続世帯数は1,803世帯となりました。

次に、議案第88号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成24年度においては、主に滝原簡易水道整備事業、南郷簡易水道整備事業、舘岩簡易水道整備事業を実施したほか、各簡易水道の適正な維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額5億6,773万9,000円、歳出総額5億5,247万4,000円となり、歳入歳出差引額1,526万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第89号 平成24年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成24年度においては、主に、水道水の安定供給を図るため給配水管布設及び移設工事等を実施しました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入 1 億3,706万6,000円に対し、収益的支出は 1 億2,824万9,000円となり、差し引き881万6,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で1,800万円、支出が9,736万4,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,936万4,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税当年度分資本的収支調整額により補填し、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例会に報告しましたとおり、一般会計においては、学校大規模改造事業及び耐震化事業や災害復旧事業を中心として、繰越明許費繰り越し及び事故繰越として総額11億2,217万6,000円を平成25年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第90号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 9 億9,273万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ128億3,690万7,000円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税や繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直し等各種事務事業費の変更や、緊急雇用創出基金事業、森林整備加速化・林業再生基金事業の追加等の年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特別交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填交付金の決定により91万6,000円の減額であります。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により 3 億6,013万6,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は66億3,813万6,000円で、対前年度比2.4%、1 億6,180万3,000円の減となりました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金等の補正でありまして、32万7,000円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、地域の元気臨時交付金等による補正で、1 億6,130万7,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金、緊急雇用創出基金事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生基金事業補助金等を計上するほか、既存事業の確定見込みによる県補助金の補正が主な内容でありまして、9,789万9,000円の追加補正となりました。

第18款繰入金は、介護保険特別会計からの過年度精算金と東日本大震災復興支援交付金事業費の繰り入れでありまして、合わせて544万8,000円の追加補正であります。

第19款繰越金は、平成24年度決算に基づく3億9,253万9,000円の追加補正であります。

第20款諸収入は、工事請負契約違約金、旧西部環境衛生組合基金分配金の補正が主な内容でありまして、1,269万5,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、今年度事業費の変動等により補正した結果、3,670万円の減額であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積み立て、公共施設等整備基金への一般積み立て及び地域の元気臨時交付金積み立て並びにケーブルテレビ受信点新設工事請負費等の追加によりまして、6億5,216万4,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、999万円の追加で、伊南保育所建設事業に係る実施設計委託料及び用地取得費並びに保育元気アップ緊急支援事業補助金等の計上であります。

第4款衛生費は、伊南保健センターの修繕料が主な補正で、57万6,000円の追加補正であります。

第5款労働費は、緊急雇用創出基金事業の重点分野雇用創出事業委託料の追加でありまして、2,210万5,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、8,004万2,000円の追加で、農業費では地域の元気臨時交付金事業として新規就農者就農促進住宅整備事業実施設計委託料及び会津山村道場倉庫、物置修繕工事請負費等を追加補正するものであります。

また、林業費では、森林環境交付金事業について組み替えをするほか、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金等を追加補正するものであります。

第7款商工費は、スキー場の修繕に要する経費、高清水自然公園関連の工事請負費等の計上でありまして、1,338万2,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、道路及び橋梁の維持関係修繕費を追加するほか、社会資本整備総合交付金事業の道路新設改良費及び公共下水道事業特別会計繰出金等を追加計上し、合わせて3,132万9,000円の追加補正であります。

第9款消防費は、消防用施設改修工事請負費、防災情報通信設備整備工事請負費等の追加計上でありまして、940万8,000円の追加補正であります。

第10款教育費は、田島中学校改修工事実施設計委託料の追加が主な補正内容でありまして、378万4,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億6,995万5,000円を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第91号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,947万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,707万6,000円とするものであります。

その内容は、歳入では、国・県の高額医療費共同事業負担金や前期高齢者交付金の本年度交付額の確定見込みによる減額補正のほか、前年度決算による繰越金を追加補正するものであります。

歳出では、後期高齢者支援金、介護納付金及び予備費等を減額する一方、国庫負担金過年度精算返還金を追加補正するものであります。

次に、議案第92号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ777万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,007万8,000円とするものであります。

その内容は、事務費及び介護認定審査会負担金の追加と、歳入歳出ともに平成24年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容であります。

次に、議案第93号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ437万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,837万円とするものであります。

その内容は、歳入は平成24年度決算に伴う繰越金を補正するものであり、歳出は監視装置修繕工事請負費と予備費の追加補正であります。

次に、議案第94号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,660万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,339万8,000円とするものでありまして、社会資本整備総合交付金の減額内示を受けて、管渠布設工事等について所要の補正を行うとともに、長寿命化計画策定業務委託料を追加補正するものであります。

また、既定の町債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第95号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,388万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,588万6,000円とするものでありまして、その内容は、歳入は平成25年度決算に伴う繰越金を補正するものであり、歳出は簡易水道事業基金一般積立金、湯ノ花浄水場ろ過砂補充工事請負費等を追加補正するものであります。

次に、議案第96号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を80万円追加し、1億3,917万2,000円とするものであります。その内容は、丹藤地内配水管修繕の追加補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案26件、報告2件、諮問1件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 これにて提案理由の説明を終わります。

ここで、議案第82号から議案第89号までの平成24年度南会津町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○木下光廣監査委員 監査委員の木下光廣でございます。

平成24年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成24年度南会津町水道事業決算、平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は、平成25年7月25日から8月6日までの実質8日にわたり、渡部勝善監査委員、楠正次監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出されました平成24年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成24年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の正否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのない

ものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここにご報告させていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額148億8,216万3,843円、歳出決算額142億4,328万5,018円、歳入歳出差引額6億3,887万8,825円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億1,633万9,000円を差し引いた南会津町の実質収支は4億2,253万9,825円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額52億8,173万6,902円、歳出決算額51億5,786万4,369円で、翌年へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億1,431万6,533円となっております。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は1億8,067万5,000円となり、前年度と比較しますと713万1,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億5,638万7,000円となり、前年と比較しますと698万6,000円の減少となっております。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めると1億2,209万1,000円となり、前年度と比較しますと668万3,000円の増加となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額は、合計で4億7,129万8,000円となり、前年度と比較しますと775万2,000円の増加となっております。

近年のこの未納額の増加状況から見ますと、増加額は格段に減少しております。職員の積極的な取り組みの成果だろうと評価いたしました。今後も町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に誠意努力する必要があります。

滞納対策として、まず滞納者の現状を十分把握して、その実情に沿ってきめ細かな対応をとりながら、支払い能力の範囲内と認められながらその義務を果たさない滞納者に対しては、公平、公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成23年度末地方債現在高は155億5,532万3,000円でありましたが、平成24年度末では152億2,658万6,000円と3億2,873万7,000円減少しました。

特別会計の平成23年度末地方債現在高は61億3,362万3,000円でありましたが、平成24年度末では59億965万5,000円と2億2,396万8,000円減少しました。

実質公債費比率は3カ年間の平均値で算出いたしますが、単年度の実質公債費比率を見ますと、平成22年度は9.8%、平成23年度は9.2%、平成24年度は8.2%となっております。平成24年度は前年度と比較しますと1.0ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。今後もコスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書に沿って申し述べさせていただきます。

平成24年度の期間利益は881万6,390円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億4,436万3,000円に対し、決算額1億4,356万6,744円で79万6,256円の減となっております。

支出については、予算額1億3,555万1,000円に対し、決算額1億3,329万3,528円で225万7,472円の減となっております。

次に、使用料等収入未納額の解消についてであります。平成24年度未納額は483万4,590円発生し、未納累積額は2,686万1,510円となっております。前年度と比較しますと144万円増加しております。使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消にさらに努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせていただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものです。この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設けることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているものかどうかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成24年度決算収支においては、実質赤字額は生じておりませんので、財政収支に問題はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計等の平成24年度の決算収支において実質赤字額は生じており

ませんので、財政収支に問題はございません。

実質公債費比率については、平成24年度は3カ年の平均で9.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較しますと、これも大きく下回っており、問題はありません。単年度で見ても、平成22年度は9.8%、平成23年度は9.2%、平成24年度は8.2%と良化しております。

将来負担比率については、平成24年度は36.2%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較しますと、これも大きく下回っており、問題はありません。単年度で見ても平成22年度68.3%、平成23年度47.4%、平成24年度36.2%と良化しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足額は生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成24年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。

限られた財源を効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安心して暮らせる南会津町の実現に、各課はその役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い、決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘、改善指示事項につきましては、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○芳賀沼順一議長 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件です。

平成25年請願第4号 「T P P 交渉に関する請願書」について、紹介議員から趣旨弁明を求めます。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、朗読をして説明にかえさせていただきます。

TPP交渉に関する請願書。

請願者は、福島県南会津郡南会津町田島字行司76番地、会津みなみ農業共同組合、代表理事組合長、星安博氏であります。

TPP交渉に関する意見書の提出について。

請願趣旨。

JAグループは、これまで過半を超える国会議員や、広範な国民各層の理解と支持を得つつ、①TPPは、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含み、②例外なき関税撤廃が行われれば、わが国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題点を指摘してきた。全国の農業者の間で渦巻くこれらの不安や懸念が払拭されないまま、わが国が交渉参加に至ったことは誠に遺憾である。

3月13日の自民党決議には、「守るべき国益を如何にして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない」とされているにもかかわらず、政府は、未だ交渉方針を明確に示していない。また、マレーシアでの交渉会合の際には、利害関係者への説明会が開催されたものの、各国の取り組みに比べると、情報開示の内容は全く不十分であり、今後交渉の加速化が見込まれるなか、わが国としての情報開示手法の構築が急務である。

食料・農業・農村基本計画は、平成27年3月までに見直し、食料の安定供給を図るための新たな計画を閣議決定する必要がある。また、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」とされており、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは認められない。

一方、食と暮らし・いのちに関わる非関税措置など、幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければならない。

よって、下記事項についての意見書を政府及び関係機関に提出くださるよう請願いたします。
請願事項。

1. 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。

2. 国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。

3. 農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉か

ら脱退すること。

4. 日米二国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会および5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上であります。

なお、提出先及び意見書案につきましては、別紙で事務局のほうに届けてありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で請願1件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

お手元に配付しました請願・陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれで散会します。

次の本会議は9月26日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

平成25年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成25年9月26日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

5番 室井 実 議員
4番 室井 嘉吉 議員
10番 山内 政 議員
16番 大竹 幸一 議員
6番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番	大桃 英樹	議員	3番	湯田 良一	議員
4番	室井 嘉吉	議員	5番	室井 実	議員
6番	湯田 哲	議員	7番	渡部 優	議員
8番	楠 正次	議員	9番	高野 精一	議員
10番	山内 政	議員	11番	渡部 忠雄	議員
12番	湯田 秀春	議員	13番	星 登志一	議員
14番	阿久津 梅夫	議員	15番	五十嵐 司	議員
16番	大竹 幸一	議員	17番	菅家 幸弘	議員
18番	芳賀沼 順一	議員			

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 龍一 副 町 長

五十嵐竹則	教 育 長	芳賀美恵子	会 計 室 長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星不二夫	税務課長
穴戸英樹	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	館岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

酒井直伸	事 務 局 長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	---------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、暑くなり次第、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔、明瞭に願います。



◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 おはようございます。

それでは、きょうは1番ということで、通告に従って質問をいたします。

我が南会津町田島にとって、祇園祭こそは田島の存在意義にかかわる最大の行事であり、祇園祭の歴史なくして田島を語ることはできません。

しかし、近年、祭りを担ってきた方々の努力の陰で、後を継ぐ若い人がいないなど、さまざまな理由からお党屋組を離れる方もふえて、今後、祇園祭の継続は大丈夫なのか、その存続を危惧する声が多く聞かれます。

もし、この伝統の田島祇園祭が衰退に向かうなら、それはそのまま南会津全域の衰退につながります。また、それは全会津、そして福島の復興の妨げにもなりかねません。これまで行政は神事しきたりには触れまじとの法のもと、祭りにはそこに触れることを極力控えてきたという経緯があったのですが、祭りには町民の血税も注がれていますし、衰退を防ぐためには町は何らかの形で祭りをリードしていかなければならない局面、そうした時代に差しかかってきたことは明白であります。

そこで、神事しきたりについては、神社を含めてこれまで命をかけて祭り、しきたりを守ってこられた方々がおられるわけですから、そこは行政はフォローできないことではありますが、行政がフォローできることを探り出して、これまでとはまた別の角度、視点から祭りのコンセプトを見出す必要があると思われまいます。これは祭りの存続を心から心配している多数の町民の声なき訴えであります。

町はどのような形で祇園祭をフォローできるか、伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、おはようございます。

それでは、議席番号5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

会津田島祇園祭の存続を危惧する声が多く聞かれる中、町はどのような形でフォローができるのかとのとおただしであります。会津田島祇園祭は800年以上の歴史を持ち、花嫁姿の女性の方が練り歩く七行器行列や勇壮に駆ける4台の屋台運行など、南会津町地方を代表する見どころ満載の夏祭りでありますので、会津田島祇園祭運営団体会議の開催及び七行器行列や出店運営実行委員会などへの支援を行ってまいったところであります。

しかしながら、近年、少子化や生活環境の変容により、後継者確保の課題が大変クローズアップされてきておりますし、祭りを取り仕切るお党屋が12組から9組に減少するなど、存続が危ぶまれる声があることは承知しております。

このような中にありまして、何としても継承しなければならないという危機意識のもと、去る6月8日に産土奉賛会を中心としたお党屋協議会が設立されまして、先人から引き継がれてきた宝物を将来に確実に伝えるための運営のあり方について意見交換が行われることとなりま

した。

町といたしましても、先人たちが多くの災難、難事をこれまでも克服してこられましたし、そのような陰にはこのような祇園祭、あるいは各地にいろんな祭りがありますけれども、そういうような各地域での催し、非常に大きな役割を持ってきたと、担ってきたと私はそう考えております。

そうした中にありまして、やはり伝統文化、これまでもそうですが、これからはしっかり町としては継承していく、より発展させていく、その使命があるとそのように考えております。そういうことで、町としてはこの協議会で議論され提案がなされた意見や要望などを検討しながら、屋台格納庫施設などの活用を図り、観光資源としてかけがえのない価値を持っている会津田島祇園祭が存続できるような支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 伺いました。

全てを前向きにということで大変心強い答えをいただきました。ただ、これがいかに難しいかは私も十分承知しております。しかし、何とかしなければなりませんから、私ももう少し考えを申し述べます。

先月8月13日の新聞に、田島祇園祭の記事が大きく載りました。ところが、この内容は正しくない表現が何カ所もありました。この記事を書いた女性作家も新聞社も聞いたとおりを載せただけで、全く悪意のないことは文面からわかります。これが8月13日の新聞でありました。非常に大きく載っておりましたので、これは宣伝になるなと思って読んだんですが、少々正しくないところが多かったんです。悪意はもちろんありませんので、それは文面からわかりますが、ただ、問い合わせ先が南会津町商工観光課としっかり電話番号も入っておりましたので、先日の委員会でもチェックをしたんですかと話は出しました。しかし、これが本当の後の祭りで、正しくない間違った祇園祭の説明が全県に流出してしまったわけです。この責任はどうするんだとか、ここでやるのは本当なんだろうが、商工観光課も全く悪意はないことは十分承知しておりますから大丈夫です。ただ、そこがこれから学ぶところなんです。先ほどのお答えの中で産土奉賛会、これは新しく発足したんですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

町長答弁にございましたように、6月にこの奉賛会を中心としたお党屋の協議会を9組のお党屋と、あと田出宇賀、熊野の両神社とで、今後2年ぐらいをかけて検討したいというご要望をいただきました。その中に商工観光課としても加わらせていただきまして、この存続に向けての協議を検討していくということにしたところでございます。

○5番 室井 実議員 課長さん、今、産土奉賛会は誕生、最近できたんですかとできたときを聞いています。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 産土奉賛会そのものは歴史のある奉賛会として氏子の組織として、これまで継承されてきておりますので、ことしできたということではございませんので、それはご承知のとおりだというふうに思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 産土奉賛会、これは私も聞いておりましたので、新しい取り組みではないなというふうに思ったものですから、新しい取り組み、そういうのも必要で、そこでこれから新しく学ぶところというのがこの新聞の記事、この間違いの中に出ています。例えば、その記事の中の一つ、「オーンサンヤレカケロ」、あの子供たちのかけ声、これは昔から意味はわからない、謎だと。そこがみそで神秘的で魅力があったんですが、「オーンサン」とはおじさんのことだと、軽くばれてしまいました。これは天下の新聞ですから、知らない人が読んだら、ああ、そうかと信じてしまいます。そうすると、若い人が屋台を押して、おれはおじさんと言われたくねえとかいって、今後、屋台を押してもらえないかもしれないです。このオーンサンというのはおじさんというだけの緩い問題ではなくて、奥の深い5つ以上の諸説があるんです。

田島町内にはこういうことにうるさくて厳しい方が何人もおられるはずなんですが、問い合わせ先の商工観光課には、きょうまでにそういう方からどきっとするような問い合わせはなかったんですか、商工観光課長。

○芳賀沼順一議長 指名はいいですからね。

商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

特に、この記事に関しまして、お問い合わせをいただいたということではございません。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 なかった、よかったですね。

そうすると、一番うるさくて面倒くさいのは私だったんですね。しかし、この取材記事の間違ひは、町にとって、祭りにとって逆にチャンスだと思うんです。ありがとうと言いたいぐらいです。オーンサンがおじさんでないなら本当は何なのか。その疑問が本当のこと、真実を知ろうとする原動力になります。地元の人が自分の地元のことをもっとよく知るきっかけとなります。

ことしの3月にお隣の只見町では、町民みずからが自分の町の魅力を学ぼうと、「只見学」というものを立ち上げて、只見の自然、産業、歴史、文化、伝統の5部門を勉強しようと、只見おもしろ学と名づけて学ぶ会を発足しています。

南会津町でも、これを参考に新しい視点で今まで知らないままになっていた町の歴史の隠れた部分や、しきたりにはかぶらない祇園祭のルーツなど、さまざまなことを学べる集会、勉強会を、今までのお党屋組、そうしたものに入っていない方も含めて入れる産土奉賛会、この方ももちろん入ってもらえる、そういう勉強会を発足させる考えは町にありますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 答えいたします。

祇園祭についてお話をするというような決まりではございませんが、今月号の広報みなみあいつに提案をさせていただきましたが、地域づくりの応援人を求むということで、地域力創造プラットフォーム事業というのを立ち上げる予定としております。この事業につきましては、いわゆる地域の課題については複雑、多様化しておりますので、行政だけ、住民だけ、あるいは企業だけでは解決できない課題やニーズが多くなっているということから、行政や個人、それから各種団体等の多様な方が集まりまして、それぞれの知恵やネットワークを生かして、地域課題の解決や新しい価値の創造を図るというような事業でございます。異なる分野のいろいろな人が集まりますので、それぞれが持つ技術とか知恵とか、それから、ネットワークと申しますか、そのようなもので新しい発想、新たな方法で地域課題を解決するような場を創設したいということで、今回、設立を予定したものでございます。

この中では、一番にはやはり少子高齢化の問題、人口減少化の問題等を話し合っていたいただいて、課題解決に結びつけたいという思いがございまして。その中で、もし事業提案ができますれば、来年度予算化まで持っていけるような考え方を盛ったものでございます。

ただ、最初に申し上げましたとおり、この事業の中で祇園祭を取り上げて、今、議員がおつ

しゃったような課題解決に向けて取り組めるかということ、それは、まだ未定なものもござい
ますが、このような事業の立ち上げを計画しておりますので、予定として10月に設立記念講演会
ということでございましたが、若干ずれ込んで11月初旬に設立記念の講演会を開催して、それ
から募集をして、ワークショップ等を開いて事業展開を図ってまいるというような計画がござ
いますので、ご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 プラットフォーム事業、ここで学びの場の創出となっておりますね。
これはまさにタイムリーで使える企画だと思います。ぜひ、祇園祭のことも取り上げて、さま
ざまな町の人、これまで祇園祭にかかわらなかった人も全て入ったところで、祇園祭をいろん
な角度から考えていけると思います。そうすると、少し見えてきました。チャンスだといった
この新聞から、問題点、QアンドAが見えてきます。その1つが、最初のちょっと違うかなと
いうところなんです、会津田島祇園祭は京都、博多と並ぶ日本三大祇園祭なのです。これは
間違いです、答えは言いません。これで問題、Qがもう一つ見えてきます。田島がなぜ日本三
大祇園祭と言われるんですか。答えは言いません。

そもそも祇園という2つ文字は何なのか、祇園精舎という4文字は何ですかという、昔、暗
記させられましたが、意味はわからないまま、答えはもちろん言いません。これは1つ目で問
いかける、2で疑問が湧く、3は答えを探すことになりますので、このQアンドAの形が学び
のキーポイントで、特に、祇園という政を全国に発信するためにも、歴史沿革を正しく知る勉
強、まず、そこから始めるのが祭り存続の鍵かと思うんです。そうなると、祇園祭をサポート、
フォローしていくのは商工観光課だけではありません。歴史も入るわけですから、総合政策課
も生涯教育課もかかわって、行政一体となって事を進めていく必要があります。生涯学習課長
……

○芳賀沼順一議長 課長を指名しないでください。

町長と議論していますから、町長に言ってください。

町長のかわりに言いますから。

○5番 室井 実議員 そういうことですね。この歴史の掘り起こし、本当の祇園祭の意味、
これをしっかりと掘り起こす覚悟はいいですかと聞くつもりでした。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま室井議員が祇園祭全体に関する危機感から、町民みずからが祇園祭の歴史をしっか

りと認識するという意味で、大変重要な事項だと思っております。私自身も田島っ子でございまして、お党屋組に入ったり、あるいは屋台組に入ったり参加をしておりますが、本当に基本的に「オーンサンヤリカケロ」、どういった意味で子供たちがやっているのか。確かに私自身の認識等から言っても、今、室井議員から言わせると間違った発言になるということでありませんが、一生懸命おじちゃんたちが屋台を押してあげているということで、頑張れ、頑張れと言っているんだよというふうに観光客にはお答えをしてきました。

その説には、私も今、諸説がありますというふうに室井議員がおっしゃったとおり、何々の主であったり、いろんな説があることは認識しております。そういったものを正しく理解する、過去の先人たちが祇園祭の調査に基づくいろんな本が発行されております。

しかしながら、その後、増版されて、いわゆる正しい祇園祭の歴史認識を読める教本といえますか、それが今絶版になっているような状況になっておりますので、そういった視点も含めて、今後関係各課連携して、この祇園祭が正しい歴史認識が持てるような町民に対する普及活動ができるかどうか検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 ただいま副町長が申し上げたとおりだと思います。特に、やはり祇園祭、非常にこれは須佐之男命なり、牛頭天皇なりいろいろ出てまいります。したがって、例えば先ほどの、これは私の解釈をここで申し述べるつもりはございませんが、例えばオーンサンなのかオオヌサなのか、ヤリカケロなのかヤレカケロなのか、これは諸説がございます。

したがって、そういう今までこの田島町といいますか、南会津町がずっと困難を乗り越えて継続してきた伝統文化、つまり昭和9年なり昭和21年の大火を乗り越えて、今も頑張っているお祭りでございます。したがって、ここに南会津に生まれ育った子供たちも含め、やはり自分の歴史なり伝統文化に触れたり、誇りを持つということは、やはりそれなりの理解が必要ではないかというふうに考えますと、教育委員会といたしましても、これらさまざまな機会を捉えながら、こういう伝統文化の伝承に今後も頑張っていきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 非常に心強いお答えをいただきました。うれしく思います。

ここで忘れてならないのは、そこにというのは新しいプラットフォーム事業ですか、そして産土奉賛会、こうしたことの協力と、そこに子供たちもQアンドAの作成から参加してもらっ

て、郷土の歴史などなどに興味を募らせれば町の将来も希望が持てます。プラットフォーム事業、この中のまだ新しい名前になってもいいと思うんですが、学びの場の創出、これは人材育成の一環として、子供たちを含めて祇園の新しい視点を見出して大きく広がっていくことを願います。もう一度、町長さんの考えを伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

本当に郷土を知るということは大事だと基本的に思っています。そうした中にありまして、先ほども私は申し上げましたが、やはりこういういろんな行事とか伝統文化は今は歴史そのものでありまして、いろんな解釈もあるかと思えます。ですが、それもいろいろな文献を調べてもいろんなことが出てきたり、なかなかどれが正しいのかわからないようなことも間々あるわけでありまして、しかし、そういうことはいろいろ諸説ある中でも、こういうことがあるよということを知るということは非常に大切なことだと、私はそう思っています。

ですから、どれだこれだと断定するわけではないけれども、やはりそういう今までの経緯、歴史を知る。そういうことでは、これから私どももしっかり調査をしたり、あるいは皆さん方と勉強したり、そういうことの機会を設けることは本当に意義あることだと思っておりますし、それはそれぞれの町村のやり方というものもありますし、その地域のやり方ということもあります。

しかし、町としては、それを皆さんにしっかり理解できるような形の中で、今後検討といたしますか、そのようなことを事業として実施していければと、そのように考えております。やはり、そういうこと一つ一つが理解していただけることが郷土愛につながりますし、南会津全域のために、将来町のためになると、そのように考えていますので、自分の生き方といいますか、そういうことも勉強するいい機会だと思いますので、私は生涯学習としてもしっかり町として対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 祇園祭、祭りは何のためにやっているんだという、そういう意味づけを歴史を深く掘り下げることでみんな共有できてくることかと思えます。今度、こういう形で非常に別な視点から勉強しようという、ここで機運が上がってきていることを私は非常に希望を持ちました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 以上で5番、室井実君の一般質問を終わります。

◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうもおはようございます。

きょうは旧町内の区長さん方の傍聴ということで、2番目の登壇で大変緊張しております。ひとつよろしくお願ひします。

まず、第1点目の質問であります。我が町は総面積の91%が山だと、こういう状況にあります。この山を維持発展をさせながら有効に活用すると。そうしたことから、雇用等に結びつけると、そういう意味では極めて重要な政策課題であるんだろうというふうに思います。地場産業である林業を活性化させ、産業として育成することが極めて重要でございます。

そうした意味で、その中核体であります森林組合の強化というのは、その第一歩であると、こんなふうに私自身は捉えております。

以下、2つの点について質問をしたいと思ひます。

平成26年3月1日に向け、町内3森林組合と只見町森林組合、これは質問要旨の中ではそれが抜けておりますから追加をしていただきたいと思ひますが、只見町森林組合の合併が検討されているようでありますが、その進捗状況はどうなっているのか、伺いたいというふうに思ひます。

2つには、この合併を通じて、町としては何を期待しているのか、伺ひます。

大きな2つ目の質問であります。遊休農地の問題であります。

町としても、遊休農地の解消に向け、種々の対策や事業を展開をしております。特に、遊休農地解消という問題は、集落維持との連動する大きな課題でございます。私自身の区でも、この間、13ヘクタールから15ヘクタール程度の遊休農地の解消をしてまいりましたが、将来に向けて、これを維持し続けるという点については、大きな不安を感じております。多くの行政区でも、今後の遊休農地の解消に対する思いというのは、私らが持っている思いとそう変わらないんだろうというふうに思ひます。

こうした思いから、以下の点について伺いたいというふうに思ひます。

1つは、町内遊休農地の実態はどうなっているのか、伺ひます。

2つに、遊休農地解消に向け、現在実施されている施策について伺います。

3つに、主要幹線道沿線の遊休農地の早期解消を図るべきではないかというふうに思いますが、この点について伺います。

4つには、遊休農地を発生させない仕組みづくりというか、そういう点を施策として考えるべきではないのかなというふうに思いますが、この点について伺います。

質問の3つ目の大きな点でございますが、3点目でございますが、滞納についてお伺いをします。

この間の町税なり使用料等の未納額というものを分析するというか、比較してみますと、平成18年度を基準に比較対象を私なりにしてみますと、平成19年から平成24年度までは毎年2,100万円から4,500万円程度の、それぞれの年で違いますが、これらの幅の中で未納額の増加がありました。そういった推移の実態でございます。平成24年度は700万台に激減をしております。

こういう状況下について、とりわけ徴収業務に携わっております職員を先頭に、町一丸となつての滞納問題に取り組んでいる成果が出てきているのではないかと。さらには、監査委員の厳しい指摘の努力というか、そういったものもこういう実態に反映されてきているのではないかと。そういう点で敬意を表したいというふうにも思います。

しかし、未納額全体は増加の一途をたどっております。こうした点から、質問をしたいというふうに思います。

1つには、滞納情報を町民に広く公開すべきと思いますが、いかがでございましょうか。

2つには、税金には、そういう不納欠損処理をするという法的根拠がございますが、料金、使用料等については、こうした処理方法がなく、滞納額が年々増加をする仕組みになっているのではないかというふうに思います。そういった点から、税金の不納処理等に類似するような、何らかの対応、対策をとる必要があるのではないかというふうに思いますがどうかと、こういう点についてお伺いをし、壇上からの質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、森林組合の合併に関する1点目でございますが、町内3森林組合の合併が検討されているが、その進捗状況はとのおただしでございますが、ことしの3月と7月に3組合長及び参事、課長による会合の中で、合併に向けた意見の集約と合併推進協議会設置に向け、それぞれの組合において合併構想の検討、協議のための準備を行ったと、そのように聞いております。

しかしながら、まだ、合併推進協議会の設置には至っておりません。でありまして、森林組合で予定していた平成26年3月1日の合併は、現在のところ大変難しいものと、そのように思われます。

なお、きのうですが、3森林組合長より合併に対する町の支援について要望書の提出がありましたので、今後も合併に向けた3森林組合の動きを注視しながら、町でできる支援策について検討してまいりたいと考えております。この3森林組合というのは、田島森林組合、それから館岩村森林組合と伊南森林組合であります。

次に、2点目であります。この合併に町として何を期待しているのかとのおたただしですが、3森林組合が合併することによって、経営基盤の強化と組織形態の拡充が図られます。そのことによりまして、事務の効率化、作業員等の施業の技術の向上に伴いまして、森林生産力の増進が図られ、当町の森林産業の中核組織として、地域林業及び地域産業の発展に大変寄与するものと、そのように期待しているところであります。

我が町は総面積の90%以上を、この森林が占めているわけでありまして、この活用が我が町のこれからの活性化、発展に大きな課題というポイントがあるものと、そのように考えておりますので、この森林組合を強化することによって、組合員一人一人の森林経営や、あるいは地域の活性化が促されていく。そして、地域発展につながっていくと、そのように理解しておりますので、期待もしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、遊休農地の解消についてであります。まず、第1点目、遊休農地の実態についてのおたただしですが、南会津町農業委員会が農地法第30条第1項に基づく利用状況調査等を行ったところ、平成24年12月末日現在における本町の農地面積が2,836.95ヘクタールであるのに対し、遊休農地面積は164.95ヘクタールとなっております。農地面積に占める遊休農地の割合は5.81%となっております。

なお、地域別の内訳は田島地域が70.97ヘクタール、館岩地域が63.12ヘクタール、伊南地域が22.17ヘクタールで、南郷地域が8.69ヘクタールとそのようになっています。

次に、2点目あります。遊休農地解消に向けて、現に実施している施策についてのおたただしですが、町では、南会津町農業再生協議会が窓口となりまして、福島県耕作放棄地対策協議会からの耕作放棄地再利用交付金を活用しまして、再生利用活動及び施設等補完整備に対する助成を行っております。

なお、具体的な助成内容といたしましては、再生利用活動につきましては、障害物の除去や深耕・整地等の再生作業を行う際に、10アール当たり5万円、または重機等を使用して作業を

行う際には、事業費の2分の1を助成するほか、再生作業の翌年に行う土づくり、及び作付初年度に行う営農定着に対して、10アール当たり2万5,000円を助成するものであります。

また、施設等補完整備につきましては、解消農地の基盤整備及び乾燥調整貯蔵施設、出荷貯蔵施設、農業用機械施設等の整備を行う際に、事業費の2分の1を助成するものです。

なお、この事業は平成21年度から5カ年事業としてスタートし、本年度はその最終年度となっておりますが、現在のところ、継続や廃止等についての情報は今のところ入っておりません。

また、このほかにも耕作不利地を対象とした中山間地域等直接支払交付金事業や、地域共同による保全活動等を行う農地・水保全管理支払交付金事業等により、遊休農地の発生防止と解消に努めているところであります。

次に、3点目ではありますが、主要幹線道沿線の遊休農地の解消をすべきではないかとのおただしであります。主要幹線道沿線につきましては、観光客の方々等も多く通行するため、町のイメージ形成においても大きな影響を及ぼすことから、農地所有者や行政区、農事組合等とも相談しながら、積極的な解消作業に取り組む必要があると、そのように認識しております。

しかしながら、農地所有者が町内に不在であったり、2点目のおただしでも答弁申し上げましたように、解消作業等を実施する際にも経費負担が伴うことから、なかなか思うように解消が進んでいないと、そのような状況にもあります。

そこで、町といたしましては、集落座談会等で農地・水保全管理支払交付金事業についての事業説明を行ったり、希望する集落には事業説明会を別途開催するなど、これらの事業を活用した地域協働による保全管理と、農村環境の保全向上を推進しているところでもあります。

また、水田においては、コスモスやヒマワリ等の景観作物を栽培する場合には、経営所得安定対策、これは前には農業者戸別補償制度という名称で行われておりましたが、これにおける産地資金の交付金対象となることから、引き続き集落座談会等で周知しながら、主要幹線道沿線の遊休農地解消に努めてまいりたいと、そのように考えております。

いろいろな条件の中で、なかなか転作等もできない圃場もあるようでございますが、これもまた、区画整理あるいは土地改良事業等、そういうものが導入できれば、そのようなことでも対応の一つの方法かなとも、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、遊休農地の発生を行政区単位に把握、解消する仕組みづくりをすべきではないかとのおただしであります。現在、遊休農地の把握につきましては、農地台帳上での一筆管理を行っており、利用権設定の申請手続や農業委員会による毎年1回の農地パ

トロールに基づきまして、随時修正等を行っているところであります。

なお、町といたしましては、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加といった人と農地の問題を解消するため、昨年度より人・農地プランの作成を進めておりまして、新規就農者への青年就農給付金の給付や農地集積への支援を行っているところであります。

今後は、各行政区や農事組合等との連携を図りながら、このプランの作成を契機として、遊休農地の把握、解消、新たな担い手の育成、農地集積及び集落営農等を推進していきたいと考えております。

また、現在国では人・農地プランを法律に位置づける方向で検討されているほか、都道府県単位では、仮称ではありますが、農地中間管理機構を立ち上げまして、その機構が市町村への業務を委託して、そして農地の借り受け、貸し付け、農地の管理、土地改良及び貸し付け条件の把握等を行う仕組みが検討されておりますので、それらの動向等を注視しながら、遊休農地の発生抑制及び解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、滞納に関する1点目ではありますが、滞納情報を町民に公開すべきではとのおたがしであります。町税、使用料等の滞納繰越額などにつきましては、議員の皆様方には事務報告、決算概要等によりまして毎年お示ししておりますが、町民の皆様へは定期的にお伝えしていませんでした。

町民の皆様には町税、使用料等の内容をご理解いただく意味におきましても、滞納額も含めた収納に関する情報を、町の広報紙やホームページなどでお伝えすることは重要なことであると考えております。

また、町民の皆様にも税金に対する納税の意識、これを責任といいますか、それを自覚、認識していただくことも非常に大切なことだと思いますし、そのようなことを実施していただくことによって、公平公正、これも町としてはしっかり対応していかなければならないと考えております。

町税、使用料等の滞納額は年々増加傾向にあります。単に滞納額を掲載するだけでなく、期限内の納付や自主納付の重要性を訴えながら、悪質滞納者への滞納処分についてもあわせて周知して、そして負担の公平性の確保、収納率向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、使用料等には不納欠損処理がなく、何らかの処理方法が必要ではないかとおたがしではありますが、使用料等も町税と同じように不納欠損を行うことができ

ます。地方自治体の債権は公法上の債権と、それから私法上の債権の2つに区分されております。公法上、公法の上の債権、それから、私法上というのは私です。私、個人、私法上の債権ということです。時効の期間、時効の援用の有無などがそれぞれ異なりまして、不納欠損の手続も使用料等の種類によって異なってまいります。使用料については公法上の債権と判断し、不納欠損を行ってきましたが、近年、使用料の中でも私法上の債権との見解が示されてきているものもありまして、不納欠損の手続などを定めた条例を制定した自治体もあるようです。

今後、情報収集を行い検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 先ほど室井議員が一般質問される前に、只見町の森林組合はどうなっているかとのことがありましたので説明します。

ことしの1月、2月、3月に南会津地方森林組合経営基盤強化研究会というものを立ち上げまして、構成員は南会津農林事務所と各地域での代表組合長さん、あと参事、担当課長さん、各町村の担当課長と協議会の研究会を行いまして、その中で郡内の合併についても話されました。その中で下郷町の森林組合がちょっとまだ合併しないで、もう少し自力でやってみたいというようなことがありました。只見町についても下郷町がもう少しやってみたいというのであれば、当然、この只見も少し様子を見ましよう。前向きに南会津町の3森林組合が優先的に合併を進めた後で、それぞれまた考えを持って、また総合併ですか、郡内の合併に向けた研究をしていきたいというようなことで、今のところ郡内の南会津町だけが当面、先行して合併していきたいと、そういうようなことを確認したところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 森林組合の合併については、今ほど課長から話されたようなことであれば、私の認識からすれば、この町内3森林組合と只見とが合併すると。これまでの議会での動きというのはそういう話になっていましたよね。ここにきて、下郷町も町長選で町長がかわったから、これまたまぜてくれみたいな動きが出てくることもあり得るのかなんていうような気持ちで私はいたわけ。ただ、私の立場からすれば、3森林組合の合併だけで私は十分でないかというふうに思うわけですよ。

というのは、行政と森林組合の関係からいったら、同じ町内だけで解決できるんですね、いろいろな施策実行だって何だって。これはほかの自治体が入れば、広域消防ではないけれども、他の議会の動向と我が町との連動が出てくるんですよ。そうすると、おのずとこれは町村をまたぐというのは、自己主張にややもすると走るという傾向があって、山のことも本気になってやりたい自治体もあれば、若干後ろ向きだという自治体も仮にあるとすれば、必ずしも南会津町が積極的に山のことをやりたいと言っても、そっちのほうの森林組合との合併になっちゃうと、なかなかやっぱり思うように進まないとか、そういうことの危惧を私はずっと感じていましたので、3組合だけの合併で私は十分いいのではないのかなと。そのことのほうがよりスムーズにスピード感を持って町の森林組合なり、民間も含めた林業事業者に対する施策、方策をやりやすいという、ある面、動きやすいというか、そういうような状況が作り出されることから、大いに結構だというふうに思いますので、ぜひそんな方向で、これは26年3月1日、難しいというようなことのようにですが、これは町内3森林組合の合併なんだから、これは難しいなんていうことでなく、できるだけスピードアップして、本来の森林組合を活性化して、雇用の拡大だとか事業の拡大に本来の姿のところこの軸足を移せるように、行政サイドからの指導というものも、ぜひ要請をしたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

下郷が町長選挙で新しい町長さんが生まれたということではありますが、今までの流れの中で、先ほど課長から答弁ありましたように、下郷町は今度の合併には参加しないと、そのような意思表示をされました。只見町も同様であります。そうした中で、この町内の3森林組合の中での合併協議が今進んでいるところでありますが、その中でやっぱり課題がありまして、実は、負債が田島森林組合はあります。これを何とかゼロに持っていくのが最初の課題かなと。町内といえども、やはり組合員の方々にしてみれば、それぞれの財産でありますから、なかなか人の負債までは負いたくないというのも本音はあります。ですから、そこら辺のところをどういうふうにするのか。

あるいは、町としても健全経営に向かう指導、あるいは森林組合自身もそのように努力をされているところで大分負債は減ってきているんですが、そのような見込みの中でそういうふうにならざるを得ないように、町としてはしっかり指導していきたいと思っております。

そうした中にありまして、3つ統合することによりまして、それこそ森林組合自体の経営体も力も増強できると思っておりますし、それをすることによって雇用だったり、あるいはその地域に

森林、町に対するいろんな力を与えてくれるものと、そのように考えていますから、一日も早くそのようなことが実現するように、私どももしっかり支援をしていきたいと思ひますし、また、そのようなことを森林組合の人たちにもぜひ理解していただいて、そして、一日も早くこの3合併、とりあえず合併して、そして、その次の段階はどうなるか、それは他町との森林組合との連携も視野に入れながらではあります、どのようになるかわかりませんが、現在のところは、この3森林組合の合併を促進していきたい、進めていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

その1点目の森林組合の合併については、以上で終わります。

この2つ目の遊休農地解消の関係なんですけれども、確かにこれは水・緑の関係なんかで、それぞれ取り組んできているところは、遊休農地解消ということでの取り組みなんかもしております。こういった事業だとか取り組みだとかというのは、割かし面積的にも大きい固まりだとか、そういうところがやっぱり対象になっちゃっているんですね。それは区域を固めるとか、あるいは面積的に何ぼだとかと。そうすると、率直に言って今は家庭菜園的にやっているような、自家用の畑みたいなどの耕作放棄というのか、こういうところまでやっぱり深刻な事態にきているんだというふうに思うんです。だから、そういうところも含めて、やっぱり手だて、方策を考えていったほうがいいのではないのかなとも思うわけ。

そして、私らの川島区でも3年、4年前さかのぼればやったんですが、できるだけ早く解消するということがやっぱりポイントだと思うんです。それでないと、桑の木だとか柳だとか、あとカヤのこんなになったところなんていうふうになると、もう掘り起こすのも容易ではない、取り組むのも容易ではない。

だから、私、思っているのは、区の中でこれは農業委員の人が本気になってやってもらえばいいのかなのかわかりませんが、俺のところはもう畑はとてやりようないからみたいなこと、区のどこかに申し出して、それで区はそのことを掌握して、年に3回ぐらい畑だけうなっておくとか、そんなような簡素簡単な何かお互い気軽に、俺のところは畑はやりようないから、村で何とかというようなそうような何かできないのかなという、そういう意味で、何かの方策が見出せないものかなと、質問をしたところなんです。

それで、ここのところというのは、これは年々行政区内のところを見ていても、これはひとり暮らしになったり何だりということがもうふえる一方なんです。だから、本当にこれはそれ

それぞれのところで深刻なことになっているんだというふうに思いますし、そういう意味で、何かそういう手だて、それはそれぞれの行政区の中で大変、きょうおいでの区長様の皆さんにも骨折りをかけて、本当にもういっぱいいっぱいだと思うんです、区長さんたちも。私も区の役員をやっていますから、わかりますけれども、だけれども、もう一方、そこに農地解消、耕作農地の分野も、それは区長さんにお願いするなんていうわけにはいかないにしても、何らかのそういう手だて、方策の連絡員みたいな何かやったりしてできないものかなと、そんなような立場で何か検討してみるような気持ちはありますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

確かに遊休農地、放ったらかしにしますと1年、2年で本当に柳が生えてきまして、耕作するのに大変なことになります。そんな関係で、今現在、町のほうでは農地・水保全管理直接支払交付金というものを各集落でやっていたらいますが、これも一つは遊休農地を解消する、交付金でその地域が解消するということでもあります。ですから、まだ加入していない地域については、この農地・水保全管理直接支払交付金制度に加入して、まだあと3年ありますので、何か所かやってみたいという集落がありますので、どんどん活用を推進していきたいと思っています。

あと、また、人・農地プランという、これも農家はその集落で担い手を誰かさんと決めたならば、その方に遊休農地、耕作されない方はその方に耕作してもらおうという制度があります。これも面積に応じて耕作を提供する方について、面積に応じた交付金もあります。また、受ける側もそれぞれ交付金があります。これも人・農地プランという集落座談会で、まず就農者支援金がありまして、その支援金を受けるのに人・農地プランをつくらなくちゃいけないということで、何か所か該当する地域はやっていますが、今後、この秋、冬にかけて各集落に人・農地プランの設置を集落ごとにやっていたらいて、少しでもこういう制度を活用していただくように進めているところでございます。

また、国では、来年から農地中間管理機構ということを都道府県ごとに立ち上げまして、その業務を各町村が委託を受けて、貸し借り関係を農業委員会と連携しながら、その遊休農地を解消し、または耕作に向けてやっていくというような制度ができる予定であります。これはまだまだ具体的になっていませんが、そういうような26年からこういう発足を、仮称ですが、やっていくという制度がありますので、こういった制度を利用しながら遊休農地の解消に努めていきたいと思っていますのでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 課長がおっしゃられるように、今の制度の中でもそういうことは当然、解消できるような方策があるんだけど、例えば農地・水だっけかな、それだって区域というのがあっぺしさ。あれを区域を外してもらえれば、点的にあるものだってそれは解消できるんですよ。あれだって一定の区域の縛りが出ちゃうんだ。国の補助金というのはみんなそういうことになっちゃうんだというふうに思うんだけど、だから、そういうところも点的な部分の農地もその水・緑でやれば、こういうような私が心配するようなことは解消されるんですよ。んだけど、今の使い勝手の中では、そのことはできないということになっていますから、多分そうだと思うんです、あれは区域の縛りが多分あると思うんです。

だから、その辺のところの中身の改善というのか、そういうことなんかできれば、そういうような不安も取り除かれるというふうに思うんですけども、そういうのは県あたりに強力に言って直るということはあるんですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今言った農地・水保全管理支払交付金事業なんですけど、これは各集落ごとにエリアを決めて、そのエリア内で遊休農地があるところを解消するという事業なんですけど、今までの事業を見ますと、本来はそうなんですけれども、遊休農地が余りひどいからそこを外してやっている地域があるのは現実です。ですから、本当はひどくなっている耕作農地もエリアに入れてやっていただきたいということなんですけど、これはエリアを決めるのはその集落で決めるものですから、我々はあくまでも全体的なエリアを含めてやってくださいということをお願いしているんですけど、そこは集落ごとに対応して解消に向けてやっていただきたいというのが本音でございます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 だから、俺と課長のイメージがやっぱり合っていないんだよ。俺が言うのは、これだけの畑なら畑があんべした。そうすると、この中に点的に仮にあると。これは全体が遊休農地だっていうのは割かし解消しやすいんです、いろいろな事業があるから。ところが、この中で点的にあるものについては、今の方策の中ではなかなかないと思うんです、点的にあるものについて。それは今言う、水・緑で言ったら、この点的な部分だけ入れっぺなっていうことは多分できないはずですよ、この区域でやらないと。

だから、この点的な部分ということが、これからは出てくるんじゃないですかと俺は心配し

ているわけ。高齢化、年々、俺だって一つずつ年が上がっていくんだから、今のところだって我が家の畑くらいはいじってられるよ。だけれども、これがだんだん年とっていったらば、この点的な畑すらいじられなくなっちゃって、それが今、集落の中でも目立ってきていますよ。だから、この辺の手だて、方策を何とかするようなことを町として考える、検討する気持ちはありますかと、こういうことなんですよ。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、エリアの中に点的に遊休農地が発生したらどうかということではありますが、これも一つは、エリア内でそういうできたものは全額集落でその交付金を使っていいわけですから、そこを本来は集落ごとでトラクターで耕すとか、そういうことをやっていただきたいという内容なんです。点的とあっても、エリアの中にぽつんぽつんという遊休農地が発生した場合でも、その期間中は集落でトラクターで年1回は耕作して柳が生えないようにしていただきたいと。これがこの農地・水保全管理直接支払交付金の事業の内容でありますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 技術論の話したってしょうがないから、それはやめますが、いずれにしても、そういうような遊休農地というものが、これからやっぱり深刻化してくるといような状況下にはあるし、そのことは文字どおり集落維持という、この観点とも常に連動しているものですから、ぜひここは行政サイドも注意深く、今後やっぱりパトロールなり何なりを強化をして、適時適切なる施策というものをとれるようなことで、ここは強く求めておきたいなと、こんなふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もちょっとイメージとしてどういうことなのかなと、今いろいろ考えながら聞いていたんですが、仮に点的であっても、そのエリアに入っていれば、そこはきちっと対応できると思うんです。ですから、エリアに入れておけば、仮に入っていないくても、町は別にそこはどのこの言うつもりは全くありませんし、その地域の中で相談していただいて、それを利用していただければいいのかなと思います。

本当に、なぜ遊休農地ができるのかということは、本当に私は農産物も食料が余ったり、そういう状況がずっと続いちゃって生産意欲が欠けていることが一番だと思うんです。ですから、

農地が足りないときはどんどん耕して、山でも何でも開墾して農地をふやしたわけですが、今は輸入でも何でもできちゃって採算合わないとか、そういうような採算性の農業になってきた、環境を守るばかりじゃない。そのような考え方も根底にあるものですから、このような状況になっていると思うんですが、やはりこれは国の施策の中で私はぜひ食料安保といいますか、守るということで、基本的にこの遊休農地を解消というよりも、日本の食料は日本人が守るんだと、そのような基本的な考え方の中でやっていただければ、これはおのずと改善できるのかなと、そのように基本的に私は思っています。

とはいいいながら、国にこれを求めても今、本当に大変厳しい状況でありますから、それよりも私たちができること、そして、それを活用すること、そして町としてできることをしっかり対応していきたいと、そのように考えております。

それからもう一つ、自家菜園といいますか、そういう中でいろいろ栽培されている方がインシシとか鹿とか猿とか、こういうことによって、もうつくってもだめだと、そういうような諦めが、そういう雰囲気にならないように、町としてもしっかりこの対応を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 それでは、遊休農地の分については以上で終わります。

次に、3つ目の滞納関係について質問したいというふうに思いますが、24年度決算後のこれは累積滞納額というのか、4億7,000万からございますよね。先ほども私は冒頭の質問の中でも言うたように、24年度の税のほうでいくと、これは18年度を比較対象に見ていくと、一番多い年で平成22年度の滞納額が3,400万くらいあるんです、一番多い年で。ことしはこれが税でいったら100万に落ちているわけです。これは主にはどういうことが、当然、これは町長を先頭に職員各位の努力のたまものだというふうに思いますが、それだけということの理解でいいのか、あるいは大きな何か要因があつて、これくらいの額になったんだということがあればお聞かせをいただきたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えいたします。

ただいまお示しいただきました数字は、前年度との比較で滞納額が幾らふえたかということで、確かに平成18年以降、平成21年度から22年度の1年間で3,400万ほど対前年度からふえてございます。それが24年度につきましては、23年度から24年度の1年間で税で106万8,924円、使用料等で775万2,084円の増にとどまっております。これにつきましては、確かに3・11

の震災以降、いわゆる建設関係の伸び、それから、南会津におきましても大きな災害等が発生しております。そういった関係で、収入の内訳についても給与関係の所得が伸びております。さらに、法人町民税の税割についても伸びております。そういった部分がありまして、さらに今、議員のほうからお示しいただきましたとおり、職員がそれなりに滞納について、滞納者に対して真摯に向き合った結果、こういう形に24年度、滞納額を圧縮することができたという部分が大きいのかなと考えております。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 本当に今、税務課長のお答えの中で対前年度比、24年度は780万ですか、四捨五入すれば。こういうようなことで圧縮したと、こういうことなんです、この税と使用料との区別をすれば、税のほうでは対前年比100万だけれども、使用料のほうでは670万からの額になっているんです。だから、本来であれば税のほうは、恐らく徴収額総体というのはい多いんだと思うんですね。だけれども、税のほうの対前年比は極端に200万程度に落ちていて、片や利用料、使用料等の額は670万からあるんですね。これは恐らく徴収額全体で見ても、税額から見れば低いにもかかわらず、対前年度額というのはい多いと。

だから、そのところ、私の思うには、税のほうには欠損処理条項があって、そういうことでそれなりの欠損額もあったから、いけば100万のほうに連動しているんだというふうにも思うんですけども、使用料だとか料金だとかという分については、確かに先ほど来の話の中にもあったように、時効ということがあるんだと思うけれども、これは逆に時効でやるということになれば、役場職員が請求しなかったということとの連動になってしまうんじゃないですか。そんなことになれば、本来、真面目に仕事していれば、時効条項というのは該当しないんですよ、条項上はあるといたら。仮に時効が発生すれば、それは行政側が請求をしなくて済むことが起きてくるんだろうから、そういうことになれば職務怠慢みたいな話になっちゃうわけですから、形とすれば時効はあるけれども、実際、時効なんていうことは出てこないんだというふうに思うんです。

しかし、使用料料金等の中には税金という不納欠損条項に該当するような額というものも潜り込んでいるんじゃないかというふうに私は思うんです。だから、これは公平な徴収という立場から、そこまで拡大していいのかということもあるんだというふうに思うし、それはいろいろ議論はしなければならぬことだと思うけれども、ただ、滞納額だけが年々ふえていくということと、町民から行政に対する信頼ということをはかりにかけたときに、しかし何らかの手だてを私はすべきではないのか。

それは先ほど来、課長が言ったように、全国的にはそういうところに一步踏み出して、条例等をつくって、それを欠損処理というんだか何というんだかわからないけれども、何らかのそういうような処理もしている自治体もあるやの状況等もあるようですから、ぜひその辺は研究をしてみる価値はあるのではないのかなと思いますが、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

先ほどの町長答弁にもありましたとおり、地方税収納など全て不納欠損は可能でございます。ただし、不納欠損処分をするための手続に違いがありまして、それぞれの使用料を定めている法律の中に強制徴収ができるというふうに規定されている場合は、税と同じような手続の中で不納欠損処分というものができるとありますが、法律の中にその規定がない場合については、税とは違った手続を経ないと不納欠損処分ができないというものが、同じ行政の中で取り扱っている使用料の中でもできるもの、できないもの等がございます。確かに、不納欠損処分といいますのは、町が持っている債権を放棄してしまうということですので、安易にすべきではないと考えております。

ただし、債務者である、税でいえば納税義務者の居場所がわからなくなったりとか、失踪してしまった、それから、死亡してしまった、あるいは差し押さえをしようにも、その財産がない。会社ですと法人であれば倒産してしまったとか、廃業してしまった、それから、もう本当に生活もできないような生活困窮者が進めば、生活保護の受給者という形になろうかと思いますが、こういった方につきましては、もうこれ以上債権として持っても徴収できる見込みのない、こういうふうに判断されたものについてのみ不納欠損処分という形をとらせていただいております。

今、議員の指摘もありましたとおり、使用料等によっては2年、もしくは5年で消滅してまいります。それを消滅しないために時効中断ということで、債務者に対してあなたはこれだけの滞納がありますよ、それについていついつまでに納付しますという誓約書を出していただいたりとか、財産を差し押さえたりという形をとらないと、消滅時効の5年でその権利が消滅してまいりますので、そういった時効の中断という手続はとらせていただきますので、ただし、先ほど申し上げましたとおり、違う手続の中でいうと、その期間がきても債務者からの意思表示がないと消滅しないもの等もございます。そういったものがありますので、その手続をいわゆる債権管理条例等、これらについて規定している自治体も最近出ているというふうに聞き及んでおりますので、該当する使用料等の担当課において調査、検討していただきたいなと考え

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 これは税金、使用料というのは、本来それは利用する行政サービスを受ければ、それはお互いに公正に平等に負担しなければならないことが原則でありますから、むやみやたらに納入の状況が悪いから欠損だなんていう、こういう安易なやり方というのは特に戒めていかなければならないし、文字どおりそれは今言うような条項に該当して、にっちもさっちもいかないということについては、何らかの対処方策を私はとるべきだというふうに思ひますので、ぜひその辺を含めて、今後ご検討されるよう強く求めておきたいなど、こんなふうに思ひます。何か町長、ありますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から、ちょっと話させていただきます。

これは誤解されると困るんで、今回これだけ滞納、未納額が減ったということではありますが、決して不納欠損で処理したわけではありません。それで適正なやっぱり皆さんの気持ちもそういうふうになってきているということと、それから、職員の本当に地道な長年の努力が実ってきたということと、そのように解釈しております。ですから、そういうような中で公平公正な立場からしても、これを持続できるように、そして皆さん方にまだまだ課題がありますから、その辺も十分にご理解していただいて、完納していただけるように、そういう環境もつくってまいりたいと思ひますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 以上で私の質問は終わらせていただきます。

○芳賀沼順一議長 以上で4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

少し早いですが、午後の時間の都合でここで暫時休憩します。

昼食休憩とします。

なお、午後は1時より開会いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分



◇ 山 内 政 議 員

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

質問は2つでございます。

1つ目、伊南保育所移転についてでございます。

平成25年2月1日に提出された南会津町立伊南小学校跡地利用検討報告書について伺います。

1つ目、各種団体から代表者が委員として選任され、「構成団体の意見を掌握していただき」とあるが、そこで掌握された意見等の資料があれば明らかにしていただきたい。また、掌握した団体名と掌握の方法は何か。

2つ目、町民や町議会の「ご意見を踏まえながら」とあるが、伊南地域に広く意見を求めた経過があるか、伺います。

3点目、伊南小学校跡地が適切な場所とは考えにくい。それは児童の安全確保、施設管理等を考えた場合というが、具体的に何が適切でないのか、示してほしい。

4つ目、現在の伊南武道館前の新たな土地が、現在の伊南小学校用地より安全性を確保できるのか、その理由とは何かを示してほしい。

5つ目、更地にして、将来、西部地域の統合学校を誘致したいと、検討委員会で協議されたと委員からお話を聞きました。将来、そのような計画があるのか、伺います。

2つ目、南会津中学校伊南地域スクールバス運行について。

1つ目、夏季休業中の部活動等の活動で、スクールバスを運行されたようではありますが、午前と午後の運行がなされていませんでした。運行はなぜできないのか。数回はやっておりますけれども、多くの場合、やれなかったということでございます。

2つ目、冬の生徒の待合所の設置についてはどのような計画があるか、伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、伊南保育所移転に関する1点目ではありますが、各種団体から代表者が委員として選任され、構成団体の意見を掌握いただきとあるが、そこで掌握された意見等の資料があれば明らかにしていただきたい。また、掌握した団体名と掌握の方法は何かとのおただしであります

が、町としては一人でも多くの町民から意見を聴取するため検討委員会を設置いたしました。会議では各委員がそれぞれの団体の考えに基づき意見を述べられたものと、そのように認識しております。そのことから各団体における意見等の資料については持ち合わせておりません。

次に、2点目、町民や町議会のご意見を踏まえながらとあるが、伊南地域に広く意見を求めた経過があるかというおただしであります。検討委員会の話し合いの中で、それぞれの各団体の意見を集約し、持ち寄る形で検討を行うということで話し合いが進められましたので、町としては、伊南地域の各種団体から選出された委員による検討結果を尊重すべきと、そのように考えております。

次に、3点目であります。伊南小学校跡地が適切な場所とは考えにくい、それは児童の安全確保、施設管理等を考えた場合というが、具体的には何が適切でないのかのおただしであります。検討委員会で話題になったのは、児童の安全面の話については伊南小学校に隣接した道路は交通量の多い場所であること、また、保育所建設後に行われる伊南小学校施設の解体工事の際に、児童の安全確保や保育所運営に支障を来すことが予想されると、そのような考え方の中であったと思います。

なお、さきの議員懇談会でも申し上げましたが、町といたしましては、旧伊南中学校周辺を教育・子育てエリア、伊南小学校、伊南保育所跡地周辺を歴史・文化交流、観光交流エリアとして位置づけ、新たな振興策を今後考えて推進してまいりたいと、そのように考えております。

次に、4点目であります。武道館前の新たな土地が現在の伊南小学校用地より安全性を確保できるのかのおただしであります。検討委員会の中では、武道館前の新たな土地という具体的な話は出ておりませんでした。

また、保育施設の中に学童保育室を今度の保育所の中には計画しております。仮に旧伊南小学校敷地に学童保育を併設した保育所を建設した場合、児童が国道を通過することなど移動あることから、交通面の安全性を考えますと、現在の小学校よりは児童の安全が確保できるものと、そのように判断しております。

また、小学校前の大型用水路は小学生を含め児童の安全を確保する意味合いでも、安全対策は欠かせないものと、そのように考えております。この水路に関しましては、私の記憶ですと平成17年だったと思いますが、それまで安全対策が放置されていたものを、私が議員だったときに村のほうに指摘して、その対策として村に改善を求めまして、今現在の防護柵が設置されているものと、そのように認識しております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます

ので、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、伊南保育所移転に関する5点目、現在の伊南小学校跡地を更地にして将来、西部地域の統合学校とする計画はあるのかとのおただしであります。教育委員会では児童・生徒数が減少していく中で、本町の大切な子供たちにとって、今後どのような教育環境が望ましいかという視点に立って、町内各学校の適正配置を実施いたしております。

平成26年度以降の計画につきましては、各地域の今後の児童・生徒数の減少傾向を考慮するとともに、地域との合意形成を図っていくということが大変重要であります。今後の既存の小・中学校の再配置につきましては、慎重な検討が必要であり、現在のところ、具体的な統合学校名や実施時期につきましては明確に定めておりません。これからも保護者や地域の住民の皆さんのご意見をもとに、学校の適正配置につきましては、子供たちの教育環境を最優先し、地域住民の皆さんの同意を得ることが重要であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、南会津中学校伊南地域スクールバス運行に関する1点目、夏季休業中の部活動等でのスクールバスの運行について、午前と午後の運行がなぜできないかとのおただしであります。ことし町内の他の中学校では、夏季休業中の部活動のためにスクールバスは運行しておりません。伊南地域での通学距離が最長で20キロメートルあることから、生徒の安全確保や保護者の送迎の負担軽減からスクールバスを運行しているところです。

おただしの午前と午後の運行がなぜできないかということについては、中学校との調整の中で、大桃発の早朝の1便と中学校からの帰りの2便の運行となっておりますが、お昼時間帯には南郷、伊南地域の両小学校のプールバスの運行もスクールバスで対応していたため、車両を確保することが難しく運行できませんでした。今年度の運行実績を関係者と協議いたしまして、来年度の運行計画に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解願ひます。

次に、2点目、冬の生徒のスクールバスの待合所の設置について、どのような計画があるかとおただしですが、伊南地域には待合所が設置されている箇所もありますが、これはそれぞれの地域の協力により設置されたものだとお聞きしております。冬季間のスクールバスの待合所は、現在のところ新たな設置計画はありませんが、既存の公共施設や民家の車庫などを待合所として協力を依頼するなど、児童・生徒の安全確保ができる場所を今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜ります。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項等については、

担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 今回、検討委員会の2番目の中にあります、ご意見を踏まえながらというような、要するに町民と議会のご意見を踏まえながらという報告書の中にあるわけですが、先ほどの答弁ですと、いわゆる旧伊南地域に広くそれは求めなかったというような答弁だったのかなというふうに認識をしたわけですが、報告書でも言っている議会にご意見をということ、2月1日に報告書が出て、それからご意見といいますか、私どもに公開されたのはたしか6月だというふうに記憶しております。

例えば、その時点で、町民に意見を求めることということではできたのではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町民に広く意見を求めるという考え方、先ほど申し上げましたが、各団体やいろんな方面の方々を検討委員会に選んだということで、そして、持ち帰って検討していただいたということで、広く意見をいただいたと。いろいろな広く意見をいただく方法はあろうかと思いますが、私は、そのような方法で広く意見をいただいたというふうに認識しております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまの町長のお話ですと、広く意見をいただいた。私もそうであろうということだと思っておりました。ところが、この委員になっておられる方に全てではございませんが、お話を伺いました。

そうすると、例えばある常会は3つありますが、名前は申し上げませんが、ある常会長にお話を申し上げましたらば、地区民の人にそういうことは、いわゆる聞かなかったという話をいただきました。普通、常会ですから、最低でも役員会で意見を聞くとか、丁寧な方ですと、常会の総会なりを開いて、もう重大な問題ですから、多分そういうことだろうというふうに私は想定しておりました。だけれども、残念ながらここにある3つの常会では、そういうことはされておられなかったということでございます。そういう意味からは、広くということにはちょっとならないんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それから、これはいわゆる地区民の方、一方、PTAはそれではどうだということで、PTAではしっかり協議をされたのかなというようなことで、これも私、確認をさせていただいたらば、PTAの役員としては出ていたけれども、全体に話をしてこういうことだということは

やらなかった。かつての伊南中学校のPTAの保護者に確認をしたらば、そういうことはなかったという話を私は伺いました。

そういう意味からいうと、広く町民の意見を聞くということにはならないのではないかとこのように思うんですが、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

先ほど答弁したとおり、私はそのように理解しておりますし、そうだったと思います。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 私のほうからも状況についてお答え申し上げたいと思います。

町長答弁ありましたように、幅広く一人でも多くの意見を聞きたいというようなことでの委員会の構成等をしたところでございます。確かに団体の意見を持ち寄る形で会議は進められたものと考えております。その検討委員会の中で、今、議員が事例として言われていました3地区の常会、あるいは中学のPTAの保護者のほうでは、そういった状況だったと思いますけれども、委員会の中でこういうことがございました。正式の会議は持って意見を聞いたということではありませんけれども、まず、これは保護者の代表の方、これは保育所の方だったんですが、意見要望という形で保護者から何件かの意見をいただいたという報告でございます。その中で意見が、この検討委員会の中で報告をされております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 町長はよく意見を聞いたという認識というふうに答弁をいただきました。しかし、実際に声が聞こえてくるのは、どうしてそういう話を教えなかったのかという町民の声が実際に多いわけです。広報しなかったということでございますので、当然、チラシ1枚も出されておられませんので、そういうことがあるかどうかというのは、23人でしたか、この委員の方は。逆にいうとその人以外は意外と認識していなかったのかなというふうに、そういうこともとれるわけです。伊南地区は14集落あるんですが、直接地区の方にお話できるとしたらば3つの常会しかないんですが、例えばほかの11地区の地区民の方に知らせなくてもいいんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほど地区民の広報といえますか、意見を聞くということですけども、そういう意味では、この復命書の中に委員の中に持ち帰ったけれども、こういう話をしたけれど

も、特別な意見がなかなか出なかったという意見、それから、別な委員もそういう話をされています。地区で2回ほど話をした、具体的に回数も掲げて。それから、保育所の保護者からも聞いたということですが、それについても答申のような話ということであったという話が、ここに書いてありますので、私はそのような、ですから、いろいろなやり方はあろうかと思いますが、私としては方法は間違ったと思いませんし、その答申を真摯に受けとめて、そのとおり私は地域の意見としてこれから推進していきたいと、そのように考えているところでもあります。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 跡地の利活用検討委員会というのは、多分、伊南小学校と針生小学校もあったのかなというふうに思っておりますが、針生地区では人の話ですので定かではありません、確認をしたいのですが、地区民にアンケートをしたんだと、どういう利用をしたらいいかと。そういう話を伺ったんですが、これはちょっと事実ですか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

針生小の跡地利活用検討委員会につきましては、今おただしのように、針生区独自でアンケート調査を実施をしております、その結果についても教育委員会のほうにいただいております。以上でございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 検討委員の方から民意を問うたというようなニュアンスかなと、町長の今までの答弁は。例えば伊南小学校の利活用検討委員会、そのアンケート調査とかということは、例えばそういう民意を吸収するための方法は検討されなかったんですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 答えをいたします。

検討委員会の中でも確かに将来を担う中学生あるいは若者にターゲットを絞ったアンケートを実施してはいかがなものかというような意見がございましたけれども、先ほど町長答弁の中にもありましたように、各団体からの意見を持ち寄るといような形での会議の進行になりましたので、アンケート調査については実施をしなかったということでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 つまり町長、やはりこれはわずか伊南地区は約600ちょっと、人口で1,550人ちょっと、そういう人たちにアンケートでもわずかだと思ふんです。今からでも私

は間に合うかなと思うんですが、せめて議会に教えていただいた6月以降、それは報告書にもあるように意見を聞いてくださいと書いてあるわけだから、そういうことはこれからもできなかったですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほども答弁いたしましたように、わずか600人とか何とかとこうおっしゃいますけれども、どういう数字であろうが、私はこういう検討委員会の方法で、そして広く意見を求めたと、そして理解をいただいた中で検討をいただいた、その答申を真摯に受けとめると。そういうことで私は判断いたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 私は、今まで町長の行政運営というのは、本当に公平公正という立場で行政執行をされてきたと思っています。例えば、新庁舎建設事業、これはことしの1月に広報紙で全町民に広報をされました。その後、タウンミーティングもしました。その中で一般町民に広報した時点で、場所の問題とかそういった議論が初めて出てきたのかなというふうに私は思っています。非常に丁寧だと私は思います。

その中で、最初の広報ですと、あたかもこの土地に建てるんだというふうにこの地域の人たちは思ったと。あの広報を見て、もうおらほで建つんだと、そういうふうに理解したそうです。ところが、西部地区の人は場所はまだあるだろうと。そういうことで議論をされまして、その後、検討委員会がされたその経過があります。私は、保育所の建物も新築も新庁舎建設も同じスタンスで本来やられるべきではないんですか。あなたが言う公平公正というのは、そういうことではないんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 基本的にどういう方法で、どういう段階を踏んで、どういう手段でとこうあるかもしれません。そういうことかもしれませんけれども、私はそれをやっていると思います。今回も跡地検討委員会の中でこのような話を答申いただいて、このように決定しようと思ったということで、それは何回も申し上げますが、それぞれの分野の中でそれぞれの立場の中の人に集まっていただいて、そして検討いただいたということで、町民の意見をこの件に関しては私は広く意見をいただいた、それを真摯に受けとめたということで認識しております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 町長、それは認識が私は違うと思います。少なくとも、多々石、青柳、小塩、白沢、浜野、内川、耻風、小立岩、大原、大桃の人たちには情報は届いていません

よ。だから、今、議会になってこういうことだよとなったときに、初めて伊南小学校の跡地には建たないで、よそに行くんだという話が実は盛り上がっています。盛り上がっているというか、私もお叱りを受けているんですけども、それはあなたはこういうことで大丈夫だと言っているんですけども、実際に、伊南の地域の人たちには伝わっていないんです。伝わっていないから、どうしたんだということがあるわけなんです。どうですか、もう一回、皆さんに実は報告書でこういうことを提案いただきましたと。それで、こういうことも進めたい、あるいは、また別な意見があったらどうですかということは、その伊南地域の人たちに聞くということとはできないですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今までも答弁したとおり、検討委員会の中でそれぞれの立場の人が行政区の代表だったり、そういう人たちが来ているということですから、そして、持ち帰って検討しているわけですから、そういうことで私はそれはクリアしていると、そのように判断しております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 検討委員の中の地域協議会の委員の方にお話を伺いました。その中でこういう話をされました。

古町地区のほうで反対というような声が上がったならば、もう一回、報告を見直すことも、その当時は話をしたよ。だから、見直すことについてはやぶさかではないんだけども、そういう話をされたんですが、そういうことはありますか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

地域協議会の中では、そういう話はなかったというふうに私は思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 その委員の人がうそを言ったということですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 そう思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 せっかく公平公正でしっかりと新庁舎のほうはやっていただいているのに、どうして保育所のことについて、もう少し丁寧な説明をしていただけないんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 検討委員会の中と、それから、そのほかの話したこととごっちゃにすると、いろいろな意見が出ると思います、個人の考え方ですから。ですから、当時、その検討委員会の中で総体的にまとめたものを私どもは受けとめるわけです。ですから、その中で多分、いろいろな意見があったと思います、それは。そういうことはあったと思います。だけれども、まとめたものはそういうことですから、それを受けとめるということが通常の方法ですよ。いろんな意見があったから、じゃ、こういう意見もあったからそれも取り上げよ、こういう意見もあったからこれを取り上げよといったって、じゃ2つあったらどうするのとなるんです。方向性がまとめたものを取り上げるのが、それを実施するのが私たち、真摯に受けとめるのが今の私の立場ですから、そのような考え方で進めたいと思っています。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 何回も言いますけれども、2月1日付の南会津町長大宅宗吉様宛で委員長の山内孝義さんは、最後にこう話していますね、書いています。

町民や町議会のご意見を踏まえながら、それは私はこの報告書を町長に上げます、よろしくお願ひしますと。町民の意見や議会のご意見を踏まえながらと言いました。議会に上がってきたのは6月、2月1日からそこまでなんです。悪気はないと思いますけれども……。そのとき、議会として、何回にもなりますけれども、どうして全町民とは言いません、伊南地域の人たち、どうしてそういうことをやられなかったんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも皆さん方におわび申し上げましたけれども、確かに2月1日、2月に答申いただきました。その時点で皆さん方に説明申し上げなかったということは本当に申しわけなかったと思います。

その後、皆さん方には何度か説明させていただきましたし、今回も議員懇談会の中で、この件については説明させていただきました。それから、この件に関しましては、私たちが今度上程いたしますから、その中で皆さん方のまたご意見もいただきたいということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 再三申し上げますが、どうして町民にチラシ1枚でいいから、そういうことを知らせるといふ、あなたのいう公平公正でしょう、それが。違いますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 もうお答えしたとおりであります。皆さんに知らせるというのは、こういう検討委員会の中を真摯に受けとめて、そしてこういうことをやるということで、私は理解しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 その町民の意見を伺うという意味で、私は知らせないのかと言っていることについては、今の答弁では答弁になっていないと思うんですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えしましたとおりです。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 要するに、やらないということですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 やりません。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 もう一度答弁をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 同じです。

○芳賀沼順一議長 お互いに感情はそれぞれいいんですが、やっぱり質問と答弁と町長もかみ合うように真摯な答え、真摯な質問をお願いします。これは全国に放映されていますので。

山内政君。

○10番 山内 政議員 町長、私は伊南地域の町民が知らせてほしいということを議員として信任を受けて、きょう質問に立っているんです。伊南地域の町民に知らせてほしいと、詳細を知らせてほしいと。それについて町長の答弁をいただきたいんです。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 今までの経過も含めてお知らせします。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 私のほうからもお答えをしたいと思います。

確かに周知の件については時期的な部分、いろいろあろうかと思いますが、伊南保育所の整備というものは伊南地域にとって、合併前からの早急に建てかえが望まれていた重点事業でございます。そうした中で、先ほど申し上げましたように、広く意見を聞くというような意味合いで、委員を選んで検討委員会を立ち上げ意見をいただきました。そして、町がその意

見を尊重して方針を決定し、そして、今回の議会に関連の予算を補正予算として提案し、その後議会に議決が得られれば、初めて伊南保育所の建設の方向性といいますか、そういった進むべきものが決定するんだらうということで判断をしております、議会の議決がされれば、その後これまでの経過も含め、伊南地域の住民の方に周知をしていくべきだなというようなことで考えておりました。

ですから、あくまで議決機関である議会の立場もありますので、そういった部分を踏まえまして、こういった時期に議決後に周知をしていきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 それは私は反対だと思います。せっかく町長が説明をしたい、しませうという言葉いただきましたので、非常に安堵しています。できれば一度立ちどまっていたら、報告書の内容をもう本当に真摯に、この方々は報告書をつくられたわけです。これも含めて町民の人、そのほかないですかと、そういうのが民主主義じゃないですか。せっかく報告されるんなら、どうか一度立ちどまって報告していただけないですか。議会が決まってからというのは、それでは上意下達じゃないですか。それは議会ですから、どうなるかわかりませんが、山内議員の言っていることは間違っているからこれは通すという方もいらっしゃるかもしれませんが、それはちょっと違うんじゃないか。議会はわかりませんが、ただ、やり方としては、せっかく町民に知らせてもいいという判断を今答弁いただきましたので、それだったら町長、立ちどまってもう一度この報告書と内容と一緒に、そのほか町民の皆さんありませんかと、古町地区の皆さんありませんかということは話をされてもいいんじゃないですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私も今までの経過も含め、町民の皆さんには知らせると申し上げましたし、また、今、支所長のほうからもまたありました。そういう中で、この議会でもた審議いただくわけですから、私としてはそういうようなことも含めて、そして、その経過も含めて町民の方にお知らせすると。それ以上の私からの答えはありません。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 はい、それはわかりました。それ以上の答弁はないということは質問しても答弁しないということで。ただ、支所長も聞いていただきたいんですが、このままですと結果のいかん問わず、伊南地域に禍根を残しますと思います、私は。それはせっかく23人の人たちがすばらしい報告書を上げていただいた。これが一般の町民に伝わっていないから、

何である人たちだけでやったんだという話があるわけです。それは今、町長から私も答弁をいただきましたので、その内容的なものは十分理解はしますけれども、ただ、一般の方は私たちは説明を受けていないんだと、それは残ると思うんです。せつかく4回もかけて検討したこの検討委員の人たちの思いが、私は伝わらないんじゃないかなというふうに思います。

それから、ちょっと今については了解をいたしました、答弁しないということであれば。

それから、伊南小学校の跡地の安全ということです。これは取ってつけたような理由だと私は思います。伊南小学校は明治6年にあそこに学校がつくられました。それから、約140年近く、約139年ですか、計算しますと。その間、あそこで大きな事故があったというような報告は多分ないと思うんですが、町長も含めて、そういう事故、教育委員会で掌握されていますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私の振り返っただけのことでお答えさせていただきますが、人的な事故はなかったかなと思います。ただ、私が小学校のときに大変大きな枝が校庭に落ちましたし、前日も18号台風のときに、イチョウの木の枝が道路に落ちました。ですから、どこが安全で、どこが危険だとか、そういうことというのはどこで何が起こるかわかりません。ですから、危険性はどこにでもあると私はそういう認識でいます。

そういう中で、どこにあってもそれなりの万全の体制でやっぱりきちっと対応するのが行政の役割だと思っていますから、そのようなことは十分注意しながらやっていきたいと思っています。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 全くそのとおりです。これは仮に伊南武道館の前に行っても、伊南小学校のところにいたとしても、突然、土砂災害だろうが、あるいは雷とかそういうののリスクというのは、もう全てこれは私もそういう意味では共通認識です。

ただ、130年以上、あそこに学校があって、子供たちがしっかりあそこで育まれてきたという事実は非常に重い、伝統ともいうものですか。それを全く視野に入れられないというか、古町地区の多くの考え方がそういうことなものですから、私は今、話を申し上げているんですが、ぜひ、そのことも含めてやっぱり検討していただきたいなど。安全面ということがあるわけですが、ぜひ139年間のあその土地で育った子供たちというのは重いなということ、まずどうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もあの校庭で小学校の教育を受けましたし、運動会もやりました。そういうことでありま

すから、十分それは念頭にあります。しかし、今まで事故が起こらなかったから今後起こらないとは限りません。ですから、そういうことを含めて先ほど答弁したとおりであります。そういうことであれ万全を期していきたい、そういうことを念頭に置いてやっていきたい。そのイチョウの木のシンボルということも十分わかります。ですから、そのシンボルの生かし方は何も教育ばかりでなくて、伊南地区のシンボルでいいんじゃないですか、考え方として。私はそう思います。ですから、もっともっと広くそういうことを理解していただくようなことも一つの生かし方だと私は思っています。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 先ほど教育長に答弁を求めた、いわゆる更地にして、将来統合小学校を誘致したいんだという思いについては、具体的なものは無いというご答弁だったかなというふうに思うんですが、この検討委員の方々の本当の思いというのは、あのイチョウの木の下で西部の子供たちを集めたいんだと、学校をつくりたいんだと。ここにはあらわれてきませんけれども、思いはそういうことなんです。だから、あそこはあかしておきたいんだ、だから、あそこに保育所を建ててしまったんでは、将来ひょっとして来たらば学校を建てられないよと、そういうことというのは伏線にあるわけです。

委員の人に聞くと、いや将来、あそこに学校が来るかもしれないから、あけておかなきゃならないんだと。私はそういう思いというのはわかるんです。だけれども、今、教育長答弁のように、当然ですよ、30年の計画、教育委員会でも立てられないんですよ。今のところはな。これは明確でいいんですね。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、伊南地域の方々の思いはわかりますけれども、現在のところは白紙の状態であります。特に、この統合の問題については、南郷地域とか館岩地域の方々と協議しているわけでも何でもありませんし、今現在のところでは、やはり将来の子供の推移とか、そういうことを考えながら、子供の教育環境の整備について、今後どのようにしていくかというような問題を真摯に対応していきたいと思っておりますので、現段階では白紙で理解していただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 話は前後しますが、もう一点、私は新庁舎の議会のほうの特別委員会委員長をしております、過日、8月7日に田島地区の区長さんの意見聴取をさせていただ

きました。その場所の問題の出た中でこういうことがありました。交流館のほうに持って行くと土地代が、数字はちょっと忘れましたが多分1億5,000万とかなんとかと言われたような記憶なんですけど、これは数字はごめんなさい。お金が新たにかかるんだと、今のところなら金かからねえべと、どうしてそういう無駄な金を向こうさかけるんだという話がありました。

新庁舎建設も伊南の保育所の新設も、南会津町の予算を使うという意味では全く私は一緒だと思います。これはこの報告書から離れて、私の思いとしては、できれば用地があるわけですから、伊南小学校跡地という。これは私はこれから離れて質問するんですけども、それもしっかりとお金を使わなくても、用地買収しなくてもできる場所があると。しかも139年間、ほとんど意見を話していると思うんですが、ほぼ安全なところの場所があるという、その認識、そこだけはしっかり町長に伝えたいと思います。どうですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は、教育、福祉、いろいろな事業が町としてありますが、お金だけで物事を判断しようとは思っていません。どのようにしたら本当にしっかりした事業が実行できるのか、まずそれを考えたいと思います。そうした中において、総合的な判断の中でこれからもそれぞれの事業の中では、私は基本として判断していきたいと思いますので、これもその中の一つの考え方だということでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 お話は伺っておきます。

それでは、スクールバスの件ですが、昨年12月に教育長に質問をしたときに、多分12月でするので、スクールバスについてはほとんど決まっていなかったというような答弁だったというふうに書いてあるんですが、夏休み、伊南地域以外は出していないということなんですけれども、それは余り強調されなくてもよかったんですが、やはり必要性があって出されたと思うんです。できるだけ、来年についてはこれから考えるということなんですけど、やはり教育は平等といっておかしいですけども、やはり遠くから来る子供もしっかりサポートしてやるのは当たり前ですから、それは本当に一日中、学校に置かせるんじゃなくて、何とかやりくりをしていただいて、できれば午前、午後、充実した夏休みの活動、家での活動、学校での活動をさせてやりたいと思うんですけども、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

今回のスクールバスの運行の件につきましては、議員おっしゃるように、大川地区、特に大桃地区の方については20キロメートル以上あるというようなことで、部活動等についても他の地域については保護者が送迎したり、自転車で通ったりしているわけなんですけれども、やはり保護者に迷惑がかかったり、子供たちの安全・安心を考えた場合は、スクールバスを利用したほうが良いというような判断のもとに今回出したわけなんですけれども、ただ、子供たちには朝1便と午後2便というようなことで、部活動の時間に不便を来たしたのは事実なんで、ことし学校等と協議しながら、どういう利用方法がいかというような部分については、先ほど申しあげましたように検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 それはできるだけ要望に応えるという検討ということによろしいですね。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

要望に近いもので検討していきたいと思いますが、その辺については学校側とよく協議しないと、今の段階ですぐ返事出せませんので、その辺については来年度に向けて学校側と協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 わかりました。

これからもうすぐ冬に向かってくるんですが、いわゆる田島地域と西部地域と言われる伊南地域、南郷地域、雪の量がもう違いますので、安心・安全という意味も込めて、ぜひ冬の待合所については、具体的に進めていただきたいなというふうに思います。先ほどの答弁ですと、民家を借りるとかという話が出ていましたので、その辺、例えば具体的なことをお持ちでしたらば。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

具体的な話については、まだ分室からきちんと上がってきていないので、分室のほうに今後、児童・生徒の通う地区等について、どういう対応ができるかというような部分も含めて検討していくように話はしてありますけれども、今後、そういう中で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 初めての伊南地域の子供たちが南郷、南会津中学校に来る初めての冬ですので、その辺はしっかりと分室、それから支所も踏まえて見守っていただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいまの質問について、分室並びに支所と連携しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 以上で一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、通告の順序によりまして、一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、人口減少対策について質問いたします。

南会津町が合併しました平成18年3月の翌月には、合併して初めての広報みなみあいつができましたが、そのときの人口は2万126人であったわけですが、本年の9月1日現在では1万7,641人というふうになっておりまして、2,485人も減っているという状況であります。

これにつきましては、皆さん方、ご承知のように、生まれる人が非常に少ないと、そして、亡くなる人が大変多いと、こういう自然減少が多いわけでありまして、さらにここ数年、多くの企業が撤退するなどによる社会減が大きな理由と考えるものであります。

そこで、人口減少を少しでも防止するためには、雇用の場とか、あるいは若い人の出会いの場、さらには若い人が家庭円満で子供を多く産んでもらうとか、さらには、今、原発の事故で避難している方がおりますので、そういう方を支援してここに住んでもらうとか、そうした多角的な面からの対策を講じる必要があると考えますので、次の点について伺うものであります。

1つ目は、昨年12月の議会におきまして、田島地区あるいは下郷町や只見町にできる特別養護老人ホーム、あるいは田島地区に予定されておりますダイユーエイトなどについての開業の時期であるとか、さらには、雇用の人数であるとか、そうした面につきまして、質問して答弁

を得ましたけれども、その後、そうしたものがどう進んでいるか、その進捗状況を伺うものがあります。また、それ以外の新たなことがあれば、あわせて伺いたいと思います。

2つ目ではありますが、2つ目は毎週火曜日の夜7時からTBSで放送されております「もてもてナインティナインお見合い大作戦」というのがありまして、これを当町で開催するための支援をしてはどうかという提案をしたいと思います。

これは若い人から要望があったんでありますが、この番組は個人参加ではありますけれども、町村単位で参加男性が20人いなければ応募できないと、こうなっておりますので、なかなか仕事をしながら若い人が20人集まるのは大変だと、こう思いますので、そこの集めるところ、これを行政で支援することができないかなというふうに思うわけであります。

そして、それがうまくいけば参加者のためにもなりますし、また、町のPRにもなるのではないかと、こういうふうに考えるものであります。

3つ目ではありますが、3つ目は、平成22・23・24年度の決算資料を見てみますと、町の人口動態を見ると次のようになっております。

離婚と婚姻の関係でありますけれども、平成22年ですが、離婚が30件、平成23年は離婚が22件、平成24年は離婚が28件であります。一方、婚姻のほうは平成22年が54件、23年は51件、24年は57件と、こういうふうな数字が載っております。

さらに、この離婚の率というものをどういうふうに見るかということで、町の資料には載っておりませんが、ホームページを見てみますと、厚生労働省のホームページでは離婚率というのが載っておりまして、離婚件数を人口1,000人で割ったというふうになっておりますが、2010年の話で県の離婚率が載っておりますが、本県の場合は1.95でワースト15というふうに載っております。ワースト1は沖縄だそうですけれども、これは県単位でしか載っておりませんが、町単位で計算すると、本町の場合はどういう離婚率になるかということを伺いたいと思います。

また、離婚件数を婚姻件数で割る相対離婚率という見方もあるようでありまして、これもやはりホームページを見ますと、2010年の場合は相対離婚率で福島県の場合は41%ということで、全国でワースト5というふうに載っております。これを単純に例えば2010年の場合を30割る54掛ける100とやると、55%というふうになるわけではありますが、これでよいのかどうか、町としてはどう受けとめるか、計算してみてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

要するに、この離婚率ということの考え方を、やはり町としても調べてみて、これが大変多い状況だと思いますので、やはり何か対策をとる必要があるのではないかとこのように思います。

この結婚した女性というのは、最も子供を産む可能性がありますけれども、何らかの理由によりまして離婚することは極めて残念でありまして、新婚者に対しまして、家庭円満対策を兼ねた離婚対策を講じてはどうかというふうに思います。この対策については、聞いた話では、ほとんど全国的には例がないと聞きますので、やはり何事も全国に先駆けて対策をとってはどうかというふうに思うわけであります。

4つ目でありますが、8月7日現在で原発事故による南会津町への避難者を担当に聞いてみますと、62世帯で143人がいるという状況であります。こうした方々は自宅へ帰るのを当然毎日願っていると思いますけれども、マスコミ報道などを見ても、高い線量、あるいは帰っても商店がない、病院がないと、こういう状況で、なかなか長い時間がかかる厳しい状況にあります。

そこで、南会津町への定住についてアンケートなどをもって、希望者があった場合には土地や住宅などを安く提供して、定住を促進する方策を講じてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次、2つ目は、税額の端数計算の変更についてという質問であります。

税の徴収につきましては、例えば固定資産税を例にとりますと、次のようになっております。

1期が5月で2期が7月、3期が12月で4期が2月と、こうなっておりますが、年額8,000円の場合を例にとりますと、1期から4期とも毎回2,000円ずつであります。しかし、年額6,000円の場合につきましては、これが6,000円を4で割ると、毎回1,500円かなと思うわけですが、そうではなくて1期目が3,000円で、2期から4期目が1,000円と、こういうふうになります。これは収入が少ない方、あるいは年金しか入らないというような方につきましては、なるべく均等にしてほしいという要望がありますけれども、これが実現されていないと、こういう状況です。

この理由を調べてみますと、地方税法によりまして、税の確定金額を納期で割って、1,000円未満の端数があるときには1期目に合算すると、こういう規定があります。そこで1,500円にはならないで、その500円が1期目にきますので、1期目が3,000円と、2期以降は1,000円、1,000円、1,000円と、こういうふうになるようであります。

しかし、地方税法では、条例でこれと異なる定めをしたときはこの限りではないという規定もありますので、そこで最小単位を500円にするなど、町民が税金を納めやすくするための条例改正をしてはどうかという提案をしますが、いかがでしょうか。

これも全国的にはほとんど例はないようではありますが、しかし、特に税金をまけるといって

いるわけではありませので、納めやすくするという方法ですので、やはり全国に先駆けてやることも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、道路の舗装等についての質問であります。

田島地区寺前のみはや酒店から大門川へ通じる、通称、昔、病院道といったそうではありますが、細い道がありますけれども、ここにつきまして、平成20年に本町区から拡幅しないで、現道のまま簡易舗装と排水対策などの陳情があったと思います。これには80人ほどの署名もあったというふうに聞いておりますけれども、大門川への排水対策などは行われたものの、簡易舗装は行われずしておりますが、なぜ進まないのか、伺いたいと思います。

また、ほかに同様の中途半端な事例はないのかどうか、あわせて伺うものであります。

以上、演壇からは終わりますが、答弁によりましては再質問席から質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少対策に関する1点目ではありますが、特別養護老人ホーム及び株式会社ダイユーエイト開業に伴う雇用見通しの進捗状況についてのおただしであります。初めに、特別養護老人ホームは平成26年度、南会津町に1カ所、雇用予定人数55人、下郷町に1カ所、雇用予定人数45人、合計2カ所整備される予定でありまして、雇用人数100人の予定であります。平成27年度に計画されております只見町は1カ所、雇用予定人数は今のところ決まっております。

南会津町に整備される特別養護老人ホームの雇用につきましては、管理者及び医師等を除き来年1月から募集を開始し、介護職員を中心に30人程度の採用が計画されております。

次に、株式会社ダイユーエイトに関する進捗状況であります。地権者等との協議が終了し、本年6月、農用地利用計画変更申出書が提出されており、計画では各種手続を進め、来年6月に建設工事に着手し、12月ごろに開業予定となっております。

また、同一敷地内に株式会社リオンホールコーポレーションの進出も予定されておりまして、2社で雇用予定の従業員はパート社員80人中60人を地元から雇用する計画となっております。

また、株式会社住田光学ガラスはファイバースコープ内視鏡の生産施設を田島工場施設内に増設しまして、新規に5人の雇用が計画されております。

さらに、本年度創設しました企業誘致報償金制度の企業誘致推進員の仲介により、IT企業の誘致に取り組みまして、来年度4月から数名の新規雇用が見込まれる予定となっております。今後、これにより一層、情報の収集及び情報交換に努めまして、Uターン、Iターンの若者定

着の促進に取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目であります、TBSで放送されている「もてもてナインティナインお見合い大作戦」を当町で開催するための支援をしてはどうかとのおたただしですが、この番組は嫁不足に悩む市町村の独身男性と本気で結婚したい女性が集団でお見合いをする企画でありまして、これまでのお見合い開催場所は15カ所で、各地の地方自治体から地域活性化の起爆剤になると注目されておるところでございます。

当番組の開催地募集に当たっての募集要件や経費負担、さらには参加男性20名の応募方法などについて、テレビ製作会社と調整を図りながら、誘致条件を整えられるようであれば、開催を支援する体制について検討してまいりたいと考えております。

町としても、いろいろこの縁組といえますか、このような企画を催しまして、さらなるそういう機会といえますか、状況を町としてもつくっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります、家庭円満対策を兼ねた離婚対策についてのおたただしですが、まず離婚率につきましては、人口動態調査における年間の離婚件数を10月1日現在の人口で割って1,000を掛けたもの、すなわち人口1,000人当たり1年間の離婚件数であります、2010年の本町の値は1.45件となり、県離婚率より低くなっているのが今の現状であります。

ただ、議員がその質問の中でおっしゃいましたが、実際に町内の結婚の件数、それから離婚の件数、この割合を見ますと、新しく結婚された約半数、既婚者が離婚しているというような数字でありますので、正直私もこれはびっくりしました。そのような状況であるということを改めてしっかり認識したいと思います。

相対離婚率につきましては、離婚件数を婚姻件数で割ったもので、16番議員おただしの本町の2010年の55%という値は、事務報告の年度内の件数をもとにしたものであります。福島県の41%の値につきましては、歴年の件数をもとにした人口動態調査の値でありまして、当調査の本町の値は40%となっているところであります。

議員おただしのとおり、離婚することは非常に残念なことでありますが、離婚には性格的な問題、経済的な問題、異性問題等さまざまな要因があると、そのようなことかなと思います。根本的な解決策は見当たらないでありますが、行政が内面に立ち入っての具体的な対策は、これまた難しいものかなとも考えております。

ただ、私としては、本当に自分がこの人と思って結婚した、そして、時がたってまた離婚される、あるいはお子さんが生まれて離婚される、本当に不幸なことだと。離婚される方はいい

んですけれども、特に子供さんがあった場合、私は本当にその思いは痛切に思います。ですから、やっぱり親御さんといいますか、両者にも我慢というのかそういうのは必要じゃないかなとは思っています。ですから、そういうことも含めて、町としてどのように対応したらいいのかなということは難しい問題ではありますが、いろいろ研究してまいりたいと思います。

離婚の大きな要因として、経済的な変化が結婚生活に潜在的に影響を及ぼしているというような研究結果もありますことから、一定の生活水準を維持して生活するための経済的基盤、すなわち安定的な雇用の確保等を、町としては図っていくことも重要なことかなと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目ではありますが、原発事故による避難者の本町への定住促進の方策についてのおただしであります。本町に避難している方は、避難指示区域以外の市町村からの自主避難者を含めまして、8月末現在で61世帯、141人です。このデータは避難元の市町村から福島県に報告されたものをまとめたものと、そのように聞いております。

したがって、まず、現に住んでいらっしゃるかどうかの実態調査を実施した上で、避難されている方に必要な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、税額の端数計算の変更に関するおただしであります。町の税金はそれぞれ条例の納期を定め、分割納付する場合は地方税法に定めるところによりまして、最小単位を1,000円とし、1,000円未満の端数は1期分に合算する形で税額を確定し課税をしてきたところであります。これは町民が納税される場合や納税貯蓄組合で納付される場合など、できるだけ扱いが煩わしくないようにとの考えで採用しているものであります。

また、納期についても、できるだけ町民の負担が集中しないよう、極力納期が重ならないような配慮をしてきたところでもあります。分割納付の場合の税額の最小単位は、条例で1,000円以外の金額を定めることは可能であります。1期目の納付額が負担であるという方には分納、内入れという方法もあります。税金の納付において厳しい状況の方には、今までも納税相談の中でできるだけ負担を軽減する形で対応しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、道路の舗装等についてのおただしの1点目ではありますが、田島地区寺前のみや商店さんから大門川への町道の簡易舗装についてであります。本路線は平成20年に本町区より要望がありまして、その後、地域住民の方々と検討会を行った経過があります。要望内容につきましては、第1に、道路の拡幅改良、第2に、拡幅困難な場合の簡易舗装、第3に、雨水排水

対策となっております。

第1の道路拡幅につきましては、土地の収用が困難であるとの判断から、簡易舗装での検討を行いました。現道は未改良の赤道であり、換地幅が1.8メートル程度であることから、簡易舗装を実施する際にも、道路沿線の土地所有者の承諾が必要となることを本町区に説明しておりますが、現段階では承諾が整わない状況であります。

したがって、土地所有者の承諾が整い次第実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、同様の事例はないかとのおたがしでございますが、未改良の町道につきましては、土地の収用が困難であるとの理由から簡易舗装で実施願いたいとの要望事例はあります。

いずれ路線も各行政区で道路沿線の土地所有者の承諾を得た後に実施しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か再質問いたしますが、まず、最初の企業の誘致関係の話なんです。26年に田島地区と下郷で老人ホームの誘致があつて、55人、45人という話がありました。その中で田島地区について、当初4月からのオープンと聞いておりましたが、少し7月に伸びるというふうに聞きましたが、下郷地区についてはそういう変更はありませんか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

現時点で、下郷町におきましては、当初工事が25年10月工事着工予定ということでございましたが、今のところ、まだ内示がされていないということでございます。その後の最終的な26年11月開所予定ということにつきましても、今そこは目指しているということだけであつて、変更等の連絡情報は入っておりません。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、ダイユーエイトの情報の把握なんです。たしか27年6月に建築、27年という話だったというふうに聞きましたが、ちょっと聞き間違いかもしれませんが、随分土地はまとまったらしいなんていう話も聞いたんですが、来年26年にしても随分間がある

などと思うんですが、何かその辺の理由は把握していますか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

町長答弁にございましたように、農用地域内に入っておりますので、まず、農用地域からの変更の手続、さらには造成、建築に至るまでには農地転用の許可、さらには都市計画法に基づきます開発許可申請、また面積的に大規模小売店舗の立地法の県への届け出も必要になってまいります。それら諸手続を踏んでいきますと、先ほど答弁ございましたように、時間的な経過があるということがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、2つ目の質問でありました、お見合い大作戦につきましては、支援していきたいという話がありましたので、大変よかったなと思っておりますが、これについては今回の質問との関連で、どの辺まで調査したかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 お答えをいたします。

今後予定をされております山形県の町に、状況についてお問い合わせをさせていただきました。番組に取り上げていただくまでには、開催募集に手を挙げまして、1年近くの日数は要したということがございます。さらには、経費的な問題につきましても、これはその町につきまして500万円程度のお金は必要になってくると。さらには、一番やはり大変なことは、議員ご指摘のとおり、参加者の20名の確保とそれを支援する町内のボランティアというところがありますということございまして、ですから、諸条件が整いまして応募したとしても、これはちょっと制作会社、テレビ局の関係がございますので、すぐということにはなかなか進捗しないということがございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 誘致といいますか、それするのに随分金がかかるというのは、ちょっと私も今までわからなかったんですが、この前も何でも鑑定団が大変好評を博したというふうに聞いておりますが、あの場合は幾らでしたか、町の負担というのは。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、観光物産協会への委託ということございまして、190万というふうに記憶しております。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうから、今、商工観光課長が申し上げましたが、当初そのような予定でございましたが、実績報告が上がってございまして、最終的に170万程度でおさまったということでございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 非常にお金はかかりますけれども、ぜひ誘致してもらいたいなというふうに思っております。

それから、次は、離婚関係の話なんです、これについては確かに離婚した理由がいろいろありまして、なかなか難しいなと思いますけれども、対策として考えられるのは、やはりちょっと有名な人の講演会とか、あるいは私がいつも思っているのは、南会津町の中でも若い人が最近、たまに5人というのは余り聞かないですが、4人くらい子供がいる方も結構いるし、また、3世代とかそういう中でうまくやっている人もいると思うんですが、やはり、同年代というか、そういった人の話なんかも大いに参考になるんじゃないかなと思うんですよね。

そんなことも含めて、何らかの家庭円満対策といいますか、そういうものをしていけば効果は少しはあると思うんです。本当にこの決算資料を見れば明らかなように、平成22年ですと、婚姻が54件あって離婚が30件というふうになっていきますので、これはもちろん人は違うわけでありまして、たまたま統計上でありますけれどもなっていると。23年は51件の22件、24年は57件で28件ですから、統計上からいうともう半分近い方が離婚しているという状況もありますので、これは何らかの手を打つ必要があると思うんですが、その辺、先ほどちょっと難しいということで終わったような気がするんですが、もう少し前向きな考えはありませんか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私の考えといいますか、そういうこととお聞きいただきたいと思うんですが、本当に結婚するというのも、しないということも、いろいろなそれぞれの個人の理由が、以前よりまた多くなってきているのかなと。仕事がなければなかなか厳しいかもしれませんが、結構職場に恵まれていても、経済的に恵まれていても結婚しない方もいますし、昔は本当に貧しくて貧しくて結婚できなかったり、あるいは貧しくて離婚したりということが多いんですが、今はどうもそればかりではないようですし、複雑になってきているようですし、そのようなこと、社会の一つの仕組み、変化というか、そういうことも大きく影響してきているのかなと思いますけれども、やはり、いずれにしましても、何といいますか、今は熟年離婚とかも言われますし、定年後の離婚も言われますし、ですから、離婚の年代というのか、これは

なかなか一定じゃないと思うし、必ずしも若い人たちがばかりが離婚するわけでもないし、ですから、なかなかつかみどころのないような状況かなとも思っていますが、具体的にどのような対策をしたらいいのかということ正直、いろいろな今の離婚されている理由とかそういうことをしっかり把握というか検討した中で、その対策は進めないと、本当の核心の部分に行けないのかなと思いますので、その辺も含めてできるだけ調査できれば、そういう中で調査した中でやっていければと思っています。

決して、腰が引けているわけじゃなくて、そういうことかなと。まず状況判断しながらそういうことをしたいと思います。本当に離婚はできればせつかくめぐり会えたんですから、最後まで仲よく本当に生活してほしいという願いがありますから、そういうことを町としてできる限りのことはそういう中で検討してまいりたいなど、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、避難者への対策であります。これについては前向きに取り組んでいかれるのかなというふうに受けとめました。ただ、数字的に何か1世帯、たしか61世帯の141人という話だったかと思っておりますので、ちょっとその辺のずれが何でかなと思ったんですが、私が聞いた数字は向こうのほうから、浜通りとかあるいは郡山とか、向こうの自治体から来た数字を積み重ねると62世帯の143人だというふう聞いたんですが、ちょっとそのずれを伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

議員が入手した資料がどういう資料かちょっとわかりませんが、うちの町に来ている数字では世帯数が61、避難者数が141ということでございます。

それから、最初の答弁でも申し上げましたとおり、いわゆる避難指示区域以外の自主避難と言われている人の数字も入っておりますので、それら含めてこのような数字というふうに乗っております。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 私のほうからもお答えいたします。

先ほど町長が述べました数字は8月末現在ということで、その期日に差がある、それが原因で減っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、私が住民課のほうから聞いた数字は8月7日現在と。そうす

ると、今、答弁のあれは8月末現在ということの違いということでもわかりました。

それで、私がこういうふうにかんがえたのは、避難者の方が大変この先どうなるかわからなくて困っているというのも生で聞いておりますが、一緒にさよなら原発をやっている方が浪江の方もおりますので聞いておりますし、また、最近あちこちに売り住宅があるんです、売り地が。なかなかあれが売れないというのも見ていますので、やはりそういうので、先ほど私が言った方が必ずしも定住を望んでいるかどうかはちょっと確認していませんけれども、やはりそういうので、人によってはうまくマッチングする場所があるんじゃないかなというふうにかんがえますので、これについても積極的に取り組んでもらいたいなというふうにかんがえます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 町といたしましても、これまでもできる限りの支援はやってきたつもりでありますし、これからもやはり今の現状を見ますと本当に気の毒だと思いますし、先ほども答弁申し上げましたように、今の現状、それから考え方等調査させていただきまして、その方たちの希望に添えるような対応をどうしたらできるのかと。そして、町はそれをしっかり受けとめて対応していきたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、税額の端数計算についてなんですが、これについては現状でご理解をという感じかなと思ったんですが、変更した場合、改正した場合に何か不都合があるのかなと。ほかの税金との関係で物すごく計算が細かくなっちゃうとか、そういうことかなと思ったんですが、具体的にどういう不都合がありますか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えをさせていただきます。

まず、基本的には地方税法にのっとりた形で、先ほど町長より答弁しましたとおり、1期目に1,000円未満の端数を全て集めてという形をとらせていただいているのは、議員がおただしの固定資産税のみではなくて、ほかの税目についても同じような形で対応はさせていただいております。

案として、500円単位にしてはいかがというお話がございましたが、500円がいいのか100円がいいのかという話にもなってしまいます。年間の年税額を単純に納期で4で割ったそのものずばりのほうが確かに均等にはなるわけですが、そうしますと、本当に最小単位である円単位ということになってしまいますと、納付をされる場合、もしくは農事組合長さんが組合員からお金を集めている場合にも、物すごい煩雑な手間という部分も出てくるかと思っております。

それから、今回の固定資産税について、6,000円の場合ですと確かに1期が3,000円、2期目以降1,000円という形になってしまいますが、ほかの税目ですと軽自動車税、これですと乗用の自家用ですと7,200円を1期で納めていただくというような形にもなってございますし、ほかの税目で住民税ですと、均等割5,000円についても1期で納めていただくというような形もございます。確かに1期目に額が大きくなるというのは、納付される方にとっての負担という部分は確かに出てくるとは思いますが、何とか納付相談という部分での対応を今後ともしていくつもりでございますので、ご理解をいただきたいんですが、逆に、還付加算金という課税が誤りなり、事情があつて税をお返しするときに、その期間によっては本税に加算金、いわゆる利息を乗っけてお返しするわけなんです、そのときの加算金の基本となるのが1,000円単位になってしまいます。といいますのは、先ほど議員がおっしゃられました固定資産6,000円の場合、これを4期に直すと1期1,500円ずつという形になってしまいます。そうすると1期ごとの税を1,000円単位にしてしまいますので、500円が削られて1,000円の4期で合計4,000円に対する還付加算金、ところが、現状のように1期3,000円、2期目以降1,000円ずつですと、合計6,000円に対する還付加算金という計算の仕方になってございますので、大変まれなケースではございますが、納付者側に不利という部分も出てこないとは言えないということもございまして、ご理解をいただきたいなと思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 ちょっと難しい答弁でよくわからなかったんですが、私は100円とは言っていないから、せめて500円と言っていますので、100円にすれば確かに煩雑になるのはわかりますので、500円ということよく検討してもらいたいなというふうに思っております。

最後に、寺前の道路の問題ですが、私は質問の中では拡幅せずにというふうに質問したと思いますが、たしか答弁の中では拡幅については何か合意が得られないというような答弁があつたと思うんですが、これは私は町民の方の要望書があるのをもらってはいるんですが、ただ、それは区長さん宛ての要望書なんですね。だから、区長さんから町の要望のときにちょっと変わったのかなと思うんですけども、もし、それが変わっていなければ拡幅しないで舗装となっているはずなんです、そこはどうですか。

○芳賀沼順一議長 先ほどの説明で私はわかったと思ったんですけども、建設課長。

○鈴木忠男建設課長 それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

確かに当初の要望は、改良を含めた上で、改良が無理であれば、現道舗装をお願いしたいと。そういった中で、降雨時の雨水排水もひとつお願いしたいと、こういった要望が上がってございました。その中で、うちのほうとしましては、地元の方々と話し合いを持ったという報告をさせていただきましたが、その中で拡幅の幅までの用地の協力はなかなか難しいということで、改良工事については断念をしたと。その中で今度現道舗装ということで区長のほうから話がありまして、これも一般にいう赤道を町道にしてございますので、ここの道路につきましては、6尺道路、いわゆる1.8メートルの道路でございます。それで現道舗装といえども1.8メートルだけの舗装では車が通れませんが、今、車が通っているということは1メートル80外も使用しているということでございます。

区の要望といたしまして、今使っている部分を舗装してもらいたいというのは一応現道舗装という考えでございましたので、1メートル80を超える部分、片側例えば20とか30、こういった分はあくまでも地権者の方の同意をいただかないと舗装はできませんよということで話し合いをしてございました。それで同意が整った部分、みのやさんのほうから50メートル程度、ここは用地の承諾をいただきまして、側溝と現道舗装を実施いたしました。それから、大門川の方ですが、これについても若干狭い場所がありましたので、ここは用地買収部分というふうにさせていただいて、路面排水の側溝を入れたという経過でございます。その残りの部分が、まだ同意が得られていないということで、そこはまだ未着手という状況でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか、ご理解。

大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、その同意を得ることについてひとつ努力をしてもらいたいと思いますが、あれから何年、その排水工事を終わってから2年くらいたっているのかな。その間、進展はないですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 大門川近辺の側溝改修については、平成23年度に実施してございます。ですから、一昨年というか2年前ということでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 最後に、ほかに同様の事例はないのかというようなことにつきまして答弁がなかったの、ないかとは思いますが、私のほうから1つあれしますと、鎌倉崎の交

差点から南郷方面に行ってガードをくぐって前のヒグチ新聞屋ありますね。あそこのヒグチ新聞屋から北側におりる道があるんですが、あそこの下に四、五軒家があります。あそこで大水が出ると、川から水があふれて床下浸水に近くなるというようなことで、水路を直してもらいたいと。それからまた、道路に下から上がってくるときに急で狭いし、国道にすぐ近くで怖いという話もありましたので、そこについて区長さんに聞いてみたらば要望はしてあるということなんですが、それはいつころ要望が出て、今の進行状況はどういう状況か、伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

ただいま議員がおただしの路線についても、区長様のほうから要望が出ているのは確かでございます。2回にわたって出ていると思っておりますが、最初は道路の改良ということで要望書が上がりました。それで、一昨年、去年かことし、ちょっと資料がございませんが、今度は水路のほうの改修をしていただきたいということで要望書が上がっております。

それで、この路線につきましては、うちのほうといたしまして要望が上がりましたので、調査をしてみました。ところが、この路線は町道にもなっていません、現段階では。赤道でもございません。ただ、こういったことで改良できないということではないんですが、町道認定をすれば改良というのは可能になってまいります。

ところが、調査に入った段階で、どうしてもやっぱり先ほどと同じように地権者の方の協力が得られないという状況があったものですから、道路改良については、その後、進んでございませませんが、ただ、今、議員がおただしのように、住民の方が困っていらっしゃるという状況でございますので、あの路線とまた別なルートで検討していきたいなというふうに考えてございます。

それから、水路の改修につきましても、これは現段階で水路事業がありますので、こういった改修は改良にあわせた形で実施していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の道につきましては、松ノ下の集会所のほうから道が南側のほうに進行して途中で終わっていますから。ですから、あの道あたりを利用して、低い堤防がありますけれども、あの辺がうまく改良がなれば、向こうからという道もあるのかなと思っておりますが、それについてもなかなか難しい面もあるのかなと思っておりますけれども、検討してほしいと思っております。

それから、それは今後検討でいいですが、先ほどのちょっと寺前の問題で、もう一点確認と
いいますか、忘れたのは、現道舗装が進まないということだったんですけれども、周りの同意
というよりも赤道部分というのは、そこだけの舗装は難しいのかどうか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

先ほど赤道の幅員の話をしていただきましたが、あそこは6尺道路、いわゆる1.8メータ
一道路でございます。その舗装だけでは車が通れないという状況でございます。今通っている
のは、あくまでも2メートルを超えた幅で通っていますので、1メートル80だけの舗装では住
民の方々にかえって不便を与えてしまうという状況になりますので、同意をいただいてから舗
装をしていくという考えでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その辺がそうするとどういふ mismatchかわかりませんが、区長さ
んのほうには話が行っていても、そこから下に話が行っていないとか何かあるようで、また、
住民の人に言わせると、当時予算がないと言われたとか、いろいろ何かうまく話が浸透してい
ませんので、私からも言いますが、ぜひ町のほうからもその辺の説明をもう一回お願いして質
問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時から再開したいと思います。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分



◇ 湯田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

次に、6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 本日最後になりましたが、よろしく申し上げます。

大きく5つ質問いたします。

1番目として、東京オリンピック2020に向け、さらなるスポーツ振興を。

東京オリンピック2020の招致活動に、本町も、地方の自治体として真っ先に手を挙げ応援してきました。オリンピック東京開催決定は誘致を応援してきた者として、さらなる喜びと感動がありました。

そこで、本町のスポーツ振興について、以下の点を伺います。

①町が今、町の体育協会などの各種スポーツ環境の充実や選手の育成、大会への遠征費の補助など、スポーツ振興のために実施していることは。

②これまでに、町はメダリストや有名なスポーツ選手などを呼び文化講演会や実技指導などを開催してきました。合併前からも含めて、これまでどのような選手が来ましたか。

③この東京オリンピック決定を機に、町は健康体操、健康スポーツ、太極拳やヨガなどの活動をさらにサポートするなど、町民の健康が維持されるための施策がさらに重要だと考えますが。

④東京オリンピック2020に向けたスポーツ振興に当たり、学校ができること、町ができることを、教育長、町長それぞれに伺う。

2、駒止湿原での携帯電話の通話を可能に。

駒止湿原は携帯電話不通話地域です。もし、そこで病人が出た場合、119番で救急車を呼ぶことはできません。救急車を呼ぶには地元の針生集落が見える通話可能エリアまでおりての連絡となり、かなりの時間を要します。これは人命にかかわる大きな問題です。

そこで、携帯電話が使えれば迷子になった時点での携帯電話による早期SOS、早期発見、人命も救われることとなります。人々の安全・安心を守るため、町は携帯電話各社に働きかけ、一日も早く駒止湿原での携帯電話通話を可能にすべきと考えるが。

3、50年前の基盤整備事業について。

今から50年近く前、水田の基盤整備が各地で実施されました。針生地区のある住宅横の基盤整備では、住宅前の畑は崩され水田となりました。家とその水田の高低差は大きく急斜面であるが切り土のまま現在に至ります。毎年少しずつ地盤が沈んでいます。長い年月はたっただといえ、責任はどこにあるのか、人命にかかわる土砂崩れの災害になってからでは遅い。何らかの安全対策が必要だと考えるが。

4、町ホームページ充実のため104行政区すべての広報ページを。

先日、びわのかげ運動公園で実施された大規模な防災訓練でも、「エリアメール」や「緊急速報メール」という災害時通信システムによって、携帯電話会社を問わず町内全ての携帯電話に午前8時17分「緊急速報」として「災害発生訓練」のメッセージが配信されました。まさにIT時代のたまものだと感動しました。

このように、現在は携帯電話、スマートフォンによって、たった今の情報を今の瞬間、自由に「見る」ことができる、つまり「知る」ことができる時代です。

そこで、以下の点を伺う。

①町のホームページのさらなる充実活用を図るために、104行政区全てのページフォルダーを新設し、地区ごとのお知らせやその地区での事業の進捗状況の報告、地区の陳情など含めて、住民が自分の地区の情報を自由に見ることができることは重要だと考えますが。

②ホームページ更新担当者の負担をふやさないために、追加するページ修正作業を必要としない写真データとし、文書1枚を写真1枚としてアップしてはどうか。

3、区の総会、運動会や盆踊りなどの区独自の行事もファクスで受信し、そのまま写真データとしてアップし、地区の掲示板の役割をさせてはどうか。

大きな5番として、針生地区の水力発電所の進捗状況は。

毎回質問していますが、6月議会から3カ月経ています。状況は刻々変わるものですから、また、再度質問しました。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、東京オリンピック2020に向けて、さらなるスポーツ振興に関する1点目でありますが、町体育協会の各種スポーツ環境の充実や選手の育成、大会への遠征補助など、スポーツ振興のために実施していることはとのおただしであります。町体育協会へはスポーツの振興と町民の体力向上を図ることを目的に運営補助金を交付し、体育協会加盟団体が各種町民大会の開催や選手、指導者の育成のための事業を実施しているところであります。

さらに、町民が気軽にスポーツに楽しめるよう、各公共体育施設等の整備や学校体育施設を開放し、スポーツ環境の充実を図り、多くの町民にご利用いただいているところでもあります。

また、びわのかげ陸上競技大会や会津田島少年少女レスリング大会、ゴーマン杯ふるさと健康マラソン大会、伊南武道館少年剣道大会などを開催し、選手の育成とスポーツの振興に努めております。

遠征費の補助につきましては、ふくしま駅伝や市町村対抗軟式野球大会、スポーツ少年団の県大会以上の大会や中体連などの指導に対しまして支援をしているところであります。

2点目につきましてはですが、これまでどのような選手が来られたかとおたがしですが、大変多くの方がいらっしゃいますので、一応今わかっている範囲といたしますか、漏れるかもしれません。田島体育館のこけら落としには体操の羽生和江選手、それから、名球会によるイベントにはプロ野球の金田正一さん、衣笠祥雄さんなどが来町されておりますし、また、文化講演会、子供たちの指導のため、元ヤクルトスワローズの古田敦也監督がいらしていますし、レスリングでは浜口京子さん親子、それから、バレーボールでは中田久美さん、それから大林素子さん、それからソフトボールでは、これは全日本の女子監督であります、宇津木妙子さん、それから、マラソンではエリック・ワイナイナさん、体操では信田美帆さん、スキーでは里谷多英さん、それから上村愛子さん、私の記憶ではまた、三浦豪太さんとかゴーマン美智子さんが古いですが、実際に走られたんでなかったかなと思っております。

以上、まだいらっしゃるかもしれませんが、そのような方が本町を訪れておられるということでもあります。

次に、3点目ではありますが、町民の健康を維持するための施策がさらに重要とおたがしですが、町としましても、運動は健康維持のために重要であるとの考えから、健康太極拳を初めとして、特定健診受診後の指導教室、介護予防教室、さらには公民館事業による各種運動教室を実施しております。

東京オリンピック開催決定を契機に、スポーツへの注目が集まる中で、自分に合ったスポーツや健康法を見つけて、そして、健康維持向上につなげていくことができるよう、今後もさまざまな事業を展開してまいりたいと考えております。

また、南会津町が福島県で女性の方が一番長寿命だということもありますし、やはり、健康で生きる健康寿命、これを町としては重視していきたいと思っておりますので、特別記録とかそういうことばかりでなくて、普通健康に生活ができるような、そのようないろいろな指導といたしますか、教室を開いて町民にも呼びかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、東京オリンピック2020に向けたスポーツ振興に当たり、町ができることについてお答えいたします。

これまでも元オリンピック選手や国内のトップアスリートを招き、生涯スポーツの振興を図ってきたところであります。東京オリンピック開催決定を契機として、オリンピックが身近に

感じられるようになりました。オリンピックに出場できるような選手になりたいという思いを大切に、選手の育成、強化のため町に何ができるか、競技団体と協議しながら選手強化や指導者の育成のための施策等を検討し、選手の競技力向上を図ってまいりたいと考えております。

また、スポーツを楽しんでおられる多くの町民に対し、この機会をスポーツ推進の絶好の機会と捉えまして、町民の健康づくりや体力向上をより一層推進するための町スポーツ推進委員や、各スポーツ団体と連携しながら進めてまいりたいと考えております。本当に町民みんなで健康で2020年の東京オリンピックを現場でも見たいですし、テレビでも見たいと思いますので、そのような事業を進めてまいりたいと思います。

次に、駒止湿原での携帯電話の不通話解消についてのおたただしであります。現在、駒止湿原付近は携帯電話不通話エリアとなっておりますので、緊急事態が発生した場合は、最寄りの通話可能エリアまで移動し連絡しなければなりません。通話可能エリアまでは距離にして1.6キロメートル、車で約5分とそのように推定されます。

しかしながら、緊急時の早急な連絡手段確保のため、町としても6月議会定例会で指摘されました国道352、中山峠も含めまして観光スポットや主要幹線での携帯電話不通話エリア解消に向けて、引き続き関係機関と連携し、不通話解消対策等の協議や、また、町としての要望をしっかりと継続してまいりたいと思います。

23日ですか、他県の方が山菜取りに入られて、たまたま携帯が通じましたから無事救出されましたけれども、やはりそのような事例もありますので、町としても観光客においでくださいと言っている以上は、やはり少なくとも国道沿線や、あるいは皆さん方が本当に観光に来ていただけるこのエリアに関しましては、環境にも配慮しながら 景観にも配慮しながら、このような解消を進めてまいりたいと考えております。

次に、50年前の基盤整備事業につきまして、当時の基盤整備により住宅地の地盤が沈んでいる責任の所在と安全対策についてのおたただしであります。本基盤整備事業は昭和45年から檜沢土地改良区が事業主体となり、針生地区の基盤整備を実施してありまして、昭和51年度に換地処分登記が完了したものであります。

その後、平成3年には田島、荒海、檜沢の各土地改良区が合併しまして、田島町土地改良区となりましたが、事業の目的が全て完了したことで、平成18年1月に本土地改良区を解散しましたことから、旧田島町が事業と施設の継承を現在の南会津町に引き継がれているところであります。施設の主な管理については、受益者をお願いしておりますが、事業と施設を継承していることから、本町にもその責任があると、そのように認識しております。

次に、当該の箇所の地盤沈下による安全対策についてであります。50年前の本基盤整備事業が機になっているのか、また、どの程度地盤沈下が発生しているのか、事実関係の調査をさせていただきたいと思っております。その調査の結果に基づいて地盤沈下が確認されれば、それは土地改良にかかわらず、それなりの住宅でありますし、生活の安全ですから、そういう意味では町としてはそれなりの対応をしなければならないのかなど、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、そのほかの他の事情なり起因があれば、また別ですけれども、その辺も含めて調査をさせていただきたいと思っております。

次に、町ホームページ充実に関する1点目ではありますが、住民が地区の情報を知ることの重要性についてのおただしであります。効率的な地域活動を進めていく上で、地域住民がより多くの情報を共有することは大変重要なことと、そのように認識しております。

町のホームページは自治体としての情報提供ツールで、道具でありますので、各地区の情報提供は地域コミュニティの活性化、地域力向上のためにも、それぞれの地区で対応すべきものではないかなど、この場合はそのように考えます。

ただ、情報の発信の仕方、回覧にしてもいずれ課題があると思っております。ですから、そのようなことも含めて、総体的に検討しなければならないと思っておりますし、皆さんが余り情報が多くなっちゃって、逆に目をそらす場合もありますから、その辺も含めまして、そのやり方といいますか、方法、手段も考えまして、いろいろ検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、町ホームページ更新の負担をふやさないため、写真データによる投稿、及び3点目ではありますが、地区の掲示板の役割についてのおただしは関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

ホームページによる情報提供により、掲示板としての効果はあると思っておりますが、ファクスや文書等の活字を画像化してホームページへ取り込みする場合、画像の劣化により文字が潰れる等、内容がわからなくなることが想定されます。情報が正確に伝わらない可能性があります。

また、本地域においては高齢者が多いため、従来の紙媒体での情報提供も必要だと、そのようにも思っております。各地区の投稿者の負担がふえることも想定されます。

現在、町ホームページ更新の際は、情報の確実性の検証や閲覧者にとって見やすいページづくりのため、担当課長等の決裁の後、システムの更新、承認作業を行っております。

また、使いやすさ、見やすさ、検索等の確保をするため、手書きの文書はできるだけ控えて

おり、内容によっては加筆修正等の作業も必要になりまして、ホームページ更新の負担がふえることは避けられません。

1点目で答弁申し上げましたとおり、各地区の情報提供はそれぞれの地区で対応すべきものと考えておりますが、重要なお知らせにつきましては、ホームページだけでは不十分と、そのように考えておりますので、従来どおり広報紙等でお知らせをしまいたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、針生地区の水力発電所の進捗状況、及び今後の予定はとのおただしであります。本年は6月の第2回議会定例会の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、現在、福島県と東北電力株式会社との間で、取水堰及び護岸施設の所有権について協議が進められております。協議調査を進める中で、取水堰右岸が侵食により修繕が必要なことや、その修繕をどちらで実施するのか、さらに周辺用地の境界確認が必要なことなど新たな課題が出てきております。その課題解決に向けて、両者の話し合いが行われているところであります。

町としましても、それらの課題解決に向けてできる限りの協力を行い、一刻も早く日本工営株式会社が発電所建設に向けて、具体的な行動を起こせるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、東京オリンピック2020に向け、さらなるスポーツの振興に関する4点目、スポーツ振興に当たり学校ができることについてお答えいたします。

オリンピックには世界中からトップアスリートが東京に集い、高度の技術で競い合います。そのわざを直接見る機会を学校教育の一環として検討してまいりたいと考えております。皆さんのご協力により、レスリング競技もオリンピック競技として存続が決まりましたが、全国大会で優秀な成績を残している田島高校レスリング部の選手が、東京オリンピック出場を目標にさらに頑張ってください、オリンピック出場を期待するものであります。

スポーツ振興に当たり、現在、中学校の体育の種目や部活動にはレスリング競技を取り入れている学校はありませんが、町内には国体に出場している教師や一般指導者の方もおられます。今後、学校教育の中で取り入れることが可能かどうか、そのためにはどのような課題があるのかについて、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、教育長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的な事項については担

当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 まずは、東京オリンピックの開催の部分で、あの決定の8日の夜ですか、町は大喜びだったと思うんですが、夜でしたので、その直後ですか、東京都のほうに祝電、そういう行動は動いたのか、その辺ちょっと聞きたいんですが。せっかく、こういうバッジをつけて我々も応援してきた者として、ちょっとその辺を聞きたいんですが。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君に申し上げますが、議会としてやったので、今分で。議会で答えるようになりますので。議会で議決してやりましたから、祝電を打ったとかいろいろやっていますが、それは議長が答えるわけにはいきませんので。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。いや、町としてだと思ったもので。これは気がついたので、きょうちょっとつけ加えた事項だったのですが。

まず、東京オリンピックの開催について7年あります。先ほど教育長のほうから田島高校の我妻君という方がグレコローマンの全国大会で2位に入賞するというようなニュースがあって、ちょうど先週の「はまなかあいづ t o d a y」の中で福島県の体育連盟の宗像会長がちょうど紹介する、県内のオリンピック候補選手という中で田島高校の我妻君のビデオから含めてニュースをしていました。

あと、広報の9月号の本町の今回のありますが、田島第二小学校の5年生の湯田大翔君が全国少年少女レスリング大会で3位に入賞したということで、喜びの声なんかも伝えながら、ちょうどタイミング的にもオリンピック開催を含めて、田島自体のレスリング、ちびっこレスリングもありますから、レベルが高いのはわかっていますので、そういう意味で質問も含めて、あとほかのスポーツも、あと健康体操も含めて、今回質問させていただいています。

これについて、先ほど町長のほうからさまざま遠征費から含めて、大会の開催による質の向上、僕が一番今回必要なことは指導者の部分ですね。さっき教育長が言いました。指導者が、かつて今から30年ぐらい前だと、全国大会とか世界大会に活躍していた人たちが今、中心になって指導者の中核になっていますので、そういう意味ではすごく選手が育っている理由もそこにありますので、指導者養成という部分で、まず初めに質問したいんですが、これについて町のほうは、先ほど言った中に網羅されているものですが、指導者養成という意味で、特に今、繰り返してもいいですけれども、その辺、サポートしている部分をちょっとお聞きしたいんですが、もう一度。指導者強化、指導者養成という意味ですね。あるいはできることも含めて。

○芳賀沼順一議長 何かありますか。

生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えさせていただきます。

具体的に何をどうという本当に難しい、指導者を養成するということになると、これは難しい部分があるかと思いますが、例えば各大会を全国規模の大会なり、東北規模の大会を、例えば田島の中で開催するようなことが、例えば来年ですと東北総体、これがレスリング競技が田島高校体育館を中心に実施することに決まっております。これは福島県が全て会場ということなんですけれども、例えばそういうときに指導者も相当集まります。それと、各さまざまなアスリート、先ほど町長のほうからもエリック・ワイナイナなり里谷多英なり金メダリストも含めてありましたけれども、そういう方を呼んでやるということも必要ではないかと、過去にも呼んでいるということ。

それから、指導者になる候補といいますか、例えば現実的に今、高校で活躍をしている方、そういう方たちのさらにレベルアップを必要とするということになれば、これはやはり底辺を広げるといような、例えば競争力を多くするといいますか、今、レスリングで参加出場相当ありますけれども、それをさらに広げる。つまり、多くの人を抱えるといいますか、そういう中にお互いの切磋琢磨なり情報交換なりができていくのかというふうに答えざるを得ないと思います。

ただ、今現在、田島高校のレスリングの先生は県の役員なり会長さんもやっている方でございますので、今後、東京オリンピック2020に向かって、全国的な動きの中で、町としても何かできることがあるとすれば、それには積極的に協力をして支援してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、底辺を広げるという意味で、私の質問の中でこれまでのメダリストとか、こういった理由で僕も実はうんと知らない人の名前が出てきたんで、でも有名であつて、本当に日本を代表するアスリートたちでしたよね。それが実は今、担当の生涯学習のほうで言われましたように、底上げという部分、底辺を広げるという言葉を使いましたけれども、これはとても大切なことだということで、浜口親子の部分も先ほど言いました。私もそれを見に行つて、記念写真を浜口京子さんと家族写真を今でも大切に持っていますけれども、そういう意味では、それによって興味を持つ方がいるから、それが底辺を広げるという意味ですから、ぜひこれまでのという2番の②の部分、かなり広げる部分もあるし、どうしても大変なものを今の子どもたちは嫌うといいますけれども、そういうアスリートが目の前にいて、すご

いすてきな活躍して苦労したことなんか話しますと、親がもう本気になっちゃかもしれませんが、そういう意味では視点を広げたり層を厚くする意味で、この②番の質問はさせていただきました。

ですから、町長が先ほど名前をいっぱい挙げましたけれども、それによって、多分当時は浜口親子が来たときにも、そこでやりたい方がいて、今二、三十年たちましたけれども、大分たちましたけれども、そういう意味ではすごくそれも強化になっていると思うんです。ですから、その意味で町長の考える底上げの部分で、これから呼びたいというか、町ですね、それが予定というか、具体的な選手などはありますでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 オリンピックのスポーツに直につながるかどうか別にしましてもね、やっぱり子供たちに夢を持たせると、そのような考え方からすれば、親御さんもそうですけれども、そのようなことを企画しております。今、交渉中の方もいますが、ここではちょっと発表できる段階ではありませんので、そのような計画も念頭にございます。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 今後の予定といたしますか、今、町長さん、そういうふうにおっしゃられました。実は、南会津地区総合型スポーツユニオンという、要するに総合型スポーツクラブの上の団体になります。ここで町の湯田職員が事務局長をやられているんですが、ことし11月9日、檜沢小・中学校体育館において、柳本バレーボールの全日本監督、それから、宇津木妙子ソフトボール、剣道、大阪府警の代表選手ということで、あとバドミントンの岩城ハルミ、永井妃佐子、そういったような選手を呼ぶことが決定したようでございます。

まだ、これは町長さんまで判こをいただいていないので、まだ、町長さんは……

○芳賀沼順一議長 それは言っているのか。

○湯田順一生涯学習課長 いや確定してしまして、剣道については現在、調整中ということで。例えば柳本さんは全日本の監督ですよね、それから、宇津木さん、あとバルセロナオリンピック代表をやっていたバドミントン、そういう方が本年11月に檜沢のほうにおいでになると。これは直接教育委員会のほうの事業ではございませんけれども、そういう情報が入りまして、ぜひ町としてもご後援をお願いしたいという文書が今回ってまいりましたので、お話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 名前も聞けば誰でもが知っている面々というか、そういう意味では本

当に期待できますし、それが底上げに広がりますし、選手層が広がって7年後の、7年後という先ほど大翔君だと10歳ですから、17歳だからちょっとあれですけども、先ほど言った我妻さんが今17歳で高校3年生ですから、24歳で注目を浴びている選手だということで、NHKのその中で宗像会長が言っていましたので、ぜひ南会津町、かなりほかの競技も含めてですが、そういう競技人口をふやす意味でそういう方の、今、教育委員会のほうでありましたが、そういう力をぜひ進めていってほしい、そういう施策を進めてほしいなと思います。

それから、全体的な④に関しては、今も含めた部分で学校ができること、底上げの部分もありました。町長のほうから出た、一つ私もうれしかったのが2020年にみんな健康で見に行くような発言をしたんですが、僕は実はこの質問の中に7年後、このままの健康で見に行こうを合い言葉に健康維持をしようと文面に書いたんですが、余り長過ぎるからカットしろと言われてましたて、それはカットしたんですけども、ある意味ではそういう意味で私たちがこういう意味で健康を維持しながら、今の健康をもって7年後という、やっぱり7年たちますとそれなりに年を重ねますから、なかなか難しいとは思いますが、そういう意味では、いろんな健康体操を生涯学習課でやっていますので、ぜひ健康を維持して今のままで、学校も含めて生涯学習課のほうで進めてほしいなと思いますが、その健康体操の部分で、もう一度聞きたいのですが、進める分でさっき答えてはいましたけれども、進め方をもうちょっと具体的に聞きたいんですが。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

当町において、今、特別健康体操独自のものはつくってはおりませんが、6月の議会のときに、大竹幸一議員のほうからご提案がありましたラジオ体操ですね。これは広く日本国民に知られている体操ですので、これを既存の体操を生かして健康になっていただきたいという思いで、去る8月6日に各行政区長宛てにそのCDをお配りしたいということで、希望があるかどうか募りました。末までの申し込みがありまして、98のうち43区長様のほうから依頼がありました。9月10日に各行政区のほうに配布をしたところです。これから集落応援交付金を利用して、各地域で生き生きサロン事業等も活発に行われております。その中でご利用いただいて、高齢者ばかりでなく地域住民の方の集まりのときには、それを利用していただいて、自然と健康になっていくと。結構、ラジオ体操というものはこの間のお話にもあったように、結構すばらしい体操でございますので、それを利用して健康につなげていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 すみません。今のお話で健康福祉課長が答弁しました。何もやっていないような話をしたんですけれども、実は、健康増進系の事務報告を見ていただきますように、例えばウエストすっきり体操とか体の改善だとか、それから太極拳だとか、あと腰痛の予防体操とか、それから生き生き運動塾とかそういうものを健康増進のほうでは実施しております。

それから、生涯学習のほうでは、公民館講座の一環といたしまして、例えば夏バテ予防なんということで調理実習を行ったり、それから、西部地区でも例えば健康づくりのために新たなスポーツに取り組んだりというような、そういう意味ですみ分けをしながら、町一体となりまして取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 もちろんやっている部分はわかりましたので、ぜひ続けて、いっぱいやっているんですね。僕もちょっと半分以上知らなかったんですけれども、そういう意味では既にさまざまな健康維持の活動を町のほうはしているということで了解しましたので、ぜひ進めてほしいなと思ひます。

それでは、次に移りたいと思ひます。

ただ、一つ、ここだけちょっと言いたかったんです。指導強化のところで国際コーチングという資格があるんだそうです。国際ですからオリンピックのマットに立つかどうかわかりませんが、国際コーチングという正式なあれで指導者を、本当にそれを受けてとるのはちょっと大変かもしれませんけれども、そういう研修がありますので、ぜひそういうものに積極的に、もし町の体協のほうで行きたいというのがあったら、全競技にあるそうですね。国際コーチングという指導者強化というのがありますので、それをぜひ含めて送り出してほしいなと思ひます。

それでは、駒止湿原についてですが、先ほど中山峠の352を含めてと町長言われましたけれども、本当にそういう意味では、あと町長が先ほど言った23日の午後の捜索がありましたけれども、40代の方、他県の方で何か迷子になってけがではなかったですね。迷子になって元気であった電話してへりが飛んで来るなんていうのは常識的には考えられない、我々としてはですが。でも無事だったことはとてもいいことだし、命が救われたことも確かです。

ちょうど旧駒止峠のちょうどスキー場が昔、今から40年ぐらい前にあったんですが、そのところの上のあたりの事件だったみたいですが、ちょうどあの辺だと見通しがいいから携帯が使

われたんです。僕たちもおりてくるところどころ旧道駒止は通じたりするので、場所的にはよかったという部分では本部員も10名近く捜索に行ったりしていますから、そういう意味では先ほど質問したように、携帯があつて助けられた命、もしあの人はくじいていけば、もう一晚過ごすわけですから、今ほとんどマイナス1桁台になっていますから、しゃべれても歩けなければそこでずっと野宿ですから、3日後に見つかったりすることが多いと思いますので、今携帯の時代ですので、これに関しては町長が先ほど、もう既に町はやっていますので、ぜひ充実のほうでしてほしいなと思います。そのまま続けてほしいと思います。答弁は結構です。

3番の50年前の基盤整備なんですけど、これについても町当局としては、やはり農林課というか、担当の部分で町のほうも指導していたので責任はある。調査をしてから現地を見て、その実態を見てから行動をとるというか、対処したいということだったので、その辺は安心しましたけれども、もうちょっとその辺の部分で現地を見る、調査の具体的な部分はどのような部分があるんですか。調査をしますね、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

この場所については、春先に議員と一緒に現場を見させていただいたんですが、目視の状態では、特に沈んでいる状態ではないかなというふうに私は思っていたんですが、この事業も43年たっていて、従来から住んでいる方が地盤沈下しているんだと、そういうような話がありますので、私どもも国土調査係のほうで測量技師がいますので、その宅地周辺を基準点を落とさせていただいて、何カ月後、3カ月とか半年とか随時、くいの位置の沈みぐあいがあるのかないのか、その辺を確認して、それが確認されればその辺の対応をしたいと思っています。

ただ、今回の土地改良も基盤整備は水路までの基盤でありまして、宅地ののり面については除外地であります。あくまでも個人有地であります。ですから、基盤が沈んでいるのであっても、個人有地の土地に対しては町の事業はどうなのかということもありますので、水路敷関係の補強とかそういうことで崩れないような対策はする必要があるのかと思いますが、いずれ調査した段階でまた判断したいと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。

農水省の地すべり災害を予防する昭和33年、地すべり等防止法というのが制定されて、その意味ではそういう予防のためにどんなような工事とか工法をしなきゃならないということは、

自治体の義務だというか、ここにもありますが、近年、大型台風の上陸や集中豪雨の増加、大地震の発生など、地すべりを初めとする斜面の災害は増加傾向にあります。そこに最後のほうに、そのため地すべりの安全・安心は、地すべり地に暮らす住民の皆さんがみずから、つまり、そこに住む人がやっぱりわかってくるだろう。その中でそういう聞き取りなり、声を聞いて前兆現象が見えたら注意を払うことで自助、みずから身を守ること、共助、地域が助け合って身を守ることの取り組みが重要な役割を担っているとあるわけです。

もう皆さん、耳にたこができるぐらい認識しているかもしれないですが、今、住民がその目の前に住んでいる住宅の前の部分に関して、今、課長は言われましたけれども、ミリ単位で3ミリだからどう、そういうはかり方で果たしていいんでしょうかというのは僕は思います。

きょうは時間もあと2つなのであれですが、例えばこういう認識がありますね。ただ、きょう言いたいのは、田んぼというのは土手があって、土手って個人所有じゃないですものね。結局、畦畔というか、その部分で上に田んぼがあって、また次の田んぼがあるような急傾斜なので、これが5メートル、6メートルありますよね。普通ならここに住宅ないです、次の田んぼ。あって次の田んぼ。ところが、今回は次の田んぼの次の田んぼの上に家があるという認識ですね、それがあるとですね。

ですから、そういう意味ではこの土手は確かに課長が言われましたけれども、ここまでは個人地ですけれども、この部分なんかは今現在、多分見ていると、僕も見えていますけれども、湿地状態ですね。つまり水路だったり、針生の場合、素掘りなので。じゅくじゅくというか、しけている状態です。

だから、そういう意味では、現地を見た部分で私が何を言っているかわからない、伝わらないかもしれませんが、そういう意味ではこの分の畦畔の認識はもちろんあるんですけれども、この部分に関してはやはり今言ったとおりで、崩れたりなんかすればそれを守るとか、下が排水か何かしなきゃならないのは、自治体の分でそれを防止できるという意味では、その辺の判断は数ミリじゃなくて、また、加えてその辺の認識が必要じゃないかと僕は思うんですが、その辺はどういう考えでありますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、水路関係の部分が大部分湿地帯でひどいんだというような情報でありますので、その辺も含めて本当に沈んでいるのか、集落地区の方が用水路掘りが湿地帯で水のはげが悪いと、そういうような話があれば、災害防止も含めて十分に検討してまいりたいと思います。よろしくお

願います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 その辺、よく現地を確認してください。確認していますけれども、さらに確認してください。

それでは、その裏のページです。町のホームページの部分ですが、これは先ほど僕はちょっと反論というか、文字がゆがむという答えを出せるというのがすごいですね。そういう答えを出せることで僕は信じられない。僕はしょっちゅう文字情報を写真にして張っている人間なので、劣化するとかという部分に関する全く考えられない話をしている部分です。PDFじゃなくて、同じように画像のJPG、JPEGでも文字は読めるはずですよ。それはやり方ですよ、考えてみれば。それを劣化するから認識できないような掲示板として役立たないようなちょっと説明だったんですが、その辺のちょっと確認だけしたいんですが。その劣化という根拠は何でしょうか、そこだけ聞きたいです。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

劣化という言葉を使わせていただきましたが、現実的には取り込みする場合の画像の解像度といいますか、カメラによっても違いますので、そういうことが起こり得るとのかなということとで答弁をさせていただきました。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それは今言ったとおりで、解像度ですけども、皆さん、スマートフォンでよく写真を上げていますけれども、あの解像度でも全然十分文字は読めますし、この事業体で上げたってそんなに容量を食うものでもありませんし、なぜ言ったかということ、やってもそんなに難しくないよということだけ言いたかったです。本当に情報が、先ほど町長のほうが言われました。情報があって、それを見られる人もいない、見る人もいると言いましたけれども、これに関してもちょっと疑問なんです、その辺どうでしょう。情報を見る、見られない、それに対して見られない人がいるわけだから役立たないという表現はしなかったと思うんですけども、その分に関してもう一度繰り返してほしいんですが。つまり、紙情報もちろん大切です、高齢者はもちろん見られないわけですから、その分に関してもうちょっと確認したいんですが。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町としては、やっぱり情報の発信の仕方、これはやっぱり誰もがごく普通の人が当たり前に見られる、その方法をとらざるを得ないんです。ですから、そういう特別な場合は特別な場合として、町は対応してもそれはそれでいいんですが、これで全てを賄えないと。そういうことが根底にありますし、それを見られる部分はそういう発信の仕方も、当然町はしています。ただ、地域地域のものを取り上げて、それを町で全部やるというのは、そうじゃなくて、それは地域でやったらどうですかという話でありますので、全く町でやらないということではないです。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それも今思い出しました。その地区の様子はその地区のものであろうというような答弁があったんですが、ちょっとそれは疑問でした。ほかの地区のホームページ、僕はホームページで余りほかのページを見ない人間で本当にあれなんですけれども、見てみると、行政区の分のボタンがあるところはあります。本当にその区のびっちりついています。そういう自治体もあるんです。それは多分、統合しているからだと思うんですけれども、その意味でほかの部分で見れば、すごく回覧の要素もある。よく言うんですけれども、その分で情報リテラシーとかとって、見られる人だけが得するとか、仕方がないかというかもしれませんが、決してそういうことはないと思いますので、ぜひ見られる人が助けて、若者がそれを見て、今こういう情報だからおばあちゃんとか何かに教えるということもできますので、ぜひ努力してほしいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員のおっしゃられることも十分わかるんですが、それぞれの役割というものがあるでしょうと。別に町もこれからが地区で、これからが町とは、そういう解釈はしていませんが、やはり、それも地域の活動としてやられる部分はそれなりにやったらどうですか。例えば地域だけの本当のニュースだけの部分を町でやってくれと、そういうことではないと私は思うんです。ですから、地域のは地域でやられる。当然、町が全体関与しなければならない部分は町は関与はします。そういうことをご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 間もなく時間もあれですが。そうですね、研究というか情報はやっていますから、その分がどこまで町がやる、地区がどこまでやる、地区のやることを取り上げるなんていうことは言っていませんけれども、そういう研究もぜひしてほしいなと思います。

最後に、針生区の水力の部分ですけれども、この答弁は全く同じだったです。同じだから、結局3カ月間変わっていないから、多分今と同じような形でした。

ただ1つ、やはり気になったのが国土交通省北陸地方整備局の阿賀川河川事務所と東北電力とのやりとりの中で、協議を説明したら、取水溝堰堤の分の所在がまだということで、3カ月たつには何か3カ月たち過ぎているように僕は思っているから質問しているんです。つまり、動きが見えないものだから、こういう場で聞くことで、実は、それはまだまだ大変な3カ月かかるんだということだから、それをここで聞けば、じゃ、まだなんだということでもそれでいいんです。

○芳賀沼順一議長 哲君、前を見てやってください。後ろじゃなくて。

○6番 湯田 哲議員 後ろのほうで結構いろいろ飛んできそうだからね。

そういう意味で聞いているんです。ですから、この部分では本当に3カ月たってお互いに見合っているようなふうにはしか我々は見えないのだから、その意味では取水溝の所有権とかその部分でいえば、誰がするかという話をしましたよね。これからもうけるのはどこなんだといたら電力会社じゃないですよ。これから新しくダムつくる人間だっているわけだから。私がどこかの会社でそこをやりたいたいだけだと言ったら、普通堰堤をつくれますよね。それは出すのはもうける会社ですよ。だから、そこで東北電力なのか、工営なのかというやりとり自体ちょっと説明していましたが、それはやっぱり工営さんがやって修繕するという流れ、素人考えですが。その辺でまだ6月と同じ答えだったので、もう一步出た部分の何か動きというのはいくらでもあってしかるべきだと思うんです。3カ月は長い。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私の答弁が間違ったら課長のほうから答弁させますが、所有権の問題でありまして、所有者が自分のものをここだと証明するのが町ではないんです。ですから、福島県なのか東北電力なのか、管理も含めて。今までの時系もありますから、ですから、そういうところでまだ両者が合意していない分があるので、私どもはそれを早くしてくださいというしかないんです。私らが決められないですから。これは県でしょうとか、これが東北電力でしょうとか。ですから、そこで手間取っていて、そして、なかなか先に進めないのが今の現実です。

ですから、これは私も含めて担当のほうでも、きちんと県のほうにもその旨は早く決めてくださいということは申し出ておりますので、早く決めてもらうように、なお、また言いますが、そういうことを申し出ますが、そのような現状であるということでもありますので、私どもが決

められるんだったら、それは決めますよ。そういう現状ということでご認識いただきたいと思っています。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 町は先ほど町長が言われたように、具体的なそれが見えて、その問題がクリアしたときに支援していきたいということで答弁していますので、それを遂行してほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で6番、湯田哲君の一般質問を終わります。

上衣の着用を願います。

なお、閉会の前に、先ほど6番議員から町長に質問がありました、オリンピックの東京都の関係を議会でするので議会でした対応を局長より報告させます。

局長。

○酒井直伸議会事務局長 それでは、東京オリンピック開催決定後の町の対応について、議長名でご報告申し上げます。

本議会では、昨年9月定例会で東京オリンピック招致に関する決議を採択した経過がございまして、9月7日、東京オリンピックが開催決定した明後日の9月9日、町長、議長連名で都知事、都議会議長、それから都議会東京オリンピック招致特別委員長宛て祝電メッセージを送らせていただいております。その後、9月18日、議会議長宛て、御礼のメッセージが届いておりますので、朗読をさせていただきます。

平成25年9月18日、南会津町議会議長様、東京都知事、特定非営利活動法人、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会理事長。

拝啓。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動につきましては、日ごろからご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

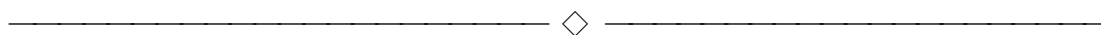
現地時間9月7日、アルゼンチンブエノスアイレスで開催されましたIOC総会におきまして、東京が2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に選定されました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力によるものであり、改めて厚く御礼申し上げます。

開催決定は政府、国会、都議会、全国の自治体、経済界、スポーツ界など、まさにオールジャパンの体制で招致活動に取り組んだ成果だと考えています。

2020年東京大会の開催は、未来を担う子供たちに夢と希望を与え、被災地の復興をさらに加速させ、日本に元気を取り戻すことができます。2020年東京大会を最高の大会とするため、今後も引き続き皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。敬具。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 以上、今議会まで連絡遅くなって申しわけありませんが、皆さん一度で済むと思ひましてやらせていただきました。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明27日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

平成25年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成25年9月27日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 12番 湯田 秀春 議員
- 7番 渡部 優 議員
- 3番 湯田 良一 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 8番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 3番 | 湯田 良一 議員 | 4番 | 室井 嘉吉 議員 |
| 5番 | 室井 実 議員 | 6番 | 湯田 哲 議員 |
| 7番 | 渡部 優 議員 | 8番 | 楠 正次 議員 |
| 9番 | 高野 精一 議員 | 10番 | 山内 政 議員 |
| 11番 | 渡部 忠雄 議員 | 12番 | 湯田 秀春 議員 |
| 13番 | 星 登志一 議員 | 14番 | 阿久津 梅夫 議員 |
| 15番 | 五十嵐 司 議員 | 16番 | 大竹 幸一 議員 |
| 17番 | 菅家 幸弘 議員 | 18番 | 芳賀沼 順一 議員 |

欠席議員 (1名)

- 1番 大桃 英樹 議員

説明のための出席者

大宅 宗吉 町 長 渡部 龍一 副 町 長

五十嵐竹則	教 育 長	芳賀美恵子	会 計 室 長
長 沼 芳 樹	総 合 政 策 課 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	商 工 観 光 課 長	星 不 二 夫	税 務 課 長
穴 戸 英 樹	住 民 生 活 課 長	舟 木 由 紀 子	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 忠 男	建 設 課 長	長 沼 豊	環 境 水 道 課 長
大 竹 洋 一	農 林 課 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
原 田 稔	学 校 教 育 課 長	湯 田 順 一	生 涯 学 習 課 長
室 井 裕	館 岩 総 合 支 所 長	齊 藤 友 一	伊 南 総 合 支 所 長
近 藤 甚 悦	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

酒 井 直 伸	事 務 局 長	鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、1番、大桃英樹君です。遅刻する旨届け出のあった議員は、13番、星登志一君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎発言の訂正

○芳賀沼順一議長 ここで、10番、山内政君から、9月26日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の訂正をしたいとの申し入れがありましたので、これを許可します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 おはようございます。

昨日の一般質問の中で、「町長」というところを「あなた」と申し上げました。これにつきまして「町長」に訂正をさせていただきたいと思っております。ご了承をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 次に、伊南総合支所長から、9月26日の会議における発言の訂正をしたいとの申し出がありました。会議規則第64条の規定に準じてこれを許可します。

伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 おはようございます。

議長の許可をいただきまして、昨日の10番、山内政議員の一般質問に対する答弁の内容の一部を訂正させていただきます。

その委員の人がうそを言ったということですかという質問に対し、「そう思っております」と答弁をいたしました。この答弁が、あたかもその委員の方がうそを言っているというように聞こえるような誤解を招く表現であったことから、その答弁を「利活用検討委員会及び地域協議会においては、そのような発言はなかったものと認識をしております」に訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上、発言の訂正についてご了承願います。

ここで議長から申し上げます。

発言の内容によっては、議場の秩序、議会の品位にかかわることとなりますので、節度ある発言にご留意願います。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 おはようございます。

今回は3点ほど政策の提言をしたいというふうに思います。

まず第1点目、ボランティアにポイントを制定すべきということで、今月の3、4、5ということで、私ども文教厚生委員会では福岡県と長崎県のほうに視察行ってまいりました。そこで視察した点で、これは我が町でも取り入れるべきかなというような点が、今回のこのボランティアをした場合のポイントを制定すべきということでございます。

福岡県の篠栗町では、特別養護老人ホームや社会福祉協議会などのいろいろな施設、そういった施設のボランティアの養成と、それからボランティアはいっぱいいるのですけれども、その中の65歳以上のボランティアを希望する人が登録するというその登録したその人とその仲介して、町は仲介してボランティアをしていただいて、終了後にそれぞれの施設の、終わりました。

たというような感じでスタンプを押すわけですが、そのスタンプに、この町ではポイントということで、1時間やれば1つのポイントと。1日に2時間、2ポイントが上限ということで設けてあるわけです。

施設ごとのボランティアをすると1時間で1ポイント100円ということでお金に換金もできるという仕組みでございます。

年間にして50ポイント、金額にして年間に5,000円、これも制限がございます。もちろん、それをお金には換算してくれるわけですが、それは要りませんという人もいます。そういう人は、自分が元気で世の中に尽くせることだと。だから自分への、元気だという健康への感謝だと。だから、そんなお金なんかは要りませんと、そういう人もいらっしゃるということです。

非常に大事にしているのは、そのボランティアカードにスタンプを押してもらったその押印スタンプカード、それが非常に大事だというような方もいらっしゃるということです。

我が町も、どのくらいのボランティアの人いるかわかりませんが、少なくとも、私知っている範囲では配食サービスなどというのはほとんどボランティアでやっているんですね。ひとり暮らしのところにお弁当を持って配達するわけですが、あるいは特別養護老人ホームに行ってシーツ交換とか、あるいは、この中にもいらっしゃると思うのですが、病院の周りとか特別養護老人ホーム、施設の周りの草刈り、こういったいろいろなボランティアがあるかと思えます。

ですから、この町も、こういった形でこの制度を取り入れてやるということが必要ではないかなというふうに思います。

最大のこの目的は、元気な老人をつくるということだそうでございます。そこが一つの目的だというようなことをおっしゃっていました。

2つ目、FASTで脳卒中を防げ。これだけ言うと何が何だかわからないと思います。FASTの意味でございますが、1つ、このFASTのF、これはフェイス・顔です。それから、Aはアームといって腕です。それから、Sがスピーチ、言葉。それから、Tが時間、タイムです。そういう意味でございます。

2013年、ことしの7月31日に厚生労働省では、平成22年度の全国の市区町村の平均寿命、これを発表しました。それによりますと我が町は、女性の場合は平均寿命87.1歳ということで、59市町村あるわけですが、その中でなんと第1位だということでございます。ちなみに男性も第5位ということでかなり上位にランクされております。これは、保健師さん初め

一生懸命指導をしたと。集落にも保健協力員などもいらっしやいまして、そういった関係者、それからその指導に町民のほうもそれに従ったというか、指導を受けてそれなりに努力したと。そういったことのトータルでこういった結果になったのかなど。そういった意味では、本当に町民全部に敬意と感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

そこで、やはり、たまたま1位になったというのではこれはやはり仕方ないわけで、やはり、何とかして次のまたそういうときに、23年度の時も、やはり、少なくとも維持はしてもらいたいなという気持ちがありまして、今回のこの政策の提言に結びつくわけでございます。

前回、私は、がんですね、胃がんが非常に多いわけですけれども、その原因のピロリ菌の除染に力を入れてほしいというようなことを言いました。そして今回は、このFASTで脳卒中を防げと。脳卒中というのも非常に多いのです。しかも、50代、60代もやはり脳卒中になりますと、寝たきりになる確率は脳卒中が一番多いですからね。ですから、これをぜひとも、町挙げてできるだけ防ぐような、一人でも出さないようなそういった形で力を入れてほしいなと、こんなふうな気持ちからここにFASTという言葉を挙げておきました。

現在の、当然、この町の保健指導行政、これは非常にいいということですが、結果的にはね。これはそのまま続けてもらって胃がんの撲滅と脳卒中の予防。あと1つ禁煙と書きました。たばこ吸っている方には申しわけないかもしれませんが、いろいろなところに全て、この禁煙が入っておりますので、こういったことを力入れておけば、女性の1位の維持と男性の順位アップがなるのかなとこんなふうに思っています。

このFASTの意味ですが、国では、今この脳卒中が起こる前に前兆があると。その前に、その脳卒中というそのものを、脳卒中の中に3つありまして、1つは脳の血管が破れるという脳出血。それから、脳の血管が詰まるという、これは脳梗塞です。そして、もう一つがクモ膜下出血というのがあるのですが、クモ膜下はちょっと違うのですけれども、特に脳梗塞、詰まった。そして、つい最近は脳梗塞の詰まった血管を早いうちなら、4時間半以内だったらそれを溶かす薬、TPEというそういう薬がありますので、この早さでもってこの薬がうまく効けばまた正常に戻るとこういうことなので、これにはやはり相当を力入れていただきたいということでございます。

既に福岡市の消防局では既にこういった、もう立派なパンフレットをつくって住民に周知していると。しかもこれ、裏を見たら2012年10月作成というのですから1年くらい前に、こうやって脳卒中ゼロを目指してということで、ここで一生懸命呼びかけているのは、こういう状態になったらすぐに救急車を呼んでくれよとこう言っているわけです。

私も過日、ちょっと消防署に言ったら、私のほうにはそういったものはありませんということで、ちょっとがくっと帰ってきたのですが。少なくとも町でこの脳卒中の前兆。前兆は顔が半分、何というんですかね、顔が半分が崩れるというのかゆがみで出てくる、下がって。それから、腕が前倣えできないんです。どっちかが。それから言葉、ろれつが回らない。二日酔いではないですよ。そうでなくて、おはようございますとこう言えないわけですから、そういうろれつが回らなくなったとき。このときは、このどれか、どれでもいいですからそれがあった途端にすぐに救急車を呼んでくれとこういうことなんです。

これは、先ほど言いましたように時間が勝負です。ちょっと前までは3時間だったんだけど、今は1時間半ほど延びたというのですから、発症してから4時間半以内にやればもとに戻れるんです、結構。ですから、国でもこういった形で一生懸命チラシをやって周知をしていますので、町でも力を入れてほしいと、こういうことでございます。

それから3番目、空き家バンク事業を開始すべきということで、相変わらず我が町に、やはり空き家が多いような感じします。どんどん人口の減少に伴って空き家が目立ち、その解消策として空き家バンク事業を展開するところが多くなったと。西会津も最近始まったというふうなことを聞きました。それから、私どものところへ来た山形県の朝日町、ここもかなり成果を上げているということで、これは町と町内の不動産業者が協力して、業者は資格を持っている人、専門いますから、そういった人と町がタイアップして、町は空き家の登録・紹介・貸し借り・売買の申し込み、そういった窓口になって、実際、そういう利用希望者がいたら、その人の交渉とか契約は、これは宅建主任という資格を持っている人に任せてお願いして、そのタイアップして町の空き家を少なくしていくと、こういうことでございますので、ぜひ何とか早く開始して空き家を少しでも解消していけたらなと、こんなふうに思います。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ボランティアにポイントを制定すべきとのおただしであります。ご高齢となられても世の中のために尽くしたい。さらには、健康に暮らせることへの感謝を実感したいという思いをボランティア活動につなげる大変有意義な制度であると、そのように思われます。

今後、ボランティア活動のポイント制度については、対象者の範囲、ボランティア対象施設等について、ボランティアセンターを設置している社会福祉法人南会津町社会福祉協議会と具

体的な協議を行ってまいりたいと考えております。このような高齢化社会の中でありまして、町民のその意識の高揚と啓蒙が非常に大切だと思いますし、相互助け合い、相互理解が深まるのではないかなと思いますので、どのようにしたらいいのか、あるいはどういうことができるのかということを検討してまいりたいと思います。なかなか行政だけでは対応できない部分もあろうかと思っております。一生懸命やっているつもりですが、これからもやりたい、やっていかなければならないとその使命感も持っていますが、その中で、逆にそのようなことを協力してもらったことによって、その人そのものも健康で生きられるというか、生きがいを持って生きていただけるのかなと、そのようなことにもつながると思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、FASTで脳卒中を防げとのおたただしであります。町といたしましても、脳卒中の上昇を防ぐために有効な早期発見と迅速な判断・対応を示したこのFASTの知識を多くの町民に周知することが大切であると、そのように考えております。今後も、脳卒中の原因となる生活習慣病を予防するための事業をより一層推進しまして、介護を必要としないで自立した生活ができる、本当に、議員がおっしゃられるような、福島県の中で、女性に関しては、この南会津町一番長寿命、平均寿命が長いということで、これも、ただ長いではなくて本当に健康で生活できる、そのような状況をつくっていくことが大切だとそのように考えております。

そうした中にありまして健康管理、そして食事の食生活の改善だったり生活改善だったり、それから趣味を楽しんだりスポーツをしたり、声をかけて助け合いだったり、そのようなことが非常に大事だと思いますので、その辺も含めまして、本当に健康寿命が延びるような、そのようなことを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、空き家バンク事業の導入についてのおたただしであります。昨年度は町内のその空き家、どれくらいあるかと。もちろん危険な空き家、そういうことを調査しましたが、現在、各行政連絡員の方々等の協力を得ながら、長期間にわたり住人の住む人のいない空き家の全戸調査を進めているところであります。

空き家対策は全国的にも差し迫った課題でありまして、今ある危険な空き家の対策はもちろんのこと、新たな危険空き家を発生させないための適正な管理を誘導する仕組みづくりは必要であると、そのように考えております。

このことから、利活用可能な空き家については、議員おただしのお考えのとおり、空き家バンク等の利活用を目的とした事業を実施するとともに、危険空き家を含めた空き家全体の管理と、そして利活用について、空き家対策事業として検討しているところでありますので、ご理

解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 1つのボランティアにポイントを制定すべきということで、これから具体的に社会福祉協議会等と話し合いながら進めるということで、非常に前向きな検討をしていただきまして本当にうれしく思います。

この篠栗町のボランティアは65歳以上から登録というような形で、この6割以上が70歳以上なんです。80、90の人も若干ですがいるのですが、やはり、私らが行ったときに、私らは事務局含めて7人です。わざわざ町長さんが来て挨拶してくれまして、元気な老人をつくっていくのだということで、それが目的なんだと。できるだけ家に閉じこもりがちな人をできるだけ外にいかにして出すかと。そういうことで、このボランティア制度もそうなのですけども、私たちが訪れたオアシス篠栗とってすごいこの施設、ここを見てびっくりしたわけですけども、極端に言えば温泉施設があって、そこに、あと娯楽、例えば碁を打ったり、私も行ったときに碁を打っていた人もいるし、カラオケ施設もあったり、あるいは機能訓練で筋肉をトレーニングというのかな、つけるというか、そういったものもあったりということで、そういったすばらしい施設の中を案内していただいたわけですけども、それも一日、例えば、いても200円かそのくらいでそこにいられると。そしてやはり、できるだけ家から出てもらって、そういう施設の中で碁を楽しんだりカラオケ歌ったり、入浴施設もあるわけですけども、そういった形で、できるだけ元気な老人をつくっていくことが、いわゆる今度は健康面、あるいは介護のほうの防止になるのだというようなことで、非常にすばらしい施設を私たちは見てきたわけです。

そのときにこのボランティアの話も当然受けたわけですけども、このボランティアをやると1ポイント、1時間当たり100円とこういうふうなのですけども、例えばうちのほうの、別にお金しなくても、これはちょうど副議長と一緒にいて非常にいいことを言ったわけですけども、例えばボランティアをしてポイントをもらいましたと。例えば10ポイント行ったら、例えばうちのほうで言うときらら289のような入浴施設あるわけですけども、そういったところの入浴券と交換したらどうですかなんてね。じゃ、早速そのアイデアをもらいますなんていうことで、今度検討するのではないかなということでもあります。

ですから、必ずしもお金に結びつけなくても、今ある施設でそういうボランティアをしたら、

ちょっとした気持ちをやるということも非常にいいのかななんてこんなふうに思いました。ぜひとも、これをやる前に篠栗町でも少し時間というのかな、特にどのような施設のボランティアの種類というのかな、お仕事とまではいかないかもしれないけれども、例えば、施設ですと散歩に連れていくとか、あるいは配膳の片づけとか、そういうちょっとしたことを施設側からその要望を受け入れて、そして65歳以上の登録をして、そのマッチングを町がするという事ですので、ぜひとも、すぐに私もスタートさせてほしい反面、じっくりそういう制度を設けるために準備のほうも、よくいろいろな施設のほうと話し合っただけでスタートしてほしいなど、こんなふうに思います。もう一度、その辺のことに関して考え方をお聞きしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

議員からのご提案は非常に高齢者の健康を考えるときに、運動、それから食事、そして生きがいという意味での、その3点目の一番大事な生きがいにつながるすばらしい制度なのかなと思っておりますので、これから、先ほどのあった問題点を一つずつ検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ありがとうございます。

具体的に取り組むということなので、あえてあとそれ以上は申し上げませんので、ぜひともうまくスタートして、うまくこれが普及して回転していけばいいなど、こんなふうに思ひます。

それでは2番目、このFASTで脳卒中を防げと、こういうことでございますが、脳卒中は、患者数が、がんの患者数が142万人くらいいるそうですけれども、脳卒中は137万人くらいいるというのです。そのうちの大体1割くらいの方が亡くなっているということで、この脳卒中に関しては、なかなか大変だなと私もこう思ひますし、最近、私はゴルフをやるわけですけれども、ゴルフやっている方は大概、たかつえカントリーを利用する人が多いわけですけれども、そのコース係員の方が若くして、やはり脳卒中の症状が出てきたということで、それから、もう私の知っている人もやはり60歳、ちょうど60くらいになったときにやはり脳卒中になったということで、この脳卒中になりますと後遺障害として半分体がきかなくなると、必ずそれを介護する人が出てきたりということで非常に大変な、本人も大変だろうと思ひし、その家にとっても大変だということで、これは私言わなくても皆さんよくわかるだろうと思ひますけれども、このFAST、国でやっているこのパンフレットはすぐにでも使えると思ひますので、ぜひとも来年の予算なんて言わないで、これはできるだけ急いでやって皆さんに周知してほしい

など。

私も、最初、もう来年でもいいかなんて言ったらお叱りを受けました。何を言っているのですかと。こんな大事なことをすぐにでも広めて、こういったことが、もし症状が出たらすぐに救急車を呼んで、その家を助けるということにもなるわけだから、悠長なことを言わないで、ぜひとも急いでパンフレットなり啓蒙普及に力を入れるべきだと、こんなふうにお叱りを受けました。私もそれもそうだなとこんなふうに思っていますので、このことに関してどういうお考えを持つか、再度お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

私もこのFASTの件につきましては、個人的にNHKの「ためしてガッテン」という放送がされましてFASTということを知りました。ふだん1人でいると、そばにいる方が、家族の方が、またお友達とかそういった方がこの知識を知っているということが早期の発見ということにつながるということも知りました、また先ほど議員がお話しされたようなTPAという薬剤、そちらの機器をいち早く活用できるということもそのときに知りました。

ですので、パンフレットとか広報とか、そういった形でその辺の検討はさせていただきたいと思うのですが、より早い時期に住民の方にお知らせをして、またあと、各種教室、そういったものもごございますので、そういった際にも、常に保健師のほうからの教室の中での説明もするというようなことでの対応をしたいと考えておりますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私は、このことに関して、過般、広域消防のほうに訪れていろいろなお話をしてまいりました。消防署では各町村との、南会津町もそうなのですけれども、消防係とはそういうコンタクトあるのですけれども、この救急のことに関してはないという、そういうそのコミュニケーションがないのだというようなことをお聞きいたしました。ぜひとも、これは、福岡市の消防局では、消防署のほうで本気になって取り組んでいるわけですから、ぜひとも広域消防のほうと連携して、パンフレットをつくるなり何なりして啓蒙普及に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

住民生活課長のほうは恐らくコミュニケーション相当あるのだらうと思うのですけれども、そういったときにはやはり、こちらのほうの救急に関しては、そういう話は全然出て来ないんでしょうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○宍戸英樹住民生活課長 お答えいたします。

最近の話題といいますか話なのですが、広域消防の再編問題がありまして、いかに救急事務が大切かということ消防職員の実地の訓練などを拝見させていただきまして、再認識したというところがございます。

おただしのとおり、ふだん我々と広域消防署との関係は、主に消防関係の事務打ち合わせ、そういったものが中心でして、なかなか救急業務に関してお話をするという機会がこれまでありませんでした。

ご提案といいますかご意見あったとおり、そういったこともなるほどなというふうに感じましたので、今後は健康福祉課、あるいは関係する部署と連携をとりながら、そういう機会をふやしていきたいなと感じました。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ぜひとも、つながりあるわけですから、消防にさらに救急車のほう、当然救急の出動のほうも、だから一緒に健康福祉課もまぜてもいいのかなと思いますので、輪を広げて、ひとつコンタクトをとって、住民1人でも救える命は救ってほしいなど。ここの福岡市の消防局では脳卒中ゼロを目指してということで、かなり、もう1年も前にこういうことで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと。

聞きましたら、下郷さんは、もう広報でこの周知しましたよというようなことをお聞きいたしました。実際、私見たわけでも何でもないので。それから只見さんでは、何か、朝日診療所にいた先生がこのことに相当詳しくて、かなり住民に周知したようだというふうに聞いています。細かいことはよくわかりませんが。ですから、我が町はちょっとおくれたかもしれないかもしれませんが、ぜひとも今回をチャンスに捉えて挽回していただきたいなというふうに思います。

一方では、脳卒中週間などというように設けているところもございまして、ぜひとも力を入れていただきたいなど、こんなふうにお願ひしておきます。ぜひお願ひします。

それから、先ほどの健康寿命で、平均寿命で1位になったということなのですが、町長はこれ、こう聞いて、我が町は何がこういった形になったのかなというふうに思っておりますでしょうか。考えですから。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろな要素が相まってこのような結果になったのだと思います。私も正直言いまして、

南会津町の女性の方が平均寿命一番高くなったということは、正直うれしかったしびっくりしました。いろいろ、今脳卒中の話されましたけれども、今までいろいろな形の中で生活習慣の改善だったり、あるいは食生活の改善だったり、そのようなことが長い間ずっと功を奏してきたのかなど。それが結果にあらわれたのかなと思いますし、また、やはりいろいろ趣味を持たれたり、そういう活動の中で、やはり健康が維持されてきているのかなとも思います。決して、夏場はいいのですけれども冬の状況を考えますと寒かったりしますから、必ずしも体にいいような状況ばかりではないのですが、ただ、そのような中で皆さん方が一人一人健康に気遣いされたその結果かなとも思います。複合的なものが、それぞれの毎日の毎日の積み重ねがこのよう結果になったのかなと思っています。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いろいろ考えられるわけですがけれども、私はこの中にいるとちょっとわからないのですけれども、転勤している人たちに聞くと、この町はすごいと言うんです。何がすごいんだと言ったら、その保健指導が本気になって、こんなところないぞと言うんです。私らわからないから、そうかなと。言われてみれば、私らもメタボと言われて、そんなにしていると5年以内に脳卒中でひっくり返るぞと、こんなふう言われた。なるほど、それがやはり保健師さんが町民に対して真剣に指導をしているというか、健診結果に基づいて出たデータに基づいて、こんなふうな生活しているとあなたはこうなりますよと。ちょっとおどかしかななんて思っていたのですけれども、やはりデータに基づいて一生懸命、多分の議員の人たちも、恐らく保健師から相当強く言われているのではないかなとこのように。その本気さ、これが、この中にばかり私らいるものですからわからないけれども、よそを転勤している人たちから見るとすごいんだそうです。

ですから、今、我が町の若手とある程度ベテランの人とうまくスクラム組んで、私たち町民に対してそういう健康指導をしているというのが、かなりハイレベルなことかななんて私自身は分析しております。

ですから、それに、今回の一因になったと。その次も、何とか女性の1位の維持と男性ももう少しアップしていただくといいかななんて、こんなふうに思っております。

今度健康寿命を延ばそうというようなことが書いてありました。この健康寿命といった場合、今現在、平均何年なのか、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

健康寿命については町としてそういう出し方はしておりませんが、厚生労働省の平成22年の完全生命表というようなものの中では、一応、男性が不健康期間という表記の仕方をしておりますが約10年、それから、女性が12.68年というようなことで、男性の場合が70.42、女性の場合が73.62というような資料が手元にあります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ということは、健康寿命が男の場合は70と、70.42ということね。

○舟木由紀子健康福祉課長 そうです。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、大体男性も女性も、今度は介護の寿命が10年くらいあると、そういうことですね。それを今度延ばしていこうとこういうわけですから、それを阻害する要因というのかな、それはどういうものがある、それにどう対応しようとしているのか、お聞かせください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 こちらの健康寿命を阻害するものとしての要因なのですが、皆さんよくご存じのようにメタボということと、それからロコモ、メタボの場合は脂肪がたまってくるといふようなことの中なのですが、ロコモティブシンドロームというようにあることがあって、運動機能の障害、高齢化に伴って足腰が弱くなってくるといふようなことがございまして、そういうことがございます。

あと、最近認知症の方もふえておりますので、そういった認知症による運動機能の障害と各機能の障害ということによりまして、健康寿命が阻害されているということになるかと思えます。

それに対する町としての取り組みとしては、先ほど議員のほうから保健師の指導が非常に頑張っていていいというお褒めの言葉をいただきましたが、本当に事務報告の中でもお示しをしているところなのですが、健康増進係にありましては、各種健康太極拳も初めとしたウエストすっきり星空教室とか体改善塾、それから体生き生き運動塾といったような膝痛・腰痛の予防教室、そういったものを、先ほど議員もお話しされましたけれども、特定健診が終わってから、ある程度のところで引がかかった方に個人的な指導をやっておりまして、何回か、5回から10回とかというふうに継続的な教室を開いて、生活の習慣を変えていただくという努力をしております。

また、介護保険系のほうでも認知症にならない事業ということで、それぞれの特定健診のと

きにアンケートをとって、生活習慣的にこの方はちょっと危ないなというふうなことをピックアップをして、早目に生活習慣を変えていただくというようなことでの教室、その中に、やはりメタボや、当然ロコモにならない、認知にならないような取り組みを入れて取り組んでおりますので、また、認知症サポーター養成事業というようなことで、認知症の方を地域で見守っていただくというような事業にも取り組んでおりますので、そういった中で健康寿命を延ばしていくというような取り組みをしているというところでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いずれにしても、今度は健康寿命を延ばそうということで、今言ったようにメタボだとかロコモ、そういった対策で、今度は自信持って恐らく指導できると思うので、町民全体の健康寿命が延びるように、ひとつ努力をお願いしたいなと、こんなふうに思います。

それでは、3番目なのですが、きのうの質問の中で、避難者が61世帯141人いるというようなことで、私、町のほうは具体的にある程度把握しているのだらうと思うのですが、この人たちに、我が町に、できれば空き家のそういう物件がうまく適正な状態で譲渡できれば最高かななんて、こんなふうに思っているわけですが、先ほどは、今、行政連絡員を通じて調査中だと、こんなふうにやっているわけですが、実際問題としていろいろな空き家にもランクがあるだらうと思うし、それから避難者の方々へのあっせんというのですか、そういった形はどのようなお考えをお持ちいただけるのか、お聞かせ願います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

震災以後に、やはりそういうような要望があったりしたときに、いわゆる不動産業者を仲介として、あいているものについて紹介した事実は数件ありましたが、今いらっしゃる避難者の方について、現実的に、今、別な物件を求めているというのは、そこは調査をしておりませんので、昨日も答弁をさせていただきましたが、現に、今実際に住んでいらっしゃるのかどうかというような、まずその調査をした後に、そういう要望があるのかということについては調査を続けたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 一番ここに住んでいらっしゃるこの辺の気象状況もだんだん、あれから何年かたつわけですからわかってきていることかと思っておりますので、ぜひともその仲介をお願いしたいなと思っております。

あと、この町が好きだということで、例えば町のホームページあたりにアクセスしてくる人も多分いるかと思うのですよね。ですから、ぜひとも早く空き家バンク事業という形の中でどんどんそこに紹介して、そして、1件でも2件でも仲介が成立して、住んでくださる方が多くなるといいなと思います。

隣の下郷町の貸別荘みたいな、私もあれ、中に入れなかったのだから遠くからちょっと眺めてだけは来たのですけれども、結局、こういう田舎の物件だとか、あるいはちょっとした菜園をしたいという人は、やはり潜在的に需要が結構あるのかなと。それをできるだけPRして、そしてつないで、1人でも2人でも多くなればいいかなと、こんなふうに私は思っています。

相手は別にクラインガルテンでなくても、我が町の紹介を、PRをやはりやっていかないとつながらないだろうと思いますので、再度、その辺に関して町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

それぞれの自治体で、その空き家対策あるいは住宅対策の考えはあろうかと思いますが、私たちのこの南会津町に関しましては、今、新規就農者等ふえています。そして空き家のあっせん等もしていますが、やはりその現実の需要と供給のミスマッチまではいかなくても、なかなか思うような適正なものが少なくなっている状況であります。

そうした中にありまして、その新規就農者に対しましては町として新しい住宅を今建設予定していますし、そして、またこの空き家、新しく建てるということも大事ですが、この空き家の対策は本当に大事なことだと思っています。この利活用、1人でも、今まで使われていたものを、そこに人に住んでもらうということは町としても大変ありがたいことですし重要なことだと思っていますから、その利活用も含めて、所有者の方と十分いろいろ調査をしながら、そして話し合いをしながら、そのような需要があれば町として、あるいは中間あっせんできるようなことも考えていきたいし、そして、実際に企業の誘致なんかも念頭に入れながら進めていきたいし、今進めようとしています。

ですから、いろいろな状況の中での空き家対策というのはしていきたいと思っています。そしてまた需要を考えた中で、町が新しく建てることが必要と、そのような判断になれば、またそれはそれなりに対応をしていくことが大事かなと考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そういうことでぜひ努力していただきたいなど。

あと、全戸空き家の調査をしているということなのですからけれども、今後の展開として、調査してその後どういうふうな展開になっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

空き家対策条例について、今検討をしている段階でございますので、この空き家対策条例につきましては、まずはいわゆる危険となっている住宅の特定をいたしまして、それに対して指導勧告もしくは行政代執行まで含めて、町として対応できるような条例というふうには考えております。

これと同時に危険空き家に対する町としてのある程度の助成ができないかというような助成の要項についてもあわせて検討をしているところでございます。

ただ、当然、公費を投入するわけでございますので、多額の補助をするということもできませんし、もし補助をした場合については、当然、2年とか3年間はそこを売却したり住宅を建ててはいけないとか、そのような約束事のもとに補助をしていきたいということを考えておるところでございます。

現在、先ほどお話ししましたように、昨年度、危険空き家の調査をさせていただきました、ことし全体的な危険空き家以外の空き家、この空き家につきましては、ただお正月に帰ってくるとか盆に帰ってくるとかという空き家も含まれてはおりますが、総数についてはつかんでおりますので、これらについては、もし議員のおっしゃるような空き家バンクとして可能かどうかということにつきましては、これは当然、その立ち入りとか調査しないとわかりませんので、これらについては個々持ち主を特定しまして見させていただく許可をとりながら、バンクとしての可能性を調査していきたいということでございます。

この空き家対策条例につきましては、この後の12月議会にも提案したいという方向で進んでおるところでございます。ですから、議員ご要望の空き家バンクについては、その次の段階というふうに考えておるところでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですか。空き家対策条例ね。確かに、危険なというか、我々から見ても、ああ、これ早く取り壊したほうがいやなところどころが幾つか確かにあります。できるだけ早く、その空き家対策条例で、一歩でも二歩でもそういったものは進めていただいて、あと、私が今回提案するのは、できるだけ、まだ、少し手を加えれば住めるというよ

うなそういう状況なので、これも余り時間たってしまうともうだんだんひどくなってしまうので、この辺をできるだけ早く紹介して、スムーズに回転できるような形になるといいのかなと思います。

町長はこの空き家対策条例というようなことを今考えているということなのですが、この、いわゆる危険でないほう、そちらのほうの空き家の対策というような形ではどのようなお考えを持っているか、お願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、この空き家対策というのは我が町ばかりではなくて全国的にかなりふえているそうです。今ちょっと課長のほうは数字言いませんでしたけれども、今のところまだ不確定要素があるからかなと思います。今の状況を現段階の仮定の中で見ますと、全国のほうが我々の平均より多いのかなと思いました。我々の数値よりもね。けれども、やはりかなりこの町にもあります。今の状況だと1割までは行きませんが、それに近い空き家があるのかなと思っていますし、そうした中で、やはり活用できる空き家、これはもちろん所有者の承諾が必要、承諾といいますか、意向が必要なので、その辺の確認と、それから、本当に利活用できるのだったらいろいろな形の中で利用できるのかなと思います。

1つに、アイデアとしては、確かに新しい人が入ってきてもらうこともそうだし、グループホームとかそういうのとかいろいろできるのかなと思いますしね。ただ、改造が必要だったりもしますから、またそれに対して町がどのようにできるのかということ。国でもこれ、考え方をだんだん方向性はっきりしてくると思うので、それも踏まえて町としての考えをしっかりと国のほうにも逆に要望しながらやっていければと思っています。

そしてやはり危険空き家に対しては、今、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、本当に今にももう危険だよというところは、やはりこれは見過ごすわけにはいかないかなと思いますので、それをどのようにしたら改善といいますか対応できるのか。これも含めて、町として検討していく必要があるだろうと。それをまたできるような条例にすべきだろうと、そのように考えております。

ですから、総体的に空き家、それから、これからいろいろ懸念される空き家になるのではないかなというふうな、そういうふうなものも含めて、そういうことの対策に結びつけていきたいと考えています。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 景観的にも余りよくないという状況もありますので、こういうその空き家の条例をつくるとか、あるいは顧問弁護士と相談してやるという形でのこともあろうかと思えます。ぜひともそういういろいろな手段を講じて、この空き家のほうも対策をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 優 議員

○芳賀沼順一議長 次に、7番、渡部優君の登壇を許します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 早速質問に入りたいと思います。

今回の議会におきましては1点のみの質問でございます。

町の統治の形はということで町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

統治という表現をしましたけれども、地方自治の本旨であります団体自治、これ地方分権のことを言っているのですけれども、もう一つ住民自治、これは地方自治の本質的な要素なのですけれども、このことを踏まえて統治という表現をさせていただきました。それでは始めます。

町長は、以前の議会答弁において、町の統治は中央集権的にはやらないとしております。町長が考えている統治について伺う。

①合併により広大な面積となって生まれた南会津町は、当初から住民サービスにおける行政コストが大きくなるということは我々も覚悟をしていたし、町当局としてもしていたというふうに思います。コスト削減は常日ごろの課題であります。単純に職員数を減らせばよいというものでもございません。コスト削減において、日ごろ職員に対しどんな指示をしているか、伺う。

②施策実施に当たり、職員のスキルアップ、倫理観の醸成、基本的な公務員たる心構えなどが大事なことだと私は思います。職員が明るくなったというのは私もいいことだというふうに思いますけれども、それはまた次元の違うものです。職員に対する取り組みを示していただきたい。

③新庁舎建設策定委員会、町のほうですけれども、でも、意見が出ましたが、支所の位置づけ、機能をどのように考えているのか。町長就任4年目でございますので、当然、その考え方

は確立されているものというふうに私は考えております。今こそ示すべきではないでしょうか。新庁舎建設や今後建設されるであろう公的な施設、公共施設などのあり方の方向性が必然的にその方向性で検討されるものというふうに思います。きちんと示さないと地域間の無駄な争いの元凶になりかねません。まず示して議論をしてもらうのがリーダーシップではないでしょうか。支所に関する考えを伺う。

ここまでが質問事項であったわけですが、④に明記してしまいましたので、これも読み上げます。

町長はこれまで町民に夢を持たせるべくさまざまな施策を行ってきたというふうに思います。これまで実際に4年目を迎えるわけですから、町民に夢を持たせたのか。また、今後ともしっかりと夢を持たせる自信はあるのか、伺っておきたいと思います。

壇上からは以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の統治の形に関する1点目ではありますが、コスト削減において日ごろ職員に対してどんな指示をしているのかのおただしであります。予算の執行に当たりましては、現状を見きわめ、十分な将来予測のもと、事業の緊急性、必要性、住民の要求度などを総合的に判断しまして、優先度の高いものから順次実施しているところであります。当然のことながら、町の財源には限りがあるため、いかなる経費についても最少経費、最大効率の原則に基づきまして、常に行政コスト削減に向けた見直しに努める必要があると、そのように考えております。

職員に対しましては、日ごろより経常経費の徹底的な見直しを行い、全事業について、真に住民サービスに寄与する、また、必要性やその成果の方向性について常に見直すように指示しているところでもあります。今後も引き続きコスト削減に努めるとともに、財政状況に即したサービスを提供すべきであると、そのような考えのもと進めているところであります。ご理解願います。

次に、2点目ではありますが職員のスキルアップ、倫理観の醸成、基本的な公務員たる心構えなどにおける職員に対する取り組みについてのおただしであります。地域づくりは人づくりといわれております。人材の育成は極めて重要であることから、個々の職員のスキルアップや意識改革を含めた人材育成が重要であると、そのように認識しています。現在、職員のスキルアップのために、福島自治研修センターにおける研修のほか、福島県への実務研修生としての派遣、さらには市町村中央研修所及び自治大学校での研修により、職員個人の意欲と能力の向

上とともに、公務員としての倫理観の醸成が図られているものと、そのように考えております。

また、本年4月には、南会津町人材育成基本方針を策定しまして、職員の意識改革や潜在能力と可能性を發揮できることの仕組みづくりと計画的な人材育成、さらには職場の活性化の推進及び人事評価制度の確立に取り組んでいるところであります。

さらに、昨今、公務員の不祥事や不適切な事務が相次いでいることから、職員に対して、公務員として遵守すべき服務規律の徹底及び事務ミス防止等を課長会議等で指示しているところであります。私としては、指示待ちの職員ではなくてみずから行動できる、そのような職員を目指してほしいと、そういう意識改革のもと、職員とも話し合いを重ねているところでありますし、少しずつそれが芽生えつつあると、私はそのように認識しております。これからも引き続き、その辺を徹底してやっていければと考えております。

次に3点目ではありますが、支所の位置づけ、機能をどのように考えているかのおたがしであります。各総合支所は地域振興の拠点でありまして、高齢化が進む中で極めてきめ細かなサービスの提供に欠かせない重要な役割を担っていると、そのように考えております。また、地域の中で重要な防災拠点でもありますので、引き続き住民の皆様に安全・安心な生活環境を提供できますよう、人口規模に見合った体制を継続していく考えであります。また、防災拠点としての機能が果たせるよう、新町まちづくり計画の変更に伴いまして、総合支所の耐震化に係る部分も盛り込み、合併特例債が活用できるよう手続を進めておるところであります。

次に4点目ではありますが、町長は町民に夢を持たせる自信がありますかのおたがしであります。町民の皆様はそれぞれの夢をお持ちであると思っております。その実現のため、日々、一生懸命頑張っておられることに敬意と感謝を申し上げたいと思っております。その夢の実現に向けたさまざまな施策を実施することによりまして町をサポートしていくことが私の使命であると、そのように認識しております。自分自身のその信念といたしましては、誠心誠意、思いやりを持って対応すること。その一つ一つの蓄積が大切でありまして、地域づくり、まちづくりにつながっていく、それが夢だと私は思います。それを一つ一つ実行してそして理解していただけるものと、そのように考えております。

そうした中にありまして、私も子育ての支援だったり高齢者に対する対応だったり、それから教育の対応だったり、伝統文化、そういうのをしっかりした継承をするというようなこと、あとは自然のその利活用です。森林の整備とかいろいろあります。そういうものが形になって町民の夢につながる事業をしておりますので、それが少しずつ目に見えてきたときには、皆さん方が、ああ、夢はこういうふうな形で実現していくのだと、そのように理解されるものと思

っていますし、それを一步一步今行っているということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 再質問をさせていただきます。

1点目①に関しては、きちんとお答えなさっていますので、特にありません。

2番目に関しても、ほとんど所管事務調査ということで長期の研修に係るその報告なり、その後の研修等も聞いていますので、それは、その中身は聞きませんが、町長においても、こういったこと、合併後8年目になるのか、8年目ですね。当時心配された内容は、広い面積と行政コスト、お金がかかる町になったなということで、賛成、反対も結構激しい合併討論があったわけですが、こういったことは十分、新しく入った職員に対してはその辺の事情も知らないのしょうから、しっかりそのお話をさせていただいて指導をしていただいて、月1回の課長会議におきましてもしっかり指示していただいて、②における公務員たる心構えと若干崩れているのではないかなという場面も私見していますので、やはりもう少し、公務員ですからね、模範とならなくてはいけないという立場であるというふうに思いますので、もう少しきつ目の指導も必要かなというふうに私も思いました。目の前でそういう、ちょっとおかしいなという行動も見受けられましたので、あえてここに書きました。倫理観の醸成等当たり前のことでもありますし、職員のスキルアップ等についてもいろいろな研修をされています。事務報告に載ってありますので、中身に関しては十分に承知していますけれども、そのスキルアップに対して個人のスキルアップはどのように生かすかというのが非常に問題だろうというふうに思うんです。例えば、何々課におけるいろいろな諸問題が出てきたときにどういうチームワークがあったのか、どういうケアがあったのかどういうフォローがあったのかというのがぱっと出てきてしまいますよね。

何を言いたいのかというと、各課、各職場におけるオープンな形、ケアする形、互いに情報交換、常に交流を持つことが非常に大事だというふうに思います。個人個人の能力を求めるのではなくて、その課、または室等のチームワークで住民サービスをしているわけですから、我々議会も議会、一つとしてサービスしているわけですが、活動しているわけですが、そういった意味で個人に余り、ほかの仕事は構わないよと。僕は、あの人のやっていることは私は関係ないよというふうな、そういう環境ではなくて、それこそ職場、チームワーク

をつかって明るくして住民サービスに努めるというのが、このスキルアップなり倫理観の醸成なり、基本的な公務員たる心構えがその底辺にあるというふうに思いますので、そのためにやっているのだということを、どうか確認をしていただきたいというふうに思います。そうすれば、そんな大きな病気等も出てこないのかなというふうにも思いますので、やはり環境だろうというふうに、職場の環境、その辺のところを再度町長にお聞きします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

正直、私が町長に就任させていただきまして一番驚いたのは、職員が本当に自主的に動いているのかと、それを感じました。どっちを見て職員は仕事をしているのか、それを感じました。ですから、私はまず言ったのは、町長は最終的な責任はあると。だけれども、皆さんは町民・地域・町を見て仕事をしてくださいと言いました。なかなかその意味がわからなかったのかもしれないけれども、皆さんは当然それやっていたと思ったんですよ。思っているんですよ。でも、やはりそういうのを、私から見てはそう感じました。

ですから、そういうことではなくて、本当にもっと広い目で今の現状をしっかりと見て、そしてその課題を自分たちが判断して、どのようにしたらいいのかということ自分の判断の中で仕事をしてほしいと。そういうことがあったものですから、それをやったことに対しては課長だったり、私、町長だったりの責任、当然あるわけですから、そういうような組織としての仕事をしていきたいと思いますというように申し上げました。

そして、仕事というのですか、仕事の管理であります、これも、やはりなかなか合併してからのいろいろな事務にふえたということもある。そして、職員が削減されたことも事情としてはあるのかもしれませんが、その辺の整理がうまくいっていなかったことも確かだなどそのように感じています。

ですから、そのようなことも含めて、自分の所管の職員、これの様子を、やはり日々の様子、それから事務の進捗状況、これをやはりそれなりにチェックしていく必要がある。そのチェックがやはりどこかで抜けると事務ミスにつながったり、あるいは職員が悩んだり、誰にも相談できないような状況になっていると。そのようなこともあったものですから、その辺も課長なり補佐なり係長なり担当なり、それはそれぞれ自分のその周囲の人たちの日ごろの変化、それを見逃さないでほしいと。そのようなことも含めて、これまでずっと話していますし、そのようなことが少しずつ理解されてきているのかな。そういう中で私は、議員は笑顔でいるとたっているというようにとられ方しているようですけども、それもいいことだと言われていま

すが、でも私はそういうふうリラックスした、そして、職員、本当に役場といえどもチームプレイですから、そういうような組織として活動できる、そして個人が生かせる、そういうような組織に本当になっていったらいいなど。それを目指していきたいと思いますし、少しずつそれが理解されてきているのかなと思います。

ですから、その自分の与えられた職務をしっかりする、全うすると、そういうこと。それから、それはやはり町民のほう、町全体を考えたそういう中での執務をすることが大切だということで、日ごろ職員の皆さんとは話もさせていただきますし、そういうのが職員の人もわかってきて、いろいろな私にも意見言ってくる職員も多くなってきましたから、ですから、それはそれで浸透しているのかなと思いますし、そういうことで組織としてのミスのないような、そういういろいろなその対策、それからチームプレイ、それを念頭に職員には徹底していきたい。そして、自分の個人個人のスキルアップを図っていただくよう指導していきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 町長、笑顔イコールたるんでは私は思いませんので、そこだけ言うておきます。

TPOがありまして、時と場所と場合によって状況が違うというふうに思いますので、窓口でおっかない顔をしていては困りますので、窓口でにこにこしていれば、まさかたるんではと言わないというふうに思います。それはいいとしても、ただいまの町長の答弁の最後のほうです。本当に日ごろのチームワークの中で、状況をちゃんと把握しなさいと。人の心とか動きも、行動とか事務についても。それが大事だろうというふうに私は思うんです。それがマネジメント、課長の仕事なり課長補佐の仕事だというふうに思うんです。こうなっていないでこういうふうに、我が所管を見ていただきたいと思います。そうすれば救われる人も出てくるというふうに思います。そのようにぜひやっていただきたいと思いますというふうに思います。

3点目がメインなのですが、総合支所の位置づけというのは、非常にここに来て大事になってきたなど。明確にすべきだろうということでこの3点目の質問になっているのですけれども、ここに書いてあるように新庁舎建設策定委員会の中でも、やはりその辺が不安だと。何とも言いようがないというようなことで、どういうふうに本庁舎というか、本庁舎のその建設をどういうふうにもっていったらいいかわからないというのは、総合支所のあり方がしっかりしていれば、どれぐらいの機能にするか、どのぐらい大きくなるかとか、そういうのがある程度想像できるということで、わざわざこの一番最初の新庁舎建設策定委員会でも意見が出ま

したがというふうな表現にしたのですけれども、やはり総合支所の位置づけ、今20人、伊南が30数人いるのかな。これは教育委員会の分室があるからだというふうに思いますけれども、その20数人の中で一生懸命やっていたいでいるわけですけれども、その総合支所の全体の位置づけ、ここを本庁舎と言っていますけれども、本庁舎の機能というのはどの辺まで言っているのかちょっとよくわからないのですけれども、実際。所管で総合政策課があるわけですけれども、いろいろな所管事務調査しても、本庁舎の位置づけの考え方とかそういうものはほとんど出てこないのですよね。

田島支所的な考え方でいろいろな報告はあるのですけれども、意外と少ない。どの辺までのどういうふうな割り振りではない、縦割りではないでしょうけれども、どういうふうな、原点に戻るのですけれども、本庁舎の役割、総合支所の窓口だよと言えばそれまでなんですけれども、そうではないと思うのです。やはり強化しなくてはいけない場面もありますので、最初言ったように、これだけの広さだと総合支所の存在というのは非常に大きいんですよね。この間もほかの議員から出ましたように、コンパクトではないのですけれども、手短な場所で役所の仕事というか用足しはできるという姿にしていかないと、もうとても、先ほども出ましたように高齢化率も30数%ですね、本町は。この間、国の発表になりましたけれども、ちょうど4分の1になったとか報道されていましたが、そういった中では総合支所、伊南、南郷、舘岩の支所の位置づけというのは相当重くなってくるとは思わないかなというふうに私は思っているのです。

そして、機能強化もしなくてはいけないし、位置づけも明確にして、町長が明確にしていけばかなりの機能強化になるのではないかなというふうに思いますので、その流れの中で本庁舎をどのようにつくっていくか。この間出ましたように、総合支所の耐震化もやると。耐震化の診断もやると。耐震化診断やるということは多分、多分じゃない、診断化するというようなことで耐震化診断の助成が出るという形だろうから、きっと耐震化するだろうと。そのときも、その前には、もう本庁舎はでき上がっているかもしれない。そうすると、本庁舎をつくるときに、その位置づけ、機能なりをしっかりとっておかないと、そのときの耐震化事業の中の中身も変わってくるのです。

ですから、私が強く言いたいのは、今しっかり新庁舎建設の中で検討されている、今明確に言っておかないと、どうも、どこどこに行って見てきたよかった、そこだけオプションのところ、いいところだけとってくる、そうすると全体像が見えないと、こういう全体像の中の本庁舎だよという位置づけで策定していただかないと、とてもオプション的にここだけ豪華になっ

てみたり、何かが足らなかつたりというふうな事態が出てくるのですよね。

ですから、策定委員会の中でも副町長が出席していましたので、その辺のところみんなに言ったらと私は言ったのですけれども、そういう意味であのとき言っていたのですけれども、だから、ここでしっかり町長のほうである程度明確に示していただきたいというふうに思うのですけれども、きょうどうのこうのではないかもわからないのですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

合併時のことを振り返ってみますと、やはり一番合併して皆さんが、館岩、伊南、南郷にしても不安だったのは、全部本庁に行ってしまうのではないかと。私たちのところは何もなくなってしまったのではないかと、そういうことが大分声も大きかったし、実際、そういう懸念されました。

それを防ぐために総合支所にしましょうとみんなで協議して、そしてやってきたわけですから、合併して8年はたってきたわけですが、いずれにしても、まだそういう状況にあるということは、もう現実ですから、時代が流れてまた状況が変化すれば別ですが、今のところは、今のような状況の中でそのようなことで判断しますと、やはり支所機能そのものは、決してどこをなくすとか、そういうことではなくてしっかり対応をしていかなければならない状況であります。

そうした中で、その本庁の機能をどうするか。そして、この本庁の機能そのものも、やはり田島地区にしてみれば支所でありますから、ですからそこも含めた中で、本庁としての機能、それから田島エリアでの支所としての機能、そして、館岩、伊南、南郷の総合支所的なその機能、そして住民サービスが低下しない、そして住民が安心できる体制というものが必要だと、それを基本に考えていくべきだろうと今思っています。ですから、それを中心に、今度の新庁舎の建設であっても、それを念頭に置いた新庁舎の建設をすべきだろうと、今そのようなことは基本的に思っていますから、それをベースにこれを検討していくと。そしてしっかり対応していくということでもあります。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 物すごくぴったりの答弁で見事なぐらいの答弁なのですけれども、いや、実際そうなんですよ。そのとおりだとか言いたいような答弁なのですけれども、ただ、具体的に今新庁舎建設策定委員会のほうでも、もう3回やって4回目に進もうとしているわけ

ですよね。位置が大体、ほぼ答申されたということで、今度は中身に関してどうするかというふうな、そういう段階に入っているんですよね、もうね。

そうすると、そのときに、ある程度このような、先ほどおっしゃったように、本庁舎機能はここまで必要だ、田島支所としてはこの辺まで必要だというものがある程度出てこないで、この間、話は別ではないと私思ってお話しますがけれども、やはり町のほうから図面出さないと何もしゃべれないという人がやはり出てくるのです。ほとんどそうだったのですけれども、そうではあるまいということで、私、若干意見を述べさせてはいただきましたけれども、だから、やはりその辺のところだよな。

ある程度示していかないと、本庁舎としてはこういう機能は必要なのですよ、最低限。支所としては、田島支所としてはこの辺まで求めたいのだよということはある程度出してあげないと、話しようがないというか、やはり、建築屋は建築屋さんの専門家の分野の中で話をする。一般的な商工会の女性の役員の方とか地域協議会の余り携わっていないような人たちの意見とはまた全然違うというふうに思うのですけれども。だから、何か材料を与えてあげないと進まないですよ。本当に。100%預けますから自分たちで考えて全部そのように丸のみしますよという、そういう投げ方だったらいいのですけれども、そうではないというふうに私思いますので、当然ないのですけれども、もちろん。

ですから、その辺のところを明確に、今回質問したのは、そういった委員会の中でも、そういう質問をされる方、意見を言う方がおられましたので、ああ、これは同意見だなというふうに私思いましたので、やはりいいものにするにはある程度材料をあげていかないと、材料というのが、一番大きな材料というのは町長の考え方だと私は思っているのです。いろいろなものが出て選択するのはなくて、ある程度、こういう理念のもとにこの庁舎はつくるんだ、この総合支所があるべきなんだということを、先ほどの理念だろうというふうに思いますけれども、そういう漠然として言われても一般町民はわかりませんよね。

だから、ある程度、この辺までの機能、この辺までの機能と、やはり総合政策課なり総務課なりに指示して、ある程度具体的なところまで上げていかないと話し合いにならなくなってしまわないかなと私は心配しているんです。

ですから、今回、支所の位置づけ、総合支所の位置づけというのが非常に大事だと私は思っていますから、町長も同意見だろうというふうに思いますけれども、これだけ本当に広いんですよ。それで、インターネットである程度調べてみても、北海道あたりには結構あるのですけれども条件が全く違うし、人が多かったり、もしくは、広くても人口が1万7,000程度でも

100平米ぐらいしかない。100キロ平米ぐらいしかないとか。意外と珍しいところなんですよ、はっきり言って。難しいところだと、逆に思えば。

そういう場所なので、やはりある程度、町長なり、いわゆる政治家ですよ、町長なり——議員はなかなか言えないのでしょうけれども——が、ある程度計画を出してあげないとまとまらないですよ。そして後で困るようなことになりますので、総合ビジョンみたいなのはその辺で示していただきたいなというふうに思いますので、その点いかがでしょうか。今すぐぼんと今答えは出ないと思いますけれども、その方向性でぜひ、もうちょっと詰めて検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

なかなか、正直言って微妙な話で、この庁舎のことばかりではないのですが、学校の統合問題もそうなんです。町がそういう話で進めようとする、もう町は決まっているんだらうと、そういう話になってくるんですよ。それで、今度の庁舎の検討委員会もそうだったのですが、町で素案つくってやったら、それで決まりじゃないのと。何を議論するのという話が聞こえてきました。ですから、その出し方というか本当に難しいんですよ。その後、理解のされ方というか。

ですから、説明が悪いと言われればそういうこともあるかもしれませんが、ですけども、決して素案はやはり、ある程度のは出さざるを得ないのかなと思っています。ただ、そのときの、どういうふうに出すのかという捉えられ方、これやはりかなり、皆さん大分そういうことを勉強されてきたから、皆さん方もそこら辺は理解されてくるのかなとは思っていますが、この庁舎の場所ももう現在のところで決まっているんじゃないのの話になってしまって、だから田島地区なんかの人たちも、もう決まっていると思うからもう説明会行ったってしようがないべと、そんな話をされたこともありますし、ですけども、そうではなくて、私どもが示すものはあくまで素案だから、これから皆さん方に検討していただいて、いろいろなその、こうしたほうがいいああしたほうがいいよと、そういう意見いただくという、そういうことをしっかり伝えた中で、そういう素案的なものはやはり必要かなと、そう思っています。

ただ、ではその中にどういうものを入れてまでということになれば、これはやはりいろいろ検討委員会の中で、その素案も含めて、やはり総合的な判断の中でやはりやってもらうのが一番いいと私は思っていますし、そういうための検討委員会でありますから、ただ、素案的なものを示すことは決して拒むものでもないし、やはりそういうものは必要かなとも、そういう認

識ではおります。ですから、これからそこら辺もしっかりよく踏まえた中で、そういう中であってもやはり検討委員会の皆さんに諮りながら、そういうことを出す必要あるのかなと思っています。ですから、町としてそういう考えの中で進めていければと思っています。町としてというか私としてね。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 やり方というか手段というか進め方は、それは私はいいいと思います。

私が強く言いたいのは、職員と町長の違いですよ。職員は手続上、そういう順序よく、今現在一番いいベストであるというかベターであろう方法に基づいていろいろな方法でそれを進めようとする。その進める土台というのは、考え方の土台というのは町長の考え方だったので、当然ですよ。町長の考えを成就させるためのスタッフですから、極論で言うかね。そのための選挙なので。そういうことを考えれば、確かにもう決まっているんだべとか、そういったのは物すごく聞きますよ。私も聞いたし。だからその辺にところが町長の出番だと私は逆に思うのですけれども、その職員に対して、お前ら決まっているんだべと、その場所で言われるのは、それはもう職員は、いやそういうわけではないという、手続上だけだとそういう説明があるだけなんです。その上のもが出ないのですよ。そこで町長が、私の考え方はこういう考え方でこういうふうにやっていきたいというふうに思ってこの事業を進めていますと、それでいいと思うのです。決して民主的ではないわけではないと思います。民主的だと思うんです。

そこを強く、私なんかはこのリーダーシップとして求めたいのですよ。それに対する反感は出ますよ、もちろん。それは当たり前のこと。何か1つ言えば何か返ってくるもの、2人いれば2人争うもの、そんなの当たり前のことで、そういうことはもう当たり前のことだと思ってやるしかないのですけれども、そこが政治家と職員との違いだろうというふうに思うのですよ。

職員はやはり、決まっているんだろうどうのこうのと言われればきついですが、政治家はそんなものは含んでいる中身であって、いや、私は町民の幸せのためには俺の考えでこういうふうに行っていくのだということ、範囲はこのぐらいだということを示して構わないと思うんです。そして、意見に対しては堂々と議論をやっていく。まさか、今までやっていらっしやいますタウンミーティングもそうだろうと私は思うんです。説得ではなくて考えを理解してもらおう場所だと私は逆に思うのですけれども、そういう姿勢でやっていかないと、誰々が反対しているから誰々が反対しているからという、そういうちまちまのそのつまらない中身になっ

てしまうので、大きな理想的な形というのは町長は持っていると思うのですよね、政治家ですから。そのために町長になられたというふうに思いますので、自分の考えに基づいて、この町をこういうふうに持って行くのだと。支所は大事だから充実させて行くのだと、強く言っていると思うんですよ。だから、その辺が皆さんのおっしゃって、まだ変えられますよと、たびたびそういうのがいっぱい出てきているので迷っちゃうのですよ。

そういう大きな場でそういった意見が出てくると。はっきりしていないんじゃないの。いや、我々ははっきりしているよと、これ、そういう話になって、私、手話で通じていないという表現なんですけれども、ぶつからないんですよ。キャッチボールよくできていないなというときに非常に私感じますので、あの場に座っていて。

だから、考え方をしっかり示して、それに基づいて、ここに書いたのですけれども、まず示して議論してもらおうと。その順番で私は、やり方は私は違うやり方でやりたいんだと言うかもわかりませんが、それが政治家たる町長の姿勢だというふうに私は思うのですけれども、強引でもある程度いいと思うし、後は、それは4年間任せられて全て任せるわけではないというふうに思いますけれども、それは地方自治の趣旨、本旨にのっとり住民自治ということもありますから、そういったことを民主的に進めていけば、そこに大きな自分の意見を述べながら施策を振興していくというのは可能だという、可能じゃなくて、それが民主主義でないかなというふうに私思いますので、臆することなく自分の意見を言って、公の場というか検討委員会でも構いません。こういう考え方なんだと。これに基づいて検討してくれというふうな言い方ができるというふうに私は思うのですけれども。大事に大事にやりようで、頭の考えがわからなくて進めないという方もいらっしゃると思いますので、その辺のところいかがですかね。しつこいようでもすけれども。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

世の中ですから、それは100人いれば100人の考え方があると。メッセージの受け取り方も100様あるとそう思ったほうがいいのかと私思います。自分としては明確に言っているつもりですが、1を言って10を知れとそういうわけではありません。1を言って1を知ってもらえば私はいいと思います。その半分でもしようがないのかなと思いますが、半分だったらある程度自分にも責任あるのかなとも感じますが。そういう中で、自分としてはしっかりメッセージは出していると、そのように認識しております。足りないと言われるのであれば、特にまた、それはそれで自分の精進が足りないと思って、もっともっと頑張っていきたいと、そういうような

覚悟でいます。

ですから、決して自分のメッセージを全く発していないとか、そういう認識は全く自分としてはないので、きちんやるべきことはやっている、言うべきことは言っていると、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 届いていないですね、余り。

③に関しては支所の位置づけ、機能をどのように考えているか。町長就任4年目です。町長においては明確な考えが当然確立されているものと考えますと書いてありますけれども、その具体的な明確な、もとに戻りますけれども、大事な場所であると、それはわかりました。機能をどの辺まで持たせるか、今のままでいいのか、それともこの辺まで持って行きたいとかそういう考え、今ありますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

支所機能そのものは、やはり私がまず言いましたのは、その4つのその地域を輪切りにするつもりはないと。そういう中で、その支所そのもの、支所といいますかその地域のいろいろな特性とかそういうことはあるかと思うのです。それは決してわがままとかそういう意味ではなくて。そうした中で、それを活性化させるといいますか、そういうような機能を持たせる、そういうような役割は置くべきだと。そういうことで、それぞれの役割をきちんと果たすべきその対応をすべきだと、そのように思っています。

ですから、通常のもちろん住民、町民の方々に対するサービス、安全・安心に対するもの、これは同じようになるのが当たり前だと思うのですが、そういうことでしっかりした支所としての機能を果たす。本庁は本庁の機能をもちろん果たすし支所の役割も果たす。そのようなことで、しっかりこれからの対応は当然必要だろうと、そのように認識をします。また、時代が変わればそれはそれなりの対応が必要でしょうけれども、今現在はそのようなことを考えておりますし、そのようなことを念頭に置きながら、この町の行政組織をやっていたらと思っています。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 現状の形でやれるだけやるということでしょうかね。

それで、先ほども出ましたように高齢化が進んでいるということもある。人口が、きのうおとといでしたか、民報、民友に出ましたけれども、1万7,000人を切ったと。計算の方法なん

ですけれども、違う方法もあるみたいですしけれども、1万7,000人を切ったと。きのうの質問でも2,000数百人、合併後減っているというふうな状況、具体的に出ていますよね。そういった中身で、合併後8年目になって2,000数百人減って、今後も、統計的には県の統計予想でも結構大きな高齢化率が想定されているわけですしけれども、そうすると、準じて我が町も相当な、40%台になるだろうというふうにも想定されると。

そういったもの、具体的なものの数字が出ている。それで子供たちも小学生ですか、1,300人くらいですか、今。小・中学校で。0歳からで1,900人、2,000人もいないというふうに思いますけれども。1,800人ぐらいかな。パーセンテージで言うと11.何%ですから年少者率というのは。そういうふうに考えてくると、まさしく自然減でどんどん減ってくるというのは目に見えて推定というか、もうできますよね。そういうデータの集約が役所なのですしけれども。それに基づいていろいろな政策を打つという、それが当たり前の話で、今も進んでいるというふうに思います。

庁舎のあり方、本庁舎のあり方、総合支所のあり方もそれに基づいて、やはり住民サービスの拠点ですから、また防災拠点とも言われましたけれども、そういう場所であるならば、必然的にそれも変わってくるというのわかりますね。同じ認識ですよ。

そうすると、合併10年、12年、13年と進んだときに、そういうものが想定されれば準備しなくてはならないと。準備されていると言われればそれまでなのですしけれども、支所のあり方もそうだし本庁のあり方もそうだし公の施設のあり方もある程度決まってくるんですよ。決めざるを得ないというかね。それはなぜかという、人が減ってくる、お金がなくなる。お金の問題ではないと言われればそれまでですしけれども、具体的に物が動けば役場だってお金や、お金というの、いわゆる補助金なり交付金なりといろいろ探しながら実施しているわけですから当然な流れでしょうね。

そうすると、そういうことを考えると集約せざるを得ないというのは最終的には出てくるんですよ。だから、小学校を一つにしろとか中学校を一つにしろと言っているのではないですよ。そういうことを想定しながらやっけて行かないとにっちもさっちもいかないと。また、夢を持たせることもできないと思います。

私、この間聞いたのは、大阪市長の6代目の人なんですけれども、名前忘れちゃったな。何とか四郎だっけ。池上四郎だったか。あの人の御堂筋を将来の大阪市のメインストリートにするのだという計画を立てた人なんです。これ、会津藩出身者の息子さんなんですけれども、その当時は、その御堂筋、このほど広くして何するんだというような物すごい批判を受けたそう

です。しかし、今となってみたらすばらしいものだと。今でも狭いくらいだと。細いくらいだというふうに言われるぐらいで、そういったものをやはりある程度町長には求めたいなというふうに思うのです。それは職員にはできないことなのですよ。職員は現実を見て考えますから。だけれども、町長はその先も考えて、いや、こういうふうに持っていくのだと。この政策はやらなくてはいけないんだと、こういうふうに言える立場なので、そこを言いたいのですけれども。

ちょっと横にずれてしまったかわからないのですけれども、その支所の位置づけ、機能というのは本当に本気になって考えていると言われればそれまでなのですけれども、きっちり今から詰めていかないと本当に間に合わないというふうに思うのですよね。その人口の動態を見てもそうだし、先ほど出ました空き家だってそうだし、荒海地区は糸沢地区が一番多いと思うんですけれども、非常に多いとか、データの的にはいろいろ出ていますけれども、じゃ、どうするのだと。個人的にはできませんので、やはり全体的の流れの中でやっていくしかないというふうに思いますよね。

だから、その辺、総合的に勘案して支所の位置づけ機能をどうするかということ、しつこいようすけれども、ここすごく心配なのですよ。広い。何しろ広い。東部と西部に分かれているのだならば比較的にやりやすいのかなと思いましたがけれども、合併しましたので、その辺にやはり明確に示していくべきだろうというふうに思います。

本当に本当にしつこいようすけれども、これからぜひ、今のままある程度様子を見るというのではなくて、もう一步踏み込んで、ちょっと早目に検討しようじゃないかというふうに思いませんかというのが1点と——すみません、もうちょっと——というのが1点と、一番私が思うのは、総合政策課をどういうふうにするかというのを私は思うのですよ。そこが大事だろうと。町長の意向を持って、縦ではなくて横断型の情報をそこに集めて、やはり子供、教育委員会の情報も入れたり健康福祉課の情報を入れたりして総合的にどういうふうにするかというのは、やはり総合政策課なのかなと私思っていますので、その位置づけも2点合わせてお聞きしてよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

支所の体制といいますか、これは私も先ほど申し上げましたように、現状では今の機能を何とか維持したいというのが考え方であります。その後でも申し上げましたが、将来にわたってこれがどのようになるのかは、その状況の中で判断していく必要があると思います。人口減少、

当然、これ自然減ですし、我が町も、本当にどんどん減少しているということは、これははっきりしていますし、そうした中での支所のあり方。支所のあり方ばかりではなくて町としてどうするのかという話が出てきますから、当然、それは念頭に置いたその町の将来の計画というものは必要だと思います。

そういう中での検討は当然必要だと思いますから、それは念頭に置きながらやらなければならないと思っていますが、今現状の中で、5年、10年の中ではこういうことを、この今の状況をどのように維持するか、どう維持していくということを基本に考えていきたいということがあります。ですから、それも、その10年の中でというか推移を見ながら、それでいろいろな判断が出てくると私は思います。10年前の、これから10年先、正直言って人口減だけはわかりますが、この推移だけでいけばね。ですけれども、どういう状況になるかということ、それも当然想定しながらですけれども、今現在としてはこれを維持して、そしてそういうことになろうということも推定しながら、今の現在の機能を維持していくということが基本と考えています。

それから、役場の組織といいますか総合政策課をどのように活用するのかということであり、これも、同じように言えると思うのですが、いろいろ課があります。そして課が少なくなれば、別にそれなりの対応ができるかと思いますが、今のような状況であれば、やはり何かこうそれを結びつけるようなその課が必要だと思います。総合政策という名前がいいのかどうか、これはありますが、そういうことも含めて、やはりそれなりのその中での役場として今の機能、さっきの行革の話ではないですが、そこも含めて検討する必要あるのかな。そしてまた、それはどのように改革しても、やはり私は職員の意識だと思うのですよ。

ですから、そういう中で、今現在も本当にそういうしっかりした連携、それから信頼、そしてどういう態度で執務しているのかと、その意識の徹底をしっかりとすることが大事なことだと思っていますから、ですから、そういうことも含めてその課の体制というものは恒常的にこれを続けるものがないとは思っていません。

ですから、そういう中で、時期が来ればというかそういうのを念頭に置いた検討は常に頭の中に置かなければならないと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 5年から10年は今の体制というか現状機能で維持して、その後、状況の中で判断していくというふうなお答えだろうと思います。これ以上質問しても出ないと思いますので、これに集約、結局これに集約されてしまったのですけれども。総合政策課、今は総

合政策課ですけれども、名前変わるかもわからないと言われてきましたけれども、やはり、3つの総合支所と本庁をやはりつなぐ大事な場所というのは必要だろうというふうに思うのです。これからもますます必要になるというふうに思うんです。やはり掌握しておかないといけないというふうに私は思います。

なかなか所管事務調査でも全体像を話される人はいないものですから、田島地区の事業に対しての報告、そのほうがわかりやすいと思って配慮なんだか何だろうかもわかりませんが、館岩支所の報告という形で出てきています。やはり、本庁舎との役割の本庁舎としてのそういうふうな総合政策課の報告とかそういったことも必要なかなと、私は総務委員としてそう思いましたので、それは検討していただきたいというふうに思います。

この横断型の事業というのは結構今多いですよね。だから、国・県もそういった縦割りをなくそうということでそういった事業がふえているわけですけれども、どこが所管するかと。総合政策課だろうと。今の、我が町の体制ではそこだろうというふうに思います。

細かい事業は総合政策課から外していただきたいなというふうにも逆に思いますけれども、現場に全て振ると。商工観光課の中身も結構入っていますし、これは商工観光課ではないかなというふうな中身も結構ありましたし、やはりその辺はぜひ、私たち議会のほうの立ち入る場所ではないかもわかりませんが、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに縦割り、行政は縦割りだとよく言われますが、私もそういうことのないように、住民の方々あるいはそういう関係者の方々にきちんと対応できるような組織であるべきだと思います。今おっしゃられたように、総合政策は商工観光とか何かの課ではないかこう言われますけれども、そういう考え方そのものが縦割りになる可能性があるんで、そこは根本的に私も、皆さんと意識を統一しながら工夫をしていきたい、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 最後になると思います。

④に関しては気持ちを聞いただけですので、そこにとにかく言うあれはございませんので、町長の気持ちを聞いただけですので、それは抜きたいというふうに思います。先ほどのお答えでよろしいというふうに思います。

今回は町の統治の形ということで質問させていただきましたけれども、皆さんがおっしゃる

ように、合併8年して、そして合併特例債は伸びたけれども、一本算定があと2年先に詰まっているとかいろいろなこと皆さんおっしゃいますけれども、どういうふうに町の形を最終的に持っていくのかというのは余り聞かれないのです、どういうふうにしたいのかということ。だから、その辺を、我が町の核になるのは本庁舎や、あと総合支所のそういう形で統治していくのがベストだろうというふう私は思っています、その辺のところをお聞きしたのですけれども。何しろ広いのですから、山がある、1周回るのに1時間以上かかるというような。それで、この間みたいに、ちょっと被害が出れば館岩が孤立してしまうような場所なんですよ、何時間も。

そういう場所だということをやはり我々認識しなくてはいけないと思うので、総合支所の充実というのはやはりそこら辺、先ほど防災拠点の一つだというふうに強くおっしゃったので、やはりその辺を鑑みながら、今後耐震化の診断をして耐震化をしていって、なるべく近くの場所で住民が用足しができる。いわゆる、諸生活の届け出とかそういったことができるような形にしていきたいなというふうに思います。それが、我が町の特性だというふうに思いますので、その辺を充実させていただきたいと思います。要望ではなくて、その辺のところもう一回だけ町長にお答えしていただいて終わりたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、この南会津町は広い地域だと思いますし、新潟・福島あの災害にも見られますように、正直、伊南支所管内であれだけの災害が起こったときに私は田島の本庁にいました。ほとんど状況がわかりませんでした。そのような町なんですよ。ですから、それを十分認識して、地域力が低下しているとかそういう状況もありますので、やはり、地域力を上げる。皆さんのその活力を出すにはどうしたらいいのかと、これをやはりしっかり考えていきたいと思ひますし、皆さんにも理解していただきたいと思ひます。

これは、不幸中の幸いといいますか、そういう意味で、その防災に対する意識は伊南地区ではかなり高まったと思ひますよ。自主防災といいますか、そういう意識が強くなっておると思ひますし、そうした中で、やはりこの田島地区においてもそのような意識をもっともっと盛り上げていきたいし、自分みずからやるべきこと何なのかと。そういう意識を持ったやはり町民が1人でもふえるような、そのような町としての町民の意識改革といいますか、職員ばかりでなく……

〔「住民自治ということですね」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 ええ。そういうふうな社会、この地域が望ましいだろうと私は思います。決してこれは行政の責任を転嫁するわけではないのですが、そういうことで町民全員が一体となったまちづくり、そういうことをやっていきたいと、そのように考えています。ですから、そういう一つのきっかけですが、あのようなことが芽生えたということは非常によかったと思います。

○芳賀沼順一議長 渡部優君。

○7番 渡部 優議員 終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で7番、渡部優君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

午後は午後1時から会議を再開します。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 良 一 議員

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君の登壇を許します。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 議席番号3番、湯田良一でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2点についてご質問いたします。

まず1点目ですが、若い人たちにこの南会津町に残っていただくこと、定住していただくことだと思います。そのためにはさまざまな仕事の面もあろうかと思えます。まず道路網の整備が一番大事なことではないでしょうか。働くところを他の市町村に見つけても通勤可能となります。若い方たちが我が町に残ってくれるのではと思っております。そのためにも、高規格道路の会津縦貫南道路の早期実現です。現在のところ、5工区については格上げになっているの

か、一日も早い実現を期待するところです。

要望の仕方も、沿線市町村との連携した期成同盟会としての要望も大変必要ですが、今まで何回か質問してきましたが、南会津町に単独での要望活動も大変重要ではないのでしょうか。大きなアクションを起こし、町の本気度を県や国、そして関係機関に対し強くアピールすべきときだと思います。

また、今後の南会津町のことを考えるとき、県道黒磯田島線も大事な道路になってきます。今のところは県道のままの要望に見えますが、県道と国道では道路の規格が変わってきます。まず国道に昇格させてから、国道の規格に合った道路で整備すべきではないかと思います。今後いろいろな問題点が出てくるでしょうが、福島県、栃木県、また期成同盟会などと歩調を合わせていかなければならないところもあると思います。県道黒磯田島線、会津縦貫道路の要望活動と一緒に、また、栃木西部・会津南道路の要望もあわせ、南会津町挙げての大きなアクションを起こし、ともに早期実現に向け南会津町の本気度を出して、機運の盛り上げを図るべきと思いますが、町としての考え方を伺います。

続いて2点目ですが、今後の南会津町の農業のあり方についてであります。

南会津町の農業は、今後のことを考えますと大変なときを迎えるのではないかと、危機感を持っております。原発事故による風評被害による価格の低迷に始まり、異常気象によるアスパラガスの茎枯れ病などの病気の発生での生産量の低下。また、高齢化に伴い生産意欲の低下が進み、離農者の方も出てきております。離農者の方がふえてくると耕作放棄地がふえてきます。今後の町の農業を長期的に考えたとき、気象に影響されない品種の改良や客土等による土壌改良などの基盤整備の推進が必要ではないかと思います。

農業に対しての基礎を強化していくときだと思います。基盤整備になりますといろいろな細かい問題点も出てきますが、町の補助事業を精いっぱい活用して、農家の方々のためになっていただきたいと思います。

基盤整備をしっかり行い、農業に対して新規就農者をふやしたり、雇用の面にもつながればと考えますが、今のところの助成方法を見ても、国・県・町とも認定農業者や土地の集積化というものが大前提となります。町にも大々的に農業を経営している方もおりますが、まだまだそこまでは行かないで、小面積のまま農業を経営している方が多く、集積化に向けた考えには前向きになれない方が多くいます。このような方たちが、安心して農業ができますように、補助率の緩和とかきめ細かな援助、そして、耕作放棄地の解消につながっていけばと考えますが、町としての考え方を伺います。

壇上からの質問はこれで終わって、あと、再質問席での質問にさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の重要路線の要望の機運の盛り上げ方に関する会津縦貫南道路の南会津分の進捗状況、要望活動のおただしであります。本路線は平成24年4月、湯野上バイパスが国の直轄権限代行事業に新規採択されまして、全体計画の延長は約8.3キロメートル、事業費は約240億円で、現在まで調査・設計・用地調査等を実施しています。

この道路の重要性は、東日本大震災、そして新潟・福島の高雨災害、これによって、私どもも、非常にその道路の重要性は実感しているところでありますし、しっかり町としても対応をしていかなければなりませんし、また、県・国に対しての要望もきちんと、地域の事情も含め、皆さんと力を合わせて要望活動を力強く進めていかなければならない問題であると、そのように考えております。

そうした中にありまして、県営事業として、小沼崎バイパスを平成14年度より約1.5キロメートル、事業費約66億円の全体計画で、現在まで環境調査、概略ルート見直し、航測図化、航空写真の測量ですね、それを図面化するものですね。それから、用地補償等を実施いたしまして進捗率は約21%となっています。さらに、下郷町から南会津町の5工区については、平成24年度の公共事業評価委員会で新規着工準備が妥当と判断されまして、約9キロメートル、事業費約150億円の全体計画で現在まで環境調査、概略ルート見直し、航空図化等を実施しています。

要望活動につきましては、会津縦貫南道路や県道黒磯田島線は沿線市町村との連携が必要でありまして、期成同盟会での要望活動を実施しているところであります。進捗状況によりましては、町独自の要望活動なども検討していかなければならないと、そのように考えております。

また、県道黒磯田島線につきましては路線ルートを変更し、トンネル化を要望に町として取り入れました。この間の期成同盟会でもこれを認めていただきましたし、そのような説明をさせていただきました。

今後の状況によっては、国道への昇格も視野に入れ、福島県と栃木県との調整を図りながら要望活動をしていきたいと、そのように考えております。今後、各地区住民の方々と現地踏査を実施する予定であります。これは町内のそのこのルートの関係者といいますか、最初はそのようなことで現地に実際行ってみると、そのようなことを実施していきたいと、そのように考え

ておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、今後の町の農業のあり方についてのおただしであります。町では、平成23年4月に策定した第1次南会津町農業振興計画において、販売額が1億円以上の園芸品目であるトマト、アスパラガス、販売額が1,000万以上の花弁類であるリンドウ、カスミソウ、カラー、スターチスを町の重点振興作物に指定いたしまして、これらを重点的に支援することによりまして、さらなる販路拡大と農家の所得向上、担い手の確保を目指しているところであります。

しかしながら、アスパラガスにつきましては、茎枯れ等の影響もありまして、ピーク時に約3億円あったJA会津南アスパラガス部会の販売額も、昨年は約8,200万円弱まで落ち込んでいるところであります。

この危機的状況を打開するため、町とJA会津みなみが連携しまして、茎枯れ病に効果があると言われていた簡易雨よけ、堆肥によるマルチ、それから敷きわらの対策を講じる生産者に対しまして、町2分の1、JAが4分の1の助成を行うことにより、アスパラガスの里再構築を目指しているところであります。

なお、3番議員がおただしのように、現在の農業の流れは担い手への農地集積に向かっていることは国のほうの方針の中で明らかであります。本町のような中山間地域では、地理的条件により農地集積に限られるほか、地域の担い手である経営体で高齢化も進んでいることから、5年、10年後の地域農業のあり方そのものについて検討しなければならない時期に来ていると認識しております。

現状としては、なかなか満遍なく全ての農家の方に支援するという大変厳しい状況であります。町として、先ほど申し上げましたように振興作物をやっておられる、あるいは認定農業者、あるいは農地の集積、そのような可能な農業者に対しての支援の方向で進んでいますが、いろいろなどのような方法があるかということも検討してみたいと思います。

町といたしまして、各農事組合や関係団体の方々とも協議を重ねながら、圃場整備や集落営農、新たな農業生産法人の設立、それから6次化等についても検討をするとともに、水稻やソバ、そして、重点振興作物のさらなる振興を図りながら、農家の安定的な所得向上と新たな担い手の育成、確保、遊休農地の解消等につながるような対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 今回の回答の中から、まず、この会津縦貫南道路の5工区については格上げにはなっていないようでございますが、やはり私としては、町独自のアクションを起こして、一日でも早く南会津町民が、今後希望が持てるような姿になるのではないのかなという考えでございます。やはり、そういった点から南会津町全体としての本気度をアピールすべきではないか。そして、先ほども言いましたように、若い方々の定住や交流人口の増加と、そんな姿につながっていくと思います。

毎月、やはり町の人口が減っていますよね。そういった姿の中を考えますと、やはり一日でも早く希望の持てるような姿が欲しいというのが私の実感でございますので、そういう時期が来たらば検討をするということではなく、やはり格上げを目指してもう少し早目のその対応が必要ではないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に目の前まで来ているのですがなかなか待ち遠しいですよ。私どもも本当に、一日も早くこの実現、南会津町まで実現するように努力しているところでありますが、いずれ、小沼崎工区トンネルの工事が始まるわけでありましたが、この残土の問題等も我々も提案しながら県のほうにも申し上げておりますし国のほうにも申し上げております。そうした中で、確定かどうかわかりませんが、その残土につきましてはこの南会津のほうに延伸する。そこにこの残土を出していきたいというような、そのような考え方もあるようです。ですから、その辺のことも含めまして、今まで同盟会の中で力を合わせてやってきましたから、それを基本にまず考えていますが、私どもが単独でといいますか、私どもが独自でその要望活動をするということかそのようなことになれば、それは積極的にやっていくのは決して惜しむものでも何でもないし、積極的にやっていきたいと思えます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、一日も早いこの会津縦貫南の、その南会津町への延伸というのは皆さんのたつての希望ですから、それはしっかり運動を繰り広げていって、そして町民皆さん方と一体になって私どももやっていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 どうも、前向きなお話で。

そうですね。やはり、今、南会津町民として見てみますと、やはり隣の下郷町の国道289のところまでは国直轄だということでもう決定しているわけですから。そこからこちらのほう

の進捗がなかなかいかないというところで、やはりまどろこしく感じているようなところもございませう。そんな姿で今後要望活動をしていただければなというふうに思いますが、やはり、会津縦貫南道路と、やはり栃木西部、会津南道路、そして県道黒磯田島線、これは整備促進は非常に重要な路線でございます。この3路線の早期実現に向けた要望活動を今後も展開していただければというふうに思っております。

続きまして農業面の問題でございますが、やはり最近、町内のあらゆる地区でも耕作放棄地が非常に多く見られるようになってきました。今後ますます増加してくると思います。やはりこれは高齢化に伴い離農者がふえているためではないのでしょうかというふうに考えます。

農業から離れていく方でも、まだ農業は続けられるのだが、やはり今のところ採算が合わなかったり、労力の面でも体を酷使する作業が多く、やはり続けられない、やめるのだったら今かなというように姿で離れていく方が多いのではないのかなというふうに思いますが、やはり先ほども町長のほうから、そういった全体的な100%の援助はできませんが、町でできる範囲内の援助がないか、これから検討するというのもありました。やはり南会津町の農業の安定した継続化のため、小面積の農家の方にももう少し町独自の今の助成の方法を緩和するなり何かあればなというふうには思いますが、そのところもう少し前向きな検討の中身をちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

先ほど、町長が答弁しましたように、大きくやっている方の重点振興作物ですね、南会津町の販路拡大ということで所得向上を目指しているわけなのですが、また、小規模にやっている方も、これも何とかしなくてはいけないと私も認識しています。ただ、小規模でやっている方については本当の家庭菜園でおさまる方と、少し農協さんのほうとかそういうところに、道の駅、町の駅関係に納めている方等もいます。そんな関係で、今は何もそんな大きな支援策はないのですが何か考えなくてはいけないというふうに考えてはいますが、まだ具体的なものは今ありませんので、よく課内、または上司とも方策を探りながら、今後検討していく必要があるのかなと思っておりますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 実は、私の地区、田部地区でも、今、基盤整備の予定をして今進めております。やはり基盤整備となりますと、細かい問題点ですか。今のところ、その基盤整備に対して月2回ぐらいの話し合いを設けているのですが、やはり、工事に入るまでは数年かかる

わけですが、やはり条件として更地にして提供しなくてはならないということで、今、田部の場合はやはり大々的にアスパラ農家が多く、田んぼにハウスをつくっているといった方々からちょっとした問題点として上がってくるのは、やはりパイプハウスの移設です。そんなところもあるものですから、こういうものをやはり今言ったような、課長から返事ありましたような、その町の助成事業の中でも、もう少しきめ細かな助成の方法の緩和とか、また新たな助成方法がないのか、検討をしていただけるのでしょうかでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

土地改良事業のお話ですけれども、私も白沢地区で3年ぐらい前まで土地改良事業をやっていました。私どものほうは13年かかりましたけれども、やはり今おっしゃられたようなハウスとか、あるいはアスパラガスもそのようなものですが、深根性な作物があつたりいろいろ課題はありました。確かに土地区画整理の条件は、おっしゃられるように更地が原則であります。この原則は何とも崩せないかもしれませんが、ただ、町としての対応、それから今既存の補助事業といいますか、そういうことも含め、そして時間のその利用というか、逆に時間がかかることによってその移動とかそういうことを町の制度、今現在ある制度を利用ながらも私は可能だと思います。どうしても不可能な場合が出てきた場合、それはやはり何らかの手だては必要かと思いますが、これは、1つはやはり地域の皆さんの全体の理解度だと思います。

ですから、みんなで協力する、そういう地域としての体制づくりも私は大切なことかなと。非常に時間がかかることでありますから、最低5年とか、事業始まって5年とかそのくらいかかりますから、やはりそういうことはみんなしてフォローすると、そういう体制づくりは必要かなと思います。

そういうことで、現実には始まってみないとわからない部分もあろうかと思いますが、そういう中で、町としても積極的に支援策あるいは皆さんと相談させていただいて、そして、どのようにしたら本当にできるのか。それはしっかり町として対応していきたいと思います。

そういうことで、田部地区で今計画されている区画整理の事業、私は田部地区の本当に生活環境の改善というか、そういうものだと思うのですよ。ですから、ぜひみんなで力を合わせられるような体制づくりをお願いしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 どうも心強い返事ありがとうございました。やはり、田部地区でもそういった方々の労力の軽減化といいますか、やはりパイプハウスを移転する場合は非常に労力

がかかります。そんな中で区の役員会の中でも、やはりボランティア化で何とかそういった大変な方々のハウスの移設には協力しようという話し合いにはなっていますので、今後ともそういった温かい力を注いでいただいて、そして最終的にはこの南会津町の農業が長く継続できますことをお願い申し上げましてお祈りして、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で3番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 13番、星登志一、ただいまより一般質問を行います。

今回、大きく分けて3点ございます。

まず、その第1番目に、過疎債と集落応援事業についてであります。たびたびやっておりますけれども、どうも町の予算規模が小さいということで、もう少し大きな予算を組んでやっていただけないかなと、こんなふうな思いを込めて、再度集落応援事業について一般質問を行います。

ご存じのように、平成12年から地方分権法が始まりました。これによって、行政も議会も規制緩和等により自由度が大きくなり、事業の執行や、あるいは提案がしやすくなっていると私は感じております。先月13日の民友新聞だったと思うのですが、過疎債の使い方を少し拡充しようというような見出しがありました。この内容については、今までできなかった広域事業のごみの処理施設、あるいは企業誘致のための工場や事務所の建設など、こういった経費も加えるというような方向で調整していると報じてありました。これを国会議員にちょっと調べてくれということで電話したところ、これは多分共同通信社が大分先走って報道したのではないかと。現在、議論はしているけれども、決定ではないというような話もありました。

そこで私は、こういった中身が決定する前に、我が町ではこういうことをやりたいのだとか、あるいは広域全体でこういうことをやりたいんだというような案件があれば、その中に盛り込むように、今からでも陳情をすべきではないかと。決まってから陳情しても、なかなか国は動かないと。決まる前にやはり陳情して、そういった項目を入れてもらうようにすべきではない

かと。我が町においても多くの公共施設は50年代にできた、例えば、農林業の生活改善センター、補修の時期に入っております。我々が議会報告会のたびにいろいろな地域から、こういう問題はどうかということをお聞きします。あるいは、再生エネルギー施設、これも当地方のように資本の乏しいところではなかなか一般企業ではできません。こういったところに公設民営という手法を使おうと思えば当然、こういった過疎債を使えるようにするとか、そのような働きかけをすることによって、我が町の一般財源が浮き、その一般財源を効率的に活用できれば、さまざまな政策が実現できていくのではないかと、こんなふうに思います。

そこで、以下、過疎債について3点お伺いをいたします。

1つ目は過疎債の使途に対する町の考え方です。

2つ目、使い道の拡大のために、現在どのような陳情活動をしているのか。

3つ目に、一般財源による長期的な集落支援事業の拡大の考えはあるのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

続いて2つ目として、橋の補修事業と町民参加の推進について町の考えをおたじまいいたします。

公共事業の耐久性が問題になっていろいろなテレビでも報道されております。我が町においても、先月23日、24日と御蔵入交流館、あるいは永田の永井橋で橋のフォーラムが行われました。維持管理には町民参加も必要との提案もありました。430カ所ある橋の現状把握と課題及び対策は、町としてどのように進んでいるのか。あるいは今後の計画についてお伺いをいたします。

3つ目に、医療及び眼科の人材不足対策についてです。

来年度より介護関係のシステムが大幅に変えられるようです。今からその課題に対する対策を準備する必要があるのではないかと思います。誰でも感じられているように、もう不足の部分があるのはご承知のとおりだと思います。1番目には、前回質問いたしましたけれども、看護師育成の方策はどうなったか。2番目に、民間の眼科対策はどうなっているのか、あわせてお伺いをいたします。

それともう一つ皆さんにおわびしておきますが、ちょっと急いで来たものですから、議員バッジちょっとつけるのを忘れまして。かばんに入っていますので、席に戻ってからつけたいと思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、過疎対策事業債と集落応援事業に関する1点目ではありますが、過疎対策事業債の用途に対する考え方についてのおただしであります。過疎対策事業債は過疎地域の自立促進のための財政上の特別措置として設けられているものでありまして、起債対象事業費に対する充当率が100%、元利償還金の70%が交付税措置される非常に有利な地方債となっております。

このようなことから、現在まで小・中学校の耐震化事業や田島地域給食センター建設事業等の普通建設事業。ソフト事業としては、森のエネルギー創出事業等過疎対策事業債の対象となる事業の財源として優先的に活用しているところであります。今後も山積する地域課題解決のために、実施する事業の財源として、全体の地方債発行額のバランスを見ながら優先的に活用してまいりたいとそうように考えております。

事業の内容によってはそれぞれ判断されるものがあるかと思ひますし、他の補助事業との連携も含めながら、この集落応援交付金は考えてまいりたいと思ひます。集落に対するのは農地・水とかいろいろな事業がありますので、その辺も絡めた中での、また町としての対応は必要かなと、そうように考えております。

次に、2点目ではありますが、過疎債の使い道拡大のための陳情活動の現状についてのおただしであります。会津地方の町村長及び議会議長で構成する会津総合開発協議会による地方財源の充実確保の要望、さらには全国の過疎市町村が加盟しております全国過疎地域自立促進連綿が主体となって、対象事業の拡大を含め過疎地域の課題が解決できる施策を、国会議員や関係省庁に対し要望活動を実施しているところであります。

要望活動に関しましては、市町村が単体で行うより、課題が同じ市町村が連携して行うことで、より効果が上がるものと、そうように考えておりますので、今後も加盟する組織に対して、町が抱える課題を訴えながら、課題解決に向けて必要な政府予算や施策を要望していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に、3点目ではありますが、一般財源による長期的集落応援事業の拡大についてのおただしであります。これから迎える普通交付税の一本算定を見据えながら財政運営をしていかなければなりませんので、集落応援交付金事業の効果等を検証しながら、先ほども申し上げましたが、地域の状況、町の状況を判断しながら、めり張りをつけて、そして総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に、橋の補修事業と町民参加の推進についてのおただしであります。本町におきましては、約430橋の町道橋を管理して、平成20年度から2カ年にわたりまして点検業務を行ったと

ころであります。

今後の課題につきましては、橋梁修繕のほか、舗装や道路、側溝など多くの道路構造物が修繕の時期を迎えておりまして、土木予算に対する修繕工事費の占める割合が非常に多くなるものと、そのように推定されるところであります。

このような状況の中でありまして、8月23、24日の2日間に行われました橋梁フォーラムや永井橋での現地現場研修におきましては、地元の業界関係者や永田・中荒井区の皆さんの参加を得ながら、地域住民ができる維持管理を実践したところです。これを契機に、地元業者と住民の連携により地域力を高めまして、地域の活性化、自立を目指すモデル事例として、他の地域においても継続的に実施し、あわせて橋梁の長寿命化と修繕費用の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、医療及び眼科の人材不足対策に関する1点目ではありますが、前回質問した看護師育成のための方策についてのおただしであります。看護師養成奨学金制度につきましては、南会津郡全体での取り組みを今要望しているところであります。8月末に南会津地方広域市町村圏組合において、担当課長による検討会が開催されました。会議では、現在同様の制度がある只見町から制度の利用状況の説明があり、南会津地方広域市町村圏組合での制度創設が可能かどうかの協議を始めたところです。

町としましては、有効活用される制度とするためには、南会津地方広域市町村圏組合での創設が望ましいと、そのような考えから、構成町村の協力を得ながら進めることとしております。創設に向けてはさまざまな課題もありますが、引き続き協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目ではありますが、民間の眼科対策はどうなっているかのおただしであります。現在、町内においては福島県立南会津病院が非常勤体制により毎週月曜及び金曜日の週2回、館岩地区では館岩保健センターにおいて、郡山市のあおい眼科が月2回の診療を実施しています。南会津眼科の休診以降、町内の眼科医不足は否めないことから、現状を把握して、町として支援ができるものはきちんと支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、過疎債についての第1番目からお伺いをいたします。

過疎債は多分5年単位の使い方かなど、こんなふうに思いますけれども、現在、現時点において、今回の過疎債で一体どのくらいの枠が南会津に来ていて、実際にどのくらい使ってどのくらい余っているのかということをもっとお尋ねいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

本年度、平成25年度の現状でございますが幾つかございます。例えば、館岩地域の光ファイバー等の通信整備事業、あるいは伊南保育所の、今回補正予算にも上げてございますが、そちらのほうの設計委託等関係、それから前沢集落の駐車場整備とか、ハードな部分のほかに、それ以外にもソフト事業ということで過疎対策債の中で新物流システムの構築事業とか、あるいは森のエネルギー創出事業等々に過疎債のほうを充当してございます。過疎債としておおむね、本年度約2億五、六千万円の中で今作業をしているというところでございます。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それで、行政として、これは多分、県のほうからは南会津町、今回の過疎債はこのくらいですよと一定の枠は来ていると思うのです。町としてはその枠内でとどまるつもりなのか、それとも、いい計画があればその枠を越えて申請してみようという気があるのか、その辺についてお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

過疎債につきましては県のほうから、当然全国での枠も当然決まっておりますし、福島県の枠も決まっているということで、現在、その枠を最大限に使っての申請という形でやっております。

なお、その後、ほかの事業で過疎債が使えないかということもございましたが、現在のところ追加はなかなか非常に厳しいと。枠いっぱいということは聞いてございます。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これ、私は中身わかりませんが、過疎債については相当同じような事業をしつこく県に持っていくということによって過疎債の枠は広がるはずなんです。これは、合併当時に私が調べただけでも、当時、伊南村、南郷、館岩、旧田島と4町村ありましたが、予算規模だとか人口とかそういった割合から比べるとはるかに館岩が抜け出ていました。当時、我々議員は、町のほうからの説明は、県からこういった枠が来るからこういう事業をしますと。実際は調べてみると、ほかの村ではそういった使い方をしていたというこ

とがあるわけです。

当然、私は、田島町は規模からいったら当時一番過疎債使っているのだろうと思って調べた結果そういうことがありますので、1回で諦めないで、これは該当にならないだろうというものまでやはり1回県に持って行って、何がどの部分が該当にならないのだということを聞いて、さらにもう一回持っていくとか。3回も4回も持っていくと過疎債というのは十分に使えるはずなのですが、こういった作業をしているかどうか。1回行って諦めているのか、それとも再度またアタック中の過疎債があるのか、その点をお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

1つは、まず過疎の枠という観点と過疎債の対象になるかどうかというのは全く別問題でございまして、まず過疎の予算枠については目いっぱい、当然私のほうでは申請をして認めていただいているところでございます。

それから、過疎債の対象になるかどうかについては、別に最初から諦めているわけではございませんで、何度となくそれは協議をさせていただいているところでございます。

なお、先ほど私の答弁の中で過疎債の中での前沢の駐車場ということでちょっと申し上げましたが、あれにつきましては、ちょっと9月補正で減額をしてございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私が今質問しているのは、過去にしつこくやったことはないとか、これをしつこくやればちょっとものになるのではないかとということで途中で諦めているものがあれば、ぜひこれからはそういうことを再度諦めないで、町のほうとしてアタックしてほしいということですから、別に動きが悪いとか鈍いとかそんなことを言っているわけではないですから、諦めないで過疎債というのは何回もアタックしてくださいよと。そうすれば、ひょっとしたことで道が開けますので、1回で諦めないでしつこくアタックしてくださいという意味ですからちょっと誤解のないように。別に職員がサボっているだとか、そういった意味の質問ではないですから。

それと2点目、私が質問の中で、とにかく議会報告会やって困っているなど。今後もそういった問題が出てくるのだろうと思うのは、やはり50年代に建てた農林業のその改善センター、農業でやっていたら農業改善センターですかね。林業でやっていたら林業改善センター。どこの集会所もやはりひどい状態です。ただ、なぜ修理ができないかという、町から半分出して

くれるのはいいのだけれども、あと半分のお金がないよというようなところが結構多いのです。それで、ことしから、これは総合政策課で出したのかな、いろいろな補助事業のガイドブック、あれが非常に参考になったと。あれを見ていろいろ事業をやりたいけれども、やはり行き着くところは半額だとかいろいろな、自前でお金を出さなければいけないところがあると。そこを何とかクリアできないかなというようなことがあるわけです。

ですから、先ほど町長が、いろいろな共通の町村から出た意見をもとにして過疎債の中身について要求してあると、要求していこうということでありましたけれども、これは逆に、うちの町のほうから、各過疎債で共同で動いているところに対して、例えば農林業だとかこういう生活改善センターが困っているから、ちょっとこれを入れてくれよというような動きをしていくべきだと思うのです、私は。

そこで町長にお尋ねしますけれども、こういった農林業だとか、あるいは過疎で困っているところは、例えばエネルギーの再生エネルギー問題に関しての公設民営をやりたいのだけれどもそれができるかというような内容が含まれているかどうか、お伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答えいたします。

どのような要望をしているかということで、より具体的なお話をさせていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

会津総合開発協議会とか、それに南会津地方部会もございますし過疎地域自立促進連盟もございしますが、その中で、今おっしゃったような具体的な要望としては、平成26年度に向けて、例えば過疎債により整備した公共施設の維持とか修繕及び公共施設の解体とか再活用に係る経費についても過疎債の対象にさせていただきたいということ。

それから、農業基盤整備ほ場整備事業における町村が負担している受益者負担分についても過疎債の対象にさせていただきたいということ。それから、少しお話の出ました過疎対策事業債の、まずは必要額を確保した上で、道路、橋梁等の公共施設の維持補修に係る経費、それから、廃校舎等の公共施設の解体撤去、それから障害者施設、し尿処理施設等の一般廃棄物処理施設、これらについても、ぜひ過疎対策事業債の対象事業の拡大をしてさせていただきたいというような、より具体的な要望をしておりますので、ご理解いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から少しお答えさせていただきます。

私も新聞見たことの話ですけれども、過疎債の対象事業といえますか、そんな中で国のほう

も見直しの動きがあるというような情報も入っております。今、細かしくは課長のほうから答弁申し上げましたけれども、そのような中で、この地域として当てはまるもの、仮に当てはまらなくても、それはこの地域としての要望ということで、全体でやったほうが意向が伝わるだろうということで、その辺もしっかり協力してやっていきたいと考えています。

ですから、基本的には、本当に今、現状を見ますと、なかなか使い勝手がいい分と悪い分とこうあるものですから、できるだけこの現状に合ったそういう対応を国のほうにも県のほうにも求めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今、総合政策課の課長の話からすると、多分農林業の生活改善センターの修理ね、修理という文言は多分入っていなかったように思うのですけれども。というのは、これは国も県も、これは行政のほうは十分わかっていると思いますけれども、そこに1項目文言が入っていないとこれは対象外ですと。拡大解釈というのはなかなかしてくれないのが現状だと思うのです。ですから、そこに、もう一度見直しをしていただいて、もし、改修という言葉が入っていなければ、ぜひそういった農林業の生活改善のためにつくったような集会所、そういったものにも当てはまるよというような1項目をつけ加えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○長沼芳樹総合政策課長 お答え申し上げます。

具体的に公共施設のいわゆる維持、修繕という形で文言は入れておりますので、それらにも対応できるような方策として組み入れていただきたいというような要望を入れてございますので、ご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 過疎債等いろいろな補助事業を使うとき、きちっと入っていないと蹴られることがあるので、その辺は課長のほうで十分に、例として出していただいて、この項目には、例えば農林業の改善センター等の修理もオーケーですねという確約をとっておいていただきたいと、こんなふうに思います。

次に、一般財源の拡充、負担減による、要するに、今行っている集落事業の拡大でありますけれども、例えば、計画的にある地域で、なかなか1年間に200万、300万の事業というのは、えてしてうまくいかないのです、3年とか5年計画で、例えば、年間100万くらい町から欲しいのだけれどもなというようなことがあった場合に、今の町の補助制度では、ちょっと獲得する

ところがないと。

町長のお話だと、その辺は計画が出てきてから考えるというようなお話ですけども、そういったことは、もし仮に出た場合に、町長のほうとして、その計画を見て、ああ、これは物になりそうな計画だということであれば、前例がなくても、では検討しましょうということになるのかどうか。多分、100万で5年計画くらいのものがあったとしたらどうなるか、ちょっとお伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

例えばの話で申されましたけれども、私、この集落応援交付金事業というのは、やはりなかなかその地域力が活性化しない中でその地域の人たちに何が不足しているのかと、お金ばかりではないと思ったのですよ。

これを起爆剤として、そして地域の人たちのコミュニケーション、あるいは協力する、そういうことが一つになる、信頼関係が築ける。そういうことも狙っていたわけです。ですから、そういう点では、その部分では確かに皆さん方から大変評価されているのかなと思いますが、ただ大きな事業をやられるときには、確かにそういう部分では不足、少額の金額かなともそれも思います。

そういう中で、やはり、いろいろどういう事業をされるかわかりませんが、例えばいろいろなその集落で何かこういう共同作業しようとかそういうのは、農地・水とかそういう関係の事業もありますから、なるべくそういうものを使っていただくとか、そのような工夫が必要だと思うのです。ですから、話し合いの中でどうしても、何としても財源が見つからないというようなことであれば、それは町も一緒になってどのようにしたらいいのか、それは一般財源も含めて、それこそまた過疎債の話にもなるでしょうが、そのようなことも含めて、一緒になって地域のそういう事業に協力する、支援するということはできると思います。ですから、どのようなことが、今後、これが発展していったどのような計画されるか、そういうことも十分注視しながら、想像しながら私どもは対応できるものは対応していきたい、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 そうですね。いい計画を持ってくる地域があるかと思しますので、ぜひ十分な検討で後押しを。単年度で終わらないで、とにかく事業ですから、PDCAを回さないとなかなか、結果的にはいい事業はできませんので、そういった意味では多年にわたる計

画に対しても、ぜひともご検討をいただきたいと、こんなふうに思います。

それでは、次の2番目、橋の補修の件ですけれども、これは多分建設課も頭を痛めている問題ではないかと思います。たまたま23、24日、私も興味がありましたので、この2日間出てまいりました。そこで気がついたのですけれども、私は全くそんなことを思っていなかったのですけれども、橋の上には穴があいているそうです。これはなぜかという水をはける、抜かさせるためだそうですね。一番橋の天敵は水だというようなお話をしていました。そうすると430カ所もあって、各橋には水を逃がす穴がついているらしいです。我々はわからないからそこを塞がっているわけですよ。そこに橋の上に水がたまってそういったものの繰り返しで橋が早く劣化していく。せめてこれだけでもやると橋は長持ちしますよというお話がありました。

それから、手すりにペンキを塗っただけでも、これは維持効果が非常に高くなると、腐食が進まなくなる。これは我々住民でも、何の技術も要らないですから、いやと言う人がいましたけれども、我々が、ど素人があそこの永井橋で集まってそこで教えられて、全くのずぶの素人がこう塗ればいいよと。その先生が、はい、それでオーケーですという話ですから、いきなり塗って、1人で塗っても駄目ですよ。やはり初めの初期講習をきちっと受けて、こういうところはちゃんとこういうふうに見てくださいと受けてやれば、あとはボランティア活動だけで十分その維持を長引かせることはできるということです。

ですから、そういう意味では、我々町民も、ただ単に黙って、あれは国・県・町がやるのだということではなく、少しでもやはりそういったところから財源を浮かすような活動をすべきだと私は思うのですけれども、その点について町長にお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もそのような考え方は非常に大事だと思います。ただ、今、手すり、橋の欄干といいますか手すりを塗ったりすること。足場が必要だったりいろいろする場所もあると思うのです。ですから、なかなか専門でないといけない部分あったりすると思いますから、やはり安全性は確保した中でやっていかないとこれはだめだと思うので、その辺も含めて、どのようなことができるのか、また、どのようにしたらできるのか、その辺のことは検討することはいいことだと思いますので、皆さんとそういうようなお勉強会というか、そういうのも検討会開いたりするのはいいのかなと思います。そして実施できるものはそのようなことも実施していければと思います。皆さんのそういう意識の高揚にも努めてまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は、これは、先ほどのペンキ塗りの話は、危ないところまで塗れとかそんな話ではないですから。それは、誰が見たって、これは素人ではできないなというところは抜いて、とにかく素人でもできるようにところはみんなでやりましょうと。

そこで、各地域のいろいろな人が集まるとそこに何かしらのコミュニティーが生まれるのですよ。この前も、たった1日のみんなでやった勉強会ですけども、ああ、こういうことをみんなでできるのだったらあれもできるんじゃないとか、やはり今の地域の衰退というのは、1つは、私は各地域のコミュニケーション不足にもあると思うのです。みんな集まる機会が少なくなったと。それについて話題をいろいろな方から話し合いながら決めていくことがなくなってきたと。

ですから、1つの問題が何か持ち上がるとすぐに、これはいいほうなのか悪いほうなのかとか、そういった極論になってしまう。そういう話し方しか地域の住民ができなくなったと。じゃ、みんなで工夫をしてこういう工夫を凝らしてやれば、お互いの意見をすり合わせた上で1つのものができ上がればいいのではないかというような話し合いの仕方が、今の地域住民はなくなってきているのではないかと私は感じるのです。

そういう意味でも、こういう作業をやることによって、同じ作業をやって、そしてなし遂げたことによってみんなが達成感を味わったり、あるいは、ほかの事業にも協力関係が出てくるのではないかと思うのですよ。

だから、私は最近の、やはり地域の力というのが落ちたのは、その辺の話し合うコミュニケーション、お互いに相手の言い分を聞きながら、それから自分の言い分も通していこうと。足して2で割る手法が大分少なくなったと。そういう意味では、早々に私は、この橋の問題だけでなくいいです。地域でできることを、こういうことは地域でできるのではないかと。そのためには、地域の人に、このくらいの予算ありますから共同でやってくださいとかね。とにかくコミュニケーションを深めるような事業を少し多く、次年度に向けて、今回の決算を見ると、どうも型にはまったような計画ですから、なるべくいろいろな人が参加して、そこにある程度のお金を与えて、また次の目標を持たせるような計画をぜひつくっていただきたいと思うのですけれども、町長の考えをお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどの話に戻りますが、地域応援、集落応援交付金事業、これによってかなり地域の皆さんの話し合いとかコミュニケーションが強くなってきたと、そんなようなことを聞きますし、

そうした中にありまして、町としてそういうことは本当に非常に結構な傾向だと思いますし、そのようなことで区長さん、それから行政連絡員の方々等ともお話しさせていただきまして、その地域の事情、それから、そのような考え方をいろいろ話し合いさせていただきまして、そのような事業、どのようなことができるのか、これを検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ぜひ、何かいいアイデアがあれば我々も出していきますけれども、何とかして1つの事業をやることによってみんなが融和を保ち、お互いの意見を尊重しながらできるような事業をやっていくことがコミュニケーション、要するに、地域をつくる場になると思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それと、3番目の、これは前にも質問して、なぜあえてまた、今回一般質問に上げたかという、これは、高校生はもう7月から求人活動に対して目を皿のようにして見ているわけですから、やはりこういう問題は時期があるんですよね。でなければ、今検討をしていると。もし、ここまでは書けないでしょうけれどもね、南会津広域で検討しているけれどもだめだったら町でやるなんとは書けないでしょうけれども、とにかくやはり時期を考えてタイムリーに企画を出すというのが非常に大事だと思うのです。もう7月から始まって、今、9月ですから。そろそろ親からせつつかれて、お前、行き先はどうなっているのだと。そのときに、もしですよ、現在、こういう制度が町でできているとすれば、今後の介護に対しても、ああ、私、この道に行きたいわという決定できると思うのですよ。

ですから、1年の暫定でも何でもいいですから、長く継続的な計画に対しては次年度から本格的にやりますよと。とりあえず今年度は暫定的に、もう、子供たちの就職が目の前にあるから暫定的に町でこういう事業を組みますと。2人とか3人受け入れますということを私は早く出すべきだと思うのです。一から十までぴしっとしたものを出そうと思ったらなかなか出せないですよ、それは。いろいろな検討しなければいけないから。ただし、今年度に限って、看護師さんというのは3年から5年かかるわけですから。1年おくれればそのまた延び延びになってしまうわけですよ。だから、今年度に限ってはこういう事業を町でやりますと。後々は広域でやっていきますよと。そういった時期を見た町独自のやはり政策は、私出していくべきだと思います。多分議会が終わったら課長会やるでしょうから。ほかの課長の方も、課長会ではやはりその部署の責任ではなく、そういうときは一町民として、多分意見を出す場があるでしょうから。みんな各課の予算削ってもこれは優先だから少し町長やりましょうよというくらい、やはり発言はしていただきたいと。担当課だけに任せているのではこれはできないです。

みんな予算欲しいわけですから。その辺を少し、次回の課長会の課題に、町長上げていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

この件に関しましては、私から広域のほうに意見として申し上げたのですよ。ですから、そういうことで、この件に関しては、私は広域の流れを見たいと。1年でも早くこれが実施できるような方向性の中で私は検討していきたいと思います。ただ、4町村ありますからその調整は必要だと思います。ですから今年度いっぱい、私としては見守って、そうした中で判断していきたいと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分、町長の心配としては、南会津町でこんな検討しているよと。そうすると広域のほうで、じゃ、南会津で勝手にやれよということはやはり一番、これはネックになると思いますから、こそこそというわけにもいかないですけれども、万が一、広域のほうで、これは、副町長と町長で後からこっそりと。万が一広域のほうで、今回こういう計画がだめになったというときは、追加の補正か何かで緊急的に出しましょうというようなご検討でも結構ですので、後からゆっくりとひとつ検討していただきたいと、こんなふうに思います。

あと、最後になりますけれども、民間の眼科です。確かに昔はなかった時代ありますけれども、南会津眼科は、開業しているときは非常に忙しかったと。どこの眼科が見ても非常に忙しい眼科であったと。反面返せば、ここがなくなったということは、それだけ町民が何かの相当苦勞をしているということのこれは裏返しだと思うんですよ。苦勞をしながら若松に行っているとか。しかも、眼科の場合には若い人よりは年寄り、交通弱者のほうが多いわけですから。その人が一人一人悲鳴を上げて役場に来ないだけであって、あれだけ忙しかった眼科がなくなったことについて、これは誰が考えたってみんな苦勞して若松に行っているんだろうなということだと思うのです。

だから、そういう意味では、これは行政だけではなく、これは議会も一緒になってやはり、後から、それこそこの会議が終わってから議長と町長が一緒になって、それこそ議会・行政一体化して、いろいろな手づるを探して、眼科の募集をやりましょうとか、ホームページに掲載しましょうとか、町が率先してやるべきだと私は思うのですけれども、町長にこの点について、今後、すぐに実行すべきことは、私はみんなで話し合って行政・議会一緒になってやるべきだと、こんなふうに思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

南会津眼科がなくなって、その現状ということもある程度自分としては理解しているつもりです。それが、南会津眼科が開業される前、あおい眼科と南会津病院とあったわけですが、そこも忙しかったですよね。館岩地区では月1回だったので、これもまたなかなか大変だということもあって、あちこち若松のほうに行かれたり、その地域としてのそういう事情があったということも理解しております。

そうした中にありまして、またそこに今度南会津眼科がなくなったということですから、そういう中にありまして、ことしの6月からでしたか、あおい眼科、これ月2回ということで診療していただいています、患者さんも大変ふえていると。そういうような中で、館岩地区というか西部地区の皆さん方が大変いい状況にあるわけですが、田島地区におきましてはそのような状況だということで、町としても会津眼科の、今、奥さんはいらっしゃいますが、どのような方法ができるのか話しをさせていただいて、具体的な方法を、今後、町として対策を講じていきたいと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 この問題は、やはり我々が一緒になって、それこそ過去には何人もの方が、行政と議会は両輪だとか、言葉だけでなかなか両輪になれないことありましたので、ひとつ、ここでこの眼科の問題については、本当の意味で議会と行政が、両輪が一緒になって、その結果、一日も早い、ほかの民間の眼科ができましたよと言えるように、ひとつ、町長からも積極的に議会、あるいは議長からも積極的に行政に働きかけて、町民に、ああ、両方よくやったなと言われるような活動をしていただきたいと思います。私もそういったときには十分に、微力ではありますが、さまざまな手づるを使ってご提案申し上げたいと思います。

最後に、力強く町長から一言、お互いに一生懸命この件についてやりましょうという答えを気持ちよくもらって終わりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 では、お答えいたします。

快く力強く申し上げます。

本当にしっかり心して、どのようにしたらできるのか。できるように対応してまいりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 では、きょう出席の議員各位と執行部の皆さんと、それから議会、それから行政一緒になって一日も早い眼科の開業を祈念して、私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で13番、星登志一君の一般質問を終わります。

次、続けたいと思ったのですが、半まで休憩したいと思うのですがよろしいですか。長いですか。暫時休憩をいたします。

14時30分より再開したいと思っておりますのでお願いします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します……失礼、済みません。ちょっとお待ちください。私の手違いです。

総務課長より発言したい旨の届け出がありましたので発言を許します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど、13番議員のご質問で、現在の過疎債の、いわゆる充当額は幾らになっているかというご質問の中で、私のほうで「2億五、六千万円」というご答弁をさせていただきましたが、この数字は当初予算ベースの一般会計の充当額でございまして、現在は、一般会計で「2億2,210万」、これに公共下水と簡水を合わせまして、総額「3億2,480万」の過疎債の充当となっておりますので、ご報告をさせていただきます。

〔「了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 了解願います。

失礼いたしました。

◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 最後の登壇となりました。先ほども48分時間があつたので上着のボタンを締めて出る準備万端だったのでありますが、今も挙手した途端に待ったがかかりまして。

通告に従って、順次質問をいたします。

健康寿命の長いまちづくりについて。

町は、誰もが健やかで安心して生活できる環境づくりを目指し、10年後の姿を実現するための方策を示しています。この実現には行政と町民の連携が重要と考えます。

①想定される役割の一つに、健康づくりの機会と場所を提供するとあるが、具体的な内容を示していただきたいと思います。

2つ目、寝たきりになる原因（病、けが）、これらを含め1位、2位は、また、これらを防ぐ施策を示していただきたいと思います。

3つ目、現代社会は情報伝達の発展に伴い利便性に富んだ生活環境が整う反面、メンタルヘルスケアの問題が浮上していると考えます。心の健康維持に対する考えを示していただきたい。

4つ目、ウォーキングは有酸素運動で健康スポーツとも言われています。その効果を示していただきたい。

5つ目、小・中学校の校庭や町民グラウンド、広場などの地域住民への開放について及びウォーキング推進に対する考えを示していただきたい。

大きな2点目ではありますが、伊南保育所用地取得についてであります。

今議会に伊南保育所建設用地取得費用が計上されています。新たな土地を購入する必要性、及び広域化に対する町長の考えを示していただきたい。

大きな3点目、保育所の建設についてであります。保育所建設予定地の危険性を訴える投書、はがきであります。そして、その中には、現小学校の跡地が適地と区民の多くが思っている。樹齢800年の歴史を持つ大銀杏のもとで子供たちを育てたい。また、新たな保育所建設予定地は小滝川流域で、移転候補地の向かいには武道館、交流館、中学校の前の堰の話だと思っておりますが、大きな用水堰が流れていて安心な場所ではない、このような内容でありました。古町地域住民の声をお聞きいただきたい。

そこで伺います。

1つ目、小滝川流域で危険と聞きますが、想定される危険性を示していただきたいと思いません。

2つ目、大きな用水堰の完成、供用開始後の経過年数を示していただきたい。

3つ目、用水堰は大きくて危険と聞きますが、これまで中学校や武道館に通う子供たち、武道館には小さな子供も胴着を着けて歩いている姿、私も見たことがあります。子供たちの転落等事故の有無を示していただきたい。

4つ目、これまでの事故防止対策について議論の有無及び対策の経過を示していただきたい。

5つ目、古町地域住民はこれまでの小学校跡地に建設すべきとお二人の方から電話がありまして同様の内容でありました。アンケート等の調査は行ったのか。古町地域住民の何割くらいが小学校跡地に保育所建設を希望しているのか把握しているかどうか。

6つ目、南会津町伊南小学校跡地利用検討委員会、委員数25人は第1回目の委員数が25人で、2回目からはお一人が辞任されたために24人での委員会開催だと思いますが、古町地域住民の有無、そして、4回開催された検討委員会で、小学校跡地に保育所建設の意見も出たと聞きますが、跡地利用検討委員会で議論の結果、保育環境としてふさわしくないとの見解に至った報告書の中身ではありますが、理由を示していただきたい。

7つ目、予定地に建設した場合、保育所と小学校児童との連携はどのようになるか。また、子育て支援に関する町長の考えをお聞きします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、健康寿命の長いまちづくりについてに関する1点目ではありますが、健康づくりの機会と場所を提供するとあるが具体的な内容を示せとのおただしではありますが、健康づくりに大切なものは運動、食事、そして生きがいを持つことであるといわれております。本町においては、栄養指導とともに、膝痛予防教室などの運動機能向上を目指したさまざまな教室、また、生きがいづくりのための趣味の講座、太極拳やウォーキングなどの各種スポーツ教室を開催し、町民が気軽に参加できる健康づくりのための機会を提供しております。

今後は、現行の事業に加えまして、町民の医療費等の分析をもとにさまざまな生きがいづくり事業の推進を図ってまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目ではありますが、寝たきりになる原因の1位、2位は。また、これらを防ぐ施策

を示せとのおただしであります。国が実施している国民基礎調査によりますと、原因の第1位は脳卒中、2位は認知症になっております。

まず、脳卒中の予防方法は、危険因子である高血圧、高血糖、脂質異常症を予防することにありますので、町は健康的な生活習慣を指導するために、特定健診後に栄養士による食事やウォーキングを初めとした適度な運動を行うための教室を開催しております。

次に、認知症の予防法では、楽しい運動や脳の活性化につながる活動の継続が重要であることから、町は介護予防教室を開催し、健康体操や音読、ゲーム等を実施しており、引き続き多様な予防対策に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

次に3点目でありますが、心の健康維持に対する考えを示せとのおただしであります。町では、心の健康は学童期から高齢者まで幅広い年代に当てはまる重要な課題であると、そのように認識しております。関係部署が相互に連携をとりながら事業に取り組んでおります。今後も、生涯にわたる心の健康づくりを目指し、早期の対応ができるよう訪問活動を継続するとともに、関係機関との協力体制のもと、一人一人の命を守り、町民が元気に生き生きと暮らせる、人に優しいまちづくりに努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

次に4点目でありますが、ウォーキングは有酸素運動で健康スポーツといわれる、その効果を示せとのおただしであります。ウォーキングは体内に酸素を取り込む運動として心肺機能の向上や脳を活性化できることから、認知症の予防や鬱病の予防にも効果があると、そのようなことからメンタルヘルス分野でも注目されています。また、脂肪を燃焼させるため、肥満や運動不足が原因となる生活習慣病を予防する効果があるといわれています。

次に5点目でありますが、小・中学校の校庭や町民グラウンド、広場などの地域住民への開放について及びウォーキング推進に対する考えを示せとのおただしであります。学校の校庭や町民グラウンドについては所定の手続により開放されております。今後も同様の対応をしてまいります。

また、ウォーキングについては、先ほど申し上げましたとおり多くの効果が期待できることから、町民が主体的に取り組めるような事業を展開することで健康寿命を延ばすことにつながるものと思われまます。今後もウォーキングを取り入れた事業を推進してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、伊南保育所建設用地取得についてのおただしであります。土地を取得する必要性については、伊南小学校跡地利用検討委員会において協議された南会津町立伊南小学校跡地利用検討報告書を尊重するとともに、旧伊南中学校跡地に伊南小学校が移転することに伴い、その

周辺を伊南地域の教育・子育てエリアと位置づけました。このため、周辺地域について細部にわたる検討をした結果、建設場所を決定し、それに伴う土地の購入費等を計上したところであります。

また、保育に対する町長の考えとのおただしであります。町の将来を担う子供たちは、町の大切な貴重な人材であり、宝という認識で子育て支援を進めております。今年度から保護者の負担軽減のために、保育所と幼稚園の年長児の無償化を実施したところであります。さらに、子育て環境支援のため、子育て支援センター、学童保育、放課後子ども教室など積極的に取り組んでいるところでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、伊南保育所建設についての1点目でありますが、小滝川流域で危険と聞くが想定される危険性を示せとのおただしであります。小滝川は1級河川であり、保育所建設予定地付近は平成9年度から平成13年度にかけて、広域基幹河川改修事業が行われており安全性は確保されていると、そのように認識しております。

次に2点目でありますが、大きな用水堰の完成、供用開始後の経過年数を示せとのおただしであります。用水堰の名称は白沢・古町共同堰でありまして、白沢地内の伊南川から取水している農業生活用水路であります。供用開始は明治24年で、その後の幾多の改修を重ねまして現在に至っております。

次に3点目でありますが、用水堰は大きく危険と聞くが、これまで中学校や武道館に通う子供たちの転落等事故の有無を示せとのおただしであります。転落等事故はなかつと、そのように記憶しております。

なお、安全対策は万全を期していきたいと、そのようにも考えております。

次に4点目でありますが、これまで、事故防止対策について議論の有無及び対策の経過を示せとのおただしであります。これまで事故防止対策の議論はありませんでしたが、10番議員にもお答え申し上げましたとおり、旧伊南中学校前の用水路の安全については万全を期してまいります。

次に5点目、古町地域住民はこれまでの小学校跡地に建設すべきと聞くがアンケート等の調査は行ったのか、古町地域住民の何割くらいが小学校跡地に建設を希望しているのかとのおただしであります。町としてはアンケート調査は実施しておりません。各種団体等の代表の方から成る伊南小学校跡地利用検討委員会の検討の中で、保育所の建てかえは小学校跡地も候補地としてはとの意見がありまして検討が行われております。検討に当たりましては、構成団体の意見も掌握していただいて、広く、多くの意見を聴取するようお願いしてきたところであり

まして、その検討結果については、旧伊南中学校周辺が古町、ひいては伊南地域住民の大方の意見と受けとめております。

次に6点目ではありますが、伊南小学校跡地利用検討委員会の委員数24人の中に古町地域住民の有無と、小学校跡地に保育所建設の意見も出たと聞くと、跡地利用検討委員会で議論の結果、保育環境にふさわしくないとの見解に至った理由を示せとのおたただしではありますが、古町地域住民の有無については、検討委員会委員の24人中、古町地域住民の方は9人です。

次に、伊南小学校跡地は保育環境にふさわしくないとの見解に至った理由についてですが、検討委員会では小学校の跡地利用を中心に検討が進められ、あわせて早期に実現すべき保育所の建てかえについても協議が行われております。その中で話題となった児童の安全面での話については、伊南小学校に隣接した道路は交通量が非常に多い場所であること。保育所建設後に小学校施設の解体工事が進められる中での保育など、児童の安全と施設管理面での内容だと理解しております。

次に、7点目ではありますが、予定地に建設した場合、保育所と小学校（児童）との連携はどのようになるのかとのおたただしではありますが、また、子育て支援に関する考えを示せとのおたただしではありますが、保育所と小学校（児童）との連携については、移転する小学校と保育所が隣接することによりまして、少子化が進む中での幼・小一体的な教育、子育て環境、交流が可能になることと考えております。

また、子育て支援に関するおたただしではありますが、伊南地域においては、学童保育事業の実施が望まれ、本年7月から伊南会館を利用し実施しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 何点か質問させていただきます。

健康寿命、昨日6番議員、きょうは12番議員がこのような同様の内容、若干似ているところがありました。この膝痛予防、1つ目に答弁ありました。これが、私が今5番目に上げているグラウンドとか広場、これを開放してということで上げているわけですが、舗装の上を歩くと50代、60代とかという定年を過ぎたりすると、膝の関節、これに潤滑油の役割が薄くなるという痛みが生じて逆に動きにくくなって運動ができなくなってしまうという悪循環になる可能性があるかと指摘されております。校庭とか、あと枇杷影の南会津病院の右側の芝生の

上とかあずまやの右側の河川の近くですね、あそこなどは歩いてみると非常に歩きやすい環境であります。あの辺は自由にできるのだと思うのですけれども、学校の校庭などは許可が、所定の手続ということではありますが、これらはどのような手続になるのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

南会津町立学校体育施設の開放に関する規則というものがございまして、学校の体育施設の開放については、学校教育に支障がない限りにおきましては、9時から10時まで開放するということになっておりますので、学校のほうに申し込んでいただければ、学校の校長の許可で使用することが可能ということでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 午前9時から午後の10時ということなのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 これは土日を含めたということですので、通常の平日につきましては学校の授業で使っておりますので、土日につきましては、平日、特に学校の行事がなければ使用可ということでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 地域住民がウォーキングとかをするのは朝なのですけれども、今の答えの中には、この平日の朝、授業に支障がない場合は、校長の許可を得れば可能ということでしょうか。朝の場合は大概、うちのほうの地域住民もウォーキングで健康づくりをやっている方がいらっしゃるのですけれども、夏場ですから5時から6時とかというようなそういう時間帯なののですけれども、そういうところはどうかのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 学校の体育施設、これをご利用なさる場合、一応申請書を書いていただくこととなりますが、あくまでもその施設を全面的に占有するというふうな場合に、一応、一般的に許可をいただいておりますので、例えば体育館なんかは当然、これ、もう占有ということとなりますが、グラウンドの場合で個人的に、その校庭の一部のみの使用というふうな場合につきましては、特段、今のところ学校に使用の申請はせずに地域でご利用していただくということでは、特段問題はないのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

校庭の一部という校庭の外周とかそういうようなところが可能で、これは許可を得なくても大丈夫ということで、もう一度、すみません、確認します。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

今言ったように、全面的にグラウンドを占有するというでない限りは、朝の散歩とかジョギング関係で、当然、学校も地域の町の財産ですので、町民の方が利用することについては、特段問題はないのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

それで、先ほど高血圧、そういうものが非常に寝たきりになる、脳卒中ですね。その脳卒中の原因は高血圧とかということであります。その血圧なのですけれども、一般的な例で示されていることが多いのですけれども、20代、30代、40代、50代、60代と正常値というのはどのくらいの値がありますか。それぞれ、最低血圧、最高血圧って違うと思うのですけれども。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 私の記憶では下が90を超えるとまずいと。上のほうも140ですか、そこを超えるとまずいということですので、その下限内であれば平常の値であるというふうに聞いております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 今のお答えはごくごく一般的な、旧態依然の話でありまして、50代の血圧、これが非常に重要な点ですね。その後も高血圧のまま移行してしまうかどうか。私もこれについてすごく真摯に受けとめたのは、私と同年代の方が、私より年下であった人、また、私より少し年上の方が脳内出血とか脳梗塞で倒れられて半身不随とかというような状態になって、そういう状態になりますと、健康寿命、自分のことが自分でできなくなると自分一人の問題ではなくて家族も本当に大変な環境になります。

ですから、これを防ぐために、血圧も女性の正常値は50代であると下が81で上が133だと。男性の場合だったら下が85で上が138。厚生労働省で2005年でしたか、130は高血圧と一般的なものを出したんですね。140から130に。一番最初1990年代は160が高血圧という、だんだん変わってきて、先ほど言われた140から130が危険だよと言われたところで、2,000億円だった抗圧剤、血圧を下げる薬が1兆円、5倍にふえたというんです。その10の値だけで。これが厚

生労働省の報告にあります。

ですから、これを信じる人もいると思うのですけれども、もっと細かく調べることができた。あと、脳卒中を起こしたりする。あとは心筋梗塞を起こしたりする原因の動脈硬化、これなんかも、今、足首ではかる血压、これは若干腕ではかるのと違うそうでありますけれども、足首ではかるものと腕ではかったもの、その割り算とかで弾力性が失われているかどうか、こういうことも、ただ、わずか5分程度の、やはり巻きつけて足首ではかるそうです。ですから、こういうのも健診の中に含めていったらそれらの予防ができる。割とお金もかからないのでできるのかなという思いがしました。キャビー検査という内容で、動脈硬化症がわかるというつかめるといふか、そういうこともありますので、ぜひとも町の、本当に総合健診、特定健診、かなりの予防のための健診をされております。それらにこの辺を加えていただくと、より効果が出るかなと思うのですけれども、この辺についての考えはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

その検査、実は私もこの間人間ドックを受けましたときにやってまいりました。確かに動脈硬化の年齢が出てどきっとしましたけれども、確かに簡単なものだというふうに、私も初めてでしたので、それが、今おっしゃったようにどのぐらいのお金が、それを買うことによってとか健診に導入するとどのぐらいというふうなことは、今、全くわかりませんので、今後、戻りましてから、その辺のところは協議をしてみたいと思います。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ぜひ検討して、町の健康づくり、健康寿命の長いまちづくりに貢献できるものと思います。

あと、先ほど、今までの中でもメタボリックシンドローム、生活習慣病、これらの中で最近注目を浴びているのがサルコペニアという肥満。これは脂肪ではなくて筋肉がやせ細る。見た目はほとんど変わらない。体重も変わらない。だけれども筋肉量が落ちてくる。これらが非常に危険だと。血流のポンプ機能も弱くなったりして、これが筋肉率が低下することで寝たきりになってしまう。ちょっとしたことで歩くことができなくなってしまう。

これらも、実はウォーキング、またはラジオ体操でゆっくりとした太極拳なんか理想なのかもしれませんね。太股、背中、胸とかの大きな筋肉を鍛えること。これでこれらを解消できる。見た目がすっきりしているなど思っても筋肉量が落ちてくると、椅子に座った場合に片足で膝が爪先から出ないで立ち上がれるかどうか。これらが簡単な筋肉量の検査だそうです。膝

が爪先よりも出ないで立ち上がれない。立ち上がるのに出してしまうと。これは、このものの筋肉が健康な人ではないと。落ちていくというふうにいわれます。ですから、これらもすごく大事なことだと思いますので、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

あと、先ほど町長の話の中にありましたがメンタルヘルス。最近すごく鬱と言われてたり統合失調症であったりとか、気持ちの整理がつかないという症状を訴える方が非常にふえていて聞いております。職員の中にもそういうのがあらわれてはいけないなと思いますので、ぜひとも、これらを解消するためには、やはり先ほど町長が言われましたように趣味を持ったり仕事と休日、自分の過ごし方、これらをうまく、だらだらとやり続けるのではなくてうまく切りかえる、これらがすごく心の健康には重要だということでもありますから、継続してそれらの支援、説明、そういうものを行っていただきたいなど。本当に多くなって、これが現代社会、現代病と。医者にも、精神病ではないけれども正常な状態とは言えないと言われる方が本当にふえていくということなので、その辺がスポーツであったり趣味であったり、仕事が楽しみなら人生は楽園だという言葉ありますけれども、なかなかそうはいきません。ですから、趣味を持てる、そういう環境づくり、こういうものも大事ななというふうに思います。

続きまして、これは答弁は結構であります。

2点目に移りますが、伊南保育所の、確かに、少ないながら貴重な人材であります。この用地取得、これが急激に起こったという話になっておりますが、跡地利用検討委員会と保育所建設の、新設の検討委員会、これはイコールで最初からこれを検討していくという検討委員会だったのでしょうか。そうではなくて、跡地利用検討をしている中で、いや、保育所もここにやったほうがいいのではないかと等々の話が出たのか。保育所が老朽化していて、かなり外壁なんかを見ますと傷んでいるなという感じがします。中はきれいでありましたけれども。その辺の緊急性、それが検討委員会が立ち上げられた8月、そのときに最初から保育所の建設に対する検討もされたのかどうか、伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

当初、伊南小学校跡地利用検討委員会の中では保育所の建設に対しての目的と申しますか、そういったものはございませんでした。それで、検討委員会の中で、伊南地域のいわゆる懸案事項でありましたと申しますか、重点事業の伊南保育所の建設がございました。そういったことも候補地として挙げてはどうかというような意見がございまして、進む中での伊南保育所の建設についても協議しましょうということになりましたので、あわせて協議をしたというのが

経過でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

一昨年、3番のところに移りますけれども、新潟・福島豪雨災害、そして、先般の台風18号、これはどちらも雨台風、通過の際すごい雨を降らせたわけでありますが、このときの小滝川の状況というのは、今度建設しようとしている脇は、結構、小滝川の中に柳が繁茂したりしている状態だということはわかっていましたけれども、水位はどうでしたでしょうか。あふれるほどになりましたか。どちらのとき、両方とも

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

台風18号、伊南地域、増水のピーク時が3時ごろでございました。その際には、小滝川の増水は河川断面の約半分以下というふうな状況でございました。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 はい、わかりました。

これまで、明治24年ということですから、その次の堰については相当な年数、白沢・古町共同堰、以前、柵はなかったように記憶しておりましたが、今は茶色きれいな塗装になった柵が1メートルぐらいですかね、ついておりましたけれども、それはきのう町長が答弁された、町長が議員時代に問題提起をして、伊南村時代に設置されたということによろしいのでしょうか、確認の意味でお聞きします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

きのう答弁したとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 これまで事故はなかったということで、議論はなかったということですが、議論はなくても、その指摘をしてそういう柵がついた。で、現在に至っているということではありますが、古町地区で小学校の校舎がなくなることにに対する反対意見、そして、保育所が新しい移転候補地、武道館の前ですね、そちらに行くことにに対する苦情というのは、検討委員会の中では出ませんでしたか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

そういった危険性的な部分については、検討委員会の中では一切出なかったというふうに思っております。小学校が移転するということで、ましてや学童保育も実施されたというようなことで、そういった安全面を考えれば、その近くに保育所を建てて、そして連携を図りながら子育てをしていくというような意見が大半だったというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 24人の跡地利用検討委員の中に9人、37%ぐらいになりますか。約4割近い方が古町区民ということですか。その区民の方々は古町区に持ち帰って区民の意見を聞いた、そのような経緯はその検討委員会の中ではありましたか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

上町の、これは区長会長なのですけれども、この会合の中で意見を聞いた、話題にしたのですけれども、具体的な話は出なかったと、意見は出なかったというふうに検討委員会の中でも報告をされております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 ちょっと認識不足で、常会というのは区とは違うんですか。坪というような感じなんですか。常会、上町常会という、その常会というのはどの辺の単位を言うのか、ちょっと説明していただけますか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

古町区が一つのくくりになっておりまして、その中に上町、下町、道城という、いわゆる3つの行政区がいわゆる常会というような形で呼ばれているものでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

それで、昨日もちょっと話があったと思うのですけれども、地区で2回ほど意見を求めたが、その保育所移転に対する意見等は出なかった。それが2人ぐらいあったというふうに聞いたのですけれども、意見は聞いたけれども出なかったために、検討委員会では出なかったという報告しかできなかったということですね。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 意見が出なかったという、具体的な意見が出なかったということ

だけの報告でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 私、一昨日、昨日、きょうと保育所の前で、送ってこられた保護者の方から、これに対する意見というか考えをちょっと聞いてみました。

きのうはちょっと小雨模様だったので保育所の先生が、玄関でどうぞと優しく接していただきまして、下足のところで聞かせていただきました。若干、時間をいただいて読ませていただきます。声をお聞きいただきたいと思います。

武道館の予定地でよいと言った母親、これが続けて3人の方がいらっしゃいました。そしてもう一人の方は、早く建設してほしい、この環境は余り好きではないと。今の環境は好きではないということをおっしゃったお母さんがいらっしゃいました。そして、小学校の跡地を希望しますと言われた方1人いらっしゃいました。小学校が昨年度までの中学校に改築して移転となりますけれども、この大イチョウのところは保育所としていいと思いますかとその後お聞きしましたら、学童保育とかそういう面を考えると、やはり小学校の近くのほうがいいと。私は、そのお母さんは伊南出身の方だそうで、私はやはり大イチョウのもとで学校出たので、ここに何もなくなるのは寂しいので、子供の成長を見守るためには向こうのほうがいいけれども、何かやはりなくしっ放しにはしないしてほしいということをおっしゃいました。寂しいと。もう一人、一昨日の最後の方は、保育所の現在地に対して首をかしげ、大イチョウ、大イチョウと聞くが、私たちよそから嫁いだ者にとっては、もっと明るく開かれた場所のほうが保育環境には適しているというお声がありました。そして、移転候補地に、できるだけ早く建設してほしいと。私はまだゼロ歳児からの子供がいるので、早く向こうに建設してほしいという声がありました。

26日は朝の7時45分から聞いたのですけれども、男性の方がいらっしゃいましたが、送って。伊南地域出身ですかとお聞きするとそうだと答えられました。保育所、小学校、中学校と出た身だけれども、我が子を育てる立場となり、小学校があっちに移るのであれば、当然、ちょうど1本隔てたところに建設してほしいと、建設すべきということをお父さんはおっしゃいました。その後いらっしゃったお母さんは現候補地でよいと思われる。もう一人のお母さんは、大イチョウのそばは観光客が入る。これまでも小学校にトレイを借りに入ったりということがあったと。そして、観光の場所やイベント広場などとして、取り壊した大きな敷地を利用していただいて、保育所は小学校のそばに建築してほしいという声でありました。

きょう、実はやめようかなと思ったのですけれども、10何人かになりました。でも、行った

ときに、もう既にいらしていたお子様が何人かいたので、きょうは7時25分に伊南保育所に到着して、そうしたらおばあちゃん、67歳と言われたのかな、6歳と言われたのか、そのおばあちゃんが送ってこられて、私は伊南の出身ですと。小学校、中学校、伊南の大火も経験している。大火のときにここに小学校の子供は逃げてきたんですよと、保育所のところにね。今の保育所は45年ですか。でも、その前からあそこは保育所だったという話をお聞きしました。そして、大イチョウのもとにという声もあります。また、武道館の前にという声もありますけれども、おばあちゃん、どちらがいいと思いますかとお聞きしましたら、それは私が答えるべきものではないと。息子たちが答えるものだ。私は答えるべきではないと思いますというふうに、そのおばあちゃんはおっしゃいました。

このようなことをいろいろ、今までであった話とかを勘案すると、意見が出なかった。常会長さんなのか、ちょっとよくわかりませんが、聞いたけれども意見が出なかった。それは検討委員会ではないですよ、区に持ち帰って聞いたけれども意見が出ないというのは、その会にはこの当事者たちはそういう会には余り出ていないのだと思います。それで、たんぼぼ組とかひまわり組とか学年委員会というかありますね。その方たちの中では結構話はされているのだなというふうに思いました。

そうすると、きのう、町長、10番議員の質問のときに、やはり丁寧な説明を求める。公平公正な政治、これには必要だろうということで問われましたけれども、私もこうやって実際に当事者たち、保育所の幼児ではないですけれども、保護者たちには、理解はこれからでも十分得られると。これだけ聞いた中、反対だと言った人はいないわけですから。最初、小学校の土地がいいと言った方が1人いらっしゃいましたけれども、でも小学校との連携、学童保育とかを考えれば、やはり近接した敷地で保育をしたいという声が、私の聞いた中ではほぼ全員というような形でした。

ですから、町長に、ぜひこれからでも、これは反対運動が起こるとかそういう話ではなく、やはり説明は、保育所建設の検討委員会が跡地利用検討委員会の中で進む中でできてしまった。これは伊南地域の重点施策だったのかもしれませんが、本来は、保育所建設に対してもう少し保育所建設の検討委員会を立ち上げて、1年なら1年、8月からできたといっても8、9、12月、3回で、4回目はもう1月末ですか、これはもう素案ができるというふうな流れ。これは跡地利用の場合はこれから継続して審議していきましょう、イベント広場にしましょう、ライブができる場所にしましょう等々、グラウンドゴルフ場にしてほしい等々の意見はあったと思います。ですけれども、保育所の当事者たちにとってはやはり、町長が急がれる理由は当

然わかります。耐震の問題もあったり。ですから、これは伊南の重点事項でしたから。ただ、跡地利用検討委員会と保育所建設の検討委員会が一緒になってしまった。1回の検討委員会の中で、大イチョウのもとがいいのではないかと。いやいやそうではないだろうという中で、跡地利用と保育所建設が一緒になってしまった。やはりここはもうちょっと早く、もうちょっと期間を置いて保育所建設の用地に対する説明が必要だったのかなと私も思いますけれども、町長どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

2月に答申いただいて、それで、これが説明がおくれたと。そして、確かに小学校の跡地利用検討委員会の中でそのような話が出てこのようなことになってきたということでもありますけれども、いずれにしても、その跡地利用検討委員会のメンバーにしても、今の伊南保育所が23年度には本当は完成する予定の保育所でした。そして私も、この合併直前に、あそこはアスベストの問題もあつたんです、実は。伊南村時代にその処理はしました。お遊戯室なんかも一時、もう入室禁止になりました。そういう経過もありました。そのこともいろいろなもろもろの事情があります。そして、今現在、やはり床、きれいなように見えますが床がやはりふにゃふにゃしているとか、そのような現状もありまして雨漏りもありました。そういうのを修繕修繕で来ている保育所であります。それを十分皆さん知っているのです。

そした中にありまして、先ほども答弁の中で申し上げましたが、伊南小学校跡地という、それは一つの、それも間違いだとは思いません私。ただ、あの今の現状を見ますと、あそこに建設するということは、ただ、今の判断で申し上げますと、また5年なり何なりの年数が要する。そうすると、今まででさえ、平成23年に建つべきものが建たない。ここからなかつた5年も延びるということであれば、平成30年になる。でも、やはりそのような状況を考えたときに、今回、いろいろな町の建設計画あります。そういう中で、本年度、このようなことを事業計画を組んで、そして来年度実施するということが財政的にもいいし、そういう中で皆さんには、私としては地域民の住民の方々の広い意見聴取ができた。そのような判断の中で検討委員会のその答申を尊重して、そして、それを進めていきたいとそう考えたわけであります。

確かに、いろいろ説明した地域、あるいは説明しなかった地域あろうかと思えます。説明の方法も、今までのその町のいろいろな検討の中でもいろいろあろうかと思えます。今度の新庁舎の件にしたって、それは全町民が関係していることだから検討委員会やったからどうのこうのと言われてしまえば、検討委員会そのものがもう全く成立しない。

ですから、やはり、今までのやり方を特別逸脱したやり方だと私は思っていませんし、そういうことをしっかり受けとめて、しっかりそれに対応するということがやはり大事なのかなど。

ただ、これからこのような計画でやるということは、皆さん方に審議いただいて、そしてそのような結果があれば、これからその地域の人に説明していくと。理解を求めていくということでも私はいいいのかなど。今はそのような考え方でおります。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この当事者たちですね。保育にかかわる当事者たちが武道館の前の新しい建設候補地でだめだという方は一人もいらっしゃらないわけですから、こういうふうに至った経緯、これは今おっしゃいましたので、説明していただけるものと思います。説明していただければ、わからない人はわからないかもしれませんが。しかし、やはり説明の機会を設けることで、その当事者たち、保育にかかわる30人の、今、30世帯というのですか、その保護者たちはほぼ全員が小学校に兄弟が行っているから、ぜひ学童保育もあるし、町長が言われた連携、これらをとるためにも新しい候補地のほうがいいという意見が大半でありますから、これは説明をして、ぜひ理解を得られ、そして粛々と進行して、できるだけ早い建設をという保護者の声であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 以上で8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着用を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明々後日30日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

平成25年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成25年9月30日(月曜日) 午前10時開議

追加日程第1 議員提出議案第1号 議長不信任決議

日程第1 報告第5号 専決処分の報告について

専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解について

日程第2 議案第71号 南会津町税条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第72号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第73号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第74号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町介護老人保健施設 湯花里苑)

日程第7 議案第76号 物品購入契約について(建設機械購入)

日程第8 議案第77号 工事請負契約の一部変更について(平成23年災 町道居平・瀬戸山線道路災害復旧工事)

日程第9 議案第78号 工事請負契約の一部変更について(平成23年災 林道大原線災害復旧工事)

日程第10 議案第79号 工事請負契約の一部変更について(平成23年災 安越又川橋災害復旧工事)

日程第11 議案第80号 工事請負契約の一部変更について(田島中学校大規模改造事業(第3期)建築主体工事)

日程第12 議案第81号 工事請負契約の一部変更について(荒海中学校大規模改造事業(校舎)建築主体工事)

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 報告第6号 平成24年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について

日程第15 議案第82号 平成24年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第83号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第84号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第85号 平成24年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第86号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第87号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第88号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第89号 平成24年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 議案第90号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第91号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第92号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第93号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第94号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第95号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第96号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 平成25年請願第4号 TPP交渉に関する請願書（産業建設委員会）
- 日程第31 平成25年陳情第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致について
- （総務委員会）

追加日程第2 議案第97号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第6号）

追加日程第3 委員会提出議案第11号 TPP交渉に関する意見書の提出について

追加日程第4 委員会提出議案第12号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書の

提出について

追加日程第5 委員会提出議案第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

追加日程第6 議員派遣の件について

追加日程第7 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大桃英樹	議員	3番	湯田良一	議員
4番	室井嘉吉	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	湯田文則	総務課長
角田厚	商工観光課長	星不二夫	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長

大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員會 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
室井裕	舘岩総合支所長	齊藤友一	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

酒井直伸	事務局長	鈴木雄藏	事務局長補佐
------	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。



◎動議の提出

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 この場ですか、今の時点で。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時18分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、高野精一君からの動議は何の動議ですか。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 何だか休憩になったらガスが抜けちゃったような気がした。

今、議長がただしたように、私の緊急動議というのは、議長に対する不信任の動議を提出したいと思います。

この理由はここで述べるんですか、述べなくていいでしょう。

○芳賀沼順一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時30分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 ただいま9番、高野精一君から議長不信任動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立しております。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○芳賀沼順一議長 起立多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

議長席を副議長と交代いたします。

暫時休議します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○菅家幸弘副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○菅家幸弘副議長 追加日程第1、議員提出議案第1号 議長不信任決議を議題にします。

芳賀沼順一君の除斥について、採決をお諮りします。

本案については芳賀沼順一君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、芳賀沼順一君を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○菅家幸弘副議長 異議なしと認めます。

よって、芳賀沼順一君を除斥することに決定しました。

芳賀沼順一君の退場を求めます。

〔18番 芳賀沼順一議員退場〕

○菅家幸弘副議長 それでは、提出者の説明を求めます。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 議員提出議案第1号として提出いたしましたこと、それから議長不信任決議案の要旨を別紙のとおり読み上げたいなど、こう思います。

議長不信任案決議で、本議会は、議長芳賀沼順一君を信任しない。以上、決議するという案件を出しております。

平成25年9月30日。

理由。今般の議事整理に対し、議長の中立性が担保されていない。その理由としては、伊南保育所の予算の取り下げを執行部に要請したということ聞き及んでおります。

〔発言する者あり〕

○9番 高野精一議員 やかましい。

○菅家幸弘副議長 静粛をお願いします。

○9番 高野精一議員 それから、公明党を離党すると公言しながら、現在も党員活動をしている。公明党のホームページにも出ていることは明確であります。それから、27日の1番議員欠席を許可したことは、本会議軽視に当たるということ踏まえまして、この不信任案を出しております。

よろしくご決定のほど、お願いします。

○菅家幸弘副議長 ただいま除斥されています芳賀沼順一君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○菅家幸弘副議長 異議なしと認めます。

よって、芳賀沼順一君の申し出に同意することに決定しました。

芳賀沼順一君の入場を許します。

〔18番 芳賀沼順一議員入場〕

○菅家幸弘副議長 芳賀沼順一君の発言を許します。

○芳賀沼順一議長 皆さん、こんにちは。

不肖私の不信任案が出たということは、私にも至らぬ点があったのかと重々反省はいたします。ただし、この理由を読ませていただきました。

まず、1つ目の、議事整理に対し議長の中立性が担保されていない。この点については、具体的にどの点が担保されていないのかということが、私にはちょっとわかりかねます。

それから、2列目の、公明党離党とすると口にしながら現在も黨員活動をしている、公明党のホームページにも出ていると、こうありますが、私自身はあの時点でしっかりと離党をし、福島県の黨員名簿からも削除されていますし、党費も払っておりません。ただし、私のかわりに女房を黨員として登録はいたしました。あと、黨員活動等じゃなくて議会の選挙活動なりそういう活動は、国民の権利として、たとえ黨員であろうがなかろうが、一つの人間の権利としてあることですので、この点は、私は間違っているとは思っておりません。それから、党のホームページというものは、恐らく東京都の本部でしょうが、そちらのほうで友好議員として載せているかどうかということは、私はわかりませんが、県の本部から削除されていれば、私は抜けていると。もし必要であれば、黨員名簿を今年度、去年度分のをこちらに示してもいいです。

それから、27日の1番議員欠席を許可したことは本会議軽視と考えていると。これについては、確かに1番議員から、その行事、あるいは欠席したい旨は電話をいただきました。しかし、私は、議会は最も大事なことであります。ただ、あなた自身が個人としてどちらを選ぶかは個人の自由なので、私としては議会が優先ですよと、そういう話をした覚えはございます。

なお、それは1番議員に確かめていただければわかることですので、この3点の書いてある理由については、私には納得できるものはただの一つもございませんので、ここで弁明をさせていただきます。

以上です。

○菅家幸弘副議長 芳賀沼順一君の退場を求めます。

[18番 芳賀沼順一議員退場]

○菅家幸弘副議長 それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○菅家幸弘副議長 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私も議員生活4期目に入りました。過去にも議長不信任案というものが出されました。それは議員間で約束をしておいたことを破ったという大きな理由がありました。そのときも慣例があるからというような曖昧な言葉も出ましたが、議長不信任案というのは議員全員が責任を持ってそれを承諾した上で出すんだ、きちっとした裏づけがあるのか、曖昧な説明では議員提案としてできないよと、それほど議長不信任案というのは重いものだということを伺っておりました。

突然きょう、私が午前中出席できない理由がありまして、ただいま高野議員からの説明を聞きましたけれども、さらに詳しく、本当はこういった大事なものはもっと詳しく、10分くらいしゃべらなくてはいけない説明の濃い内容にしなきゃいかん。ただ単に出せばいいという問題ではありません。

そこで、質問と議長の答弁を聞いていましたけれども、過去にも自民党の党員をやめて、それで旧田島町は議長になるんですよということがありました。ところが、党員はやめたけれども会費は払っているというようなこともありました。これは全て規則で決まっていなくて、そのところは、今回は仕方がないだろうというようなときもありました。

それから、2番目の1番議員の行動に対しては、これは議運にて議員個人の懲罰等を提案すべきのものであって、それが、先ほど議長が説明した内容をもってしても、議長不信任案となるような中身のものではありません。この辺をもうちょっと議員として勉強した上で、いかに重要な議題であるかということ肝に銘じて提案をしていただきたい、私はこのように思います。軽々しくこのような2点でもって提案するような議案ではございません。

そこで、私はこの提案には反対をいたします。

以上です。

○菅家幸弘副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 私は賛成者に名前を挙げておきましたので、あえて討論する必要はないかなと思ったんですが、討論いたしますが、今回の不信任案の理由の中で、私は1番目に書いてある議事整理の中立性、これが非常に重要だと思っております。今議会では、皆さんご承

知のように、伊南保育所をめぐるまして山内議員からも一般質問があり、また楠議員からも一般質問があつて、新しい保育所については問題があるという意見と早く進めてもらいたいという意見が対立していたことは、これはご承知のとおりであります。

そういう中で、私は聞いた話としまして、議長が執行部に対して議案を下げてはどうだということと言つたと聞いておりますが、これは、本当に中立であるならば、極めて拮抗している状況の中で、一方に重点を置いたようなそういうことは決して言うべきでないと、これが非常に大きな問題と私は思っております。

したがって、そのほか2番目、3番目の問題についてもやはり問題がありますので……

〔「問題があるって問題を、こういう問題」と言う者あり〕

○16番 大竹幸一議員 いいんだ。

○菅家幸弘副議長 静粛にお願いします。

○16番 大竹幸一議員 私は以上によってこの決議に賛成をいたします。

○菅家幸弘副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 これは、伊南統合の話、私もいろいろな話聞きました。だけれども、伊南の人は建てるものに反対していないんです。ただ、説明がないということ、うまく言えないが、そういうようなこと、それと、この中立性がないという、これはそれとその話も含めて、円満に議長は解決するように図るように諮ったあれと思います。

それに、公明党、順一君は公明党を離党しております。創価学会です。この中に、私が思うのには、自民党もいるでしょうし、あれもみんないるんでしょう、党のある人、議員の中に。その人もならないのか。これは確かに離党しています。だから、1番議員の本会議の欠席については、私は、それはやっぱり議員本人の行動だと思います。

もう一つ、私は議員の中で、あの災害のときにみんなここに集まったときに、一人だけ休んで何かをしていたんですよ。そういうことを一つもみんな目を向けないんだわ。我々は議長を選んだ側ですから、これは断固反対いたします。

以上。

○菅家幸弘副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 自分も議員生活1期目であります。そういう意味では、議会運営の細部についてはわかりませんが、私自身鮮明に議長選のときに覚えていることは、議長と

いうのは文字どおり中立の立場で事に当たると、こういう表明をして、そして議長選に出て、そして議長になられたというふうに認識をしておりますし、そういうことだというふうに私自身も思っております。

私自身も議員になっていないときに、私の尊敬する大先輩も議長になりました。文字どおり党籍を離れての議長です。ということになれば、全ての部分でそういったことのあかしというものが残ること自体、私はなんだかんだ言ったっておかしいんだというふうに思います。それは全国のホームページに載っていて、県段階は載っていないからやめているんだと、確かに本人はそう言いましたけれども、そのことを客観的にやっぱり証明をするということになれば、全国のホームページからも削除をする、削除をしてもらうというこのことは、今までの間で相当な期間があったわけですから、そのことがやられていないということは、議長選のときの表明とやっぱり違うのではないかというふうに私は思います。

あと一つ、1点目の中立性の問題であります。確かに中立性というのは、これはとりよう、言いようによって変わるんだらうというふうに思います。しかし、議会での中立性というのは、文字どおり中立でなければならぬんだらうというふうに思います。いろいろ聞くところによれば、保育所を議案の中で、先ほどの賛成者の方も申ししていたように、議案の修正なり何だりということは、私ら議会の中で審議している最中にそういう行動をとること自体、私は問題だというふうに思います。

〔「全然わからない」と言う者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 いや、だから、あったから言っているんだ。

○菅家幸弘副議長 静粛をお願いします。

○4番 室井嘉吉議員 だから、そこはやっぱり真摯に議会の中で討論をするということが、討論をさせるということが、文字どおり議長の中立性だらうというふうに思います。

そういう意味で、私も本議案に賛成の立場でおりますので、以上で終わります。

○菅家幸弘副議長 ほかに討論はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 反対討論を行います。

理由に関して、今般の議事整理には議長の中立性が担保されていない。例示的に挙げたのは、今回保育所の建設に関する、正確に言えば保育所を建てようとする土地の取得の問題であります。保育所建物に関する議論はありませんので、そこは誤解しないでいただきたいなというふうに思います。今回上がっているのは建物じゃなくて土地の取得ですから、そのものが議案

として上がっています。

1番目の、担保されていないということではありますが、議長の仕事として、執行部との調整役も担っているというのは周知の事実だろうというふうに思います。これはこれまでの長い議会の中でも相当議長と町長が非公式にお会いをして、大事な案件についてはある程度話し合いを持ったというのはご存じだろうというふうに思います。それも一つの大きな仕事だということだと私は思っています。

今回なぜ町長にお会いしていろいろなお話をしたかというのを、私が思うには、この議案に対して、保育所を建てることに対してこんなに議会の中でもめていいのかというふうな思いがあったらというふうに思います。

また、今般の一般質問でもかなりの議論の中で、いろいろなことがわかったわけですが、そういった中で「よろしいんですか」ということで今回取り下げて、もしかしたら少し時間を置いたらというふうな調整役を担っていただいたというふうに私はいいほうに捉えていて、とても中立性が担保されていないというような問題ではないというふうに考えています。調整役も議長の大きな仕事であるというふうに私は思っています。一議員ではなかなかできないですから、それは。

それから、公明党を離党すると言いながら現在も党員活動をしている、ホームページに載っていると。これは非常に情けない表現だと私は思っています。先ほども出ましたように、明確に離党しているというこれは事実なので、これは不誠実であるという、事実でないのこの理由には当たらないというふうに思いますので、私のほうから言えば、これは削っていただきたいというふうに思います。事実でないものを理由とはできないものですから。

それから、党員活動をしているという1点ありますよね。政治活動を我々は担保されていません、自由です。この範疇を超えなければよろしいかと私は思います。誰でもやっていると思います。共産党議員だって、積極的に来れば本気になって応援演説ぶっているし、一緒について歩いているし、そんなのは私たちどうのこうの言える立場ではない。議長だからといって、政治活動を拘束する法律もない、これはやっていいことです。

ただ、先ほど何回も出ているように、公明党としていろいろやっているとすれば問題だろうというふうに思いますけれども、これも事実上は議会の中でどうのこうのという、法律の中にはありません。ただ、申し合わせ事項でそういったことでございます。そして、過去に、先ほど13番議員が言ったように過去のいろいろ例もあるということで、議長の不信任のこういう重要な案件に対する理由とはならないと私は思います。

それから、27日の1番議員欠席を許可したことは本会議軽視とする。本議会を休んでいる人はいっぱいいますよね。いろいろな理由、過去の理由も知っています、私。何人か挙げろと言われれば挙げますけれども、そういった事由で休んでいる方はいらっしゃいます。ただ、休んだときに、悪いことをしたとか、泥棒をしたとか、何か犯罪にかかわることに関したとなれば、確かに大きな事由になるでしょう。しかしながら、それは本人の中であるべき問題であって、議長の権限外ですから、これは。許可しないとは言えないわけですから、これは、個人。休むときに事由を言う必要はないんです、本当は。議員が、あした休みます、よろしくお願ひしますと届け出をすればいいわけですよ、はっきり言えば。ですから、これも事由とならない。

そうすると、この理由3点に関しては、全てこういった大きな議長不信任案としての理由づけとはならないと、そういうふうに考えていますので、私はこの議案には反対をいたします。

以上です。

○菅家幸弘副議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○菅家幸弘副議長 じゃ、これで討論を終わります。

これから、議長芳賀沼順一君不信任の決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

議長芳賀沼順一君不信任の決議は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○菅家幸弘副議長 起立少数です。

よって、議長芳賀沼順一君不信任の決議は否決されました。

芳賀沼順一君の入場を許します。

〔18番 芳賀沼順一議員入場〕

○菅家幸弘副議長 それでは、暫時休議いたします。

昼食休憩といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 議会を再開いたします。ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によってその発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡潔明瞭に願います。



◎報告第5号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第1、報告第5号 専決処分の報告について、専決第20号 損害賠償の額の決定に並びに和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第71号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第72号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第72号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第73号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第74号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第75号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町介護老人保健施設 湯花里苑）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第76号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第76号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第77号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第77号 工事請負契約の一部変更について（平成23年災町道居平・瀬戸山線道路災害復旧工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 この中身は、設計単価のアップが理由という説明をいただきました。1万700円から1万5,000円くらいに上がるというような労務賃というような説明もいただいたわけですが、かつて私も建設業の現場に従事しておりました。普通従事するとき、賃金を雇い主と決めて作業をするわけですが、上がったよと、こういうことを現場の労働者にどういった形で伝えられるのか。ただ会社と、いわゆる請負である町というだけでなく、40%も上がるわけですから、実際に労務者、労働者が全然知らなかったということではちょっと足りないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員がおただしのとおり、今回、平均しますと労務単価が20%ほど上がってございます。これらにつきましては、業者の方々といろいろ相談をさせていただいて、今回の追加補正といった形になってございますが、現場に出る者、いわゆる労務の方々、こういった方には、ある程度現場で、こういう形で上がっていますよというようなお話はしてございますが、正式に会議を開いてという、まだそういった経過はございませんので、時があればそういう会議等も必要になってくるのかなという思いではおります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ぜひそういう方法をとっていただきたいなと思います。

それから、実際に労働者に支払ったよと、そういう確認を多分検査時とかに行われるのかなというふうに思うんですが、そういった確認の方法、もしもありましたらば。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

本来でありますと、賃金というのは会社独自で労務者の方と契約をした上で雇用しているという状況でございますが、今回こういった労務単価が非常に上がっているということで、今回の議案が通った段階で、町のほうとしても業者の方々にちょっとアンケート調査して、どの程度のアップをしているかというものを調査したいという考えでおります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 実際に、今後事業が進んで工事が終わったときに、多分このアップ分がどういった形で支払われているかという確認は、何か方法ありますよね。前回、何かそういう答弁いただいたので、それをちょっと確認したいんですが。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、各社によってその賃金というのはある程度ちょっとばらつきがあるのかなというふうには思いますが、先ほど申し上げましたように、アンケート調査をして、会社独自でどのくらい上がっているかというような調査はしてみたいというものでございますが、早急にといいますか、本議会が終了した後に調査を出すということで今準備をしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第78号 工事請負契約の一部変更について（平成23年災

林道大原線災害復旧工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第79号 工事請負契約の一部変更について（平成23年災
安越又川橋災害復旧工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第80号 工事請負契約の一部変更について（田島中学校大規模改造事業（第3期）建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第81号 工事請負契約の一部変更について（荒海中学校大規模改造事業（校舎）建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これにて質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本諮問に適任と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、適任と答申することに決定しました。



◎報告第6号について

○芳賀沼順一議長 日程第14、報告第6号 平成24年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、これから審議に入ります平成24年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計にかかわる決算認定に付する法令に基づく決算附属書類であります。

お諮りします。

報告第6号は、次の議案第82号以下、各会計歳入歳出決算の認定についての審議とあわせて質疑することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、議案第82号から議案第89号までの各会計歳入歳出決算の認定についての審議とあわせて質疑することにいたしたいと思えます。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第82号 平成24年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ページ数の事務報告の64ページ、それから同じく事務報告書247ページ、もう1点あります。

じゃ、1点ずつ、まず、64ページ、障害者関係なんですけれども、共同作業所なりその関係の、ここに補助金なり並んでいるんですけれども、状況をちょっと、ほとんどわからないものですから状況をお聞かせ願えないでしょうかね。障害者共同作業所の関係の状況を示していただきたいということです。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 64ページの中身としては全てということなんですか。

〔「そこから関連で聞いたんですけれども」と言う者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 状況ということでありまして、障害者の概要というところで、障害者の手帳所持者数——ではなくて、ごめんなさい、申しわけない、(3)番ですね。

〔「そうですね、主に」と言う者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 こちらなんです、地域活動支援センター等の事業委託に関する部分ですね。こちらは、今、障害者、精神障害とかそういった方の身体障害者を含めまして、各、木の葉とそれから会津若松市に本拠地を持つNPO法人ジョイさんに事業を委託して、障害者の活動の場、いろいろな創作活動等とか、自宅にひきこもらないで段階を踏んで社会にいていただくという趣旨のもとに支援をする委託事業でございます。

NPO法人の木の葉に関しましては……

〔発言する者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 すみません、ご質問のところを私間違ってお答えしているようで、共同作業、あたご作業所の件ということでよろしいですか。

〔「いや、ほかにも共同作業所ありますよね、同じような施設も。先ほどおっしゃった、勝手に話すみません、木の葉とか」「活動状況」と言う者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 活動状況……。

〔「いいんだ、木の葉ではこういう活動している、ジョイここでは、それをしゃべる」と言う者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 申しわけございません。

木の葉に関しては、南郷地域でパンの製作等とか、そういったものを製作・販売をしております。それから、ジョイの団体では、あたご館に若松のジョイさんのほうから来ていただいて、ここは南会津の住民ばかりでなく下郷からもそういう該当の方がいらしていただいて、創作、いろいろな物をつくったり、それから、あと現場に行って何か農作業みたいのを試してみたりと

か、そういった作業をやっているという状況にあります。

その委託費を町で一括受けまして、最終的には下郷さんからも負担金を取って払うということで、この委託料につきましてはうちのほうで一括払うんですが、その分担金ということで、参加する人数の方に応じて案分をした形で請求をしているということになっております。

若松の、真ん中辺のジョイさんに関しても、これは若松の現場でそういう作業所とか創作活動といったことに参加している方がいらっしゃいますので、お一方、その分を請求いただいて、私どものほうで払っているというようなことになっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ここに載っている木の葉と若松ジョイと、あたご館で若松から来てやってもらってやっていたらジョイがあるということなんですけれども、あたご作業所、ここに載っていないんですけれども、その辺のかかわりも多分強いと思うんですけれども、担当課としては。その辺の状況を、大分グループホーム2つになったとかならないとかという話も聞いていますので、どのような、あと作業所も——作業所というか、箸をつくったり、いろいろ役場のほうから応援なんかいっぱいいただいているというのは耳のほうには入っているんですけれども、どうも全体像がちょっとわからなくなっているものですから、ぜひ状況を教えていただきたいなというふうに思います。わからなかったらわからないでもいいですけれども。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 私のほうで把握している分ですと、現場のほうですね、昨年増築をいたしまして、割り箸の工場と、それから乾燥野菜なんかのほうも機器のほうを、これまで関本地域のほうですか、乾燥器ありましたものを引っ越しまして、そちらでそういったものも加工する、販売といった、あとそれをパンケーキみたいなものに粉末のものを入れてつくって、それも販売というようなことまで手がけております。

一般の方とそれから障害を持つ方が、一般の方も従業員の方もサポートしながら、そういったあと農作業ですね、中荒井地区の一带のところ、広い敷地になっておりますので、そこも敷地を借りまして、農作業の経験もさせていただきながら作業をしている状態でございます。

あと、あたご作業所の中で、あたごのほうではグループホームですか、あと2棟、中荒井地区に設けまして、そちらで住みながらあたご作業所に通っていらっしゃる方もいらっしゃいます。皆さん一生懸命、今居場所づくりというところで頑張ってください、非常に町としてもありがたいというような状況でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 あたご作業所で働いている方、大分多くなったというふうに聞いているんですけども、一般雇用というか、あと通所生の人数とか状況をちょっとお聞きしたいんですけども、西部の——西部と言っではいけないのかな、西部地区のほうからも来ているということをちょっと聞いたけれども、それはあるんでしょうかということ。なぜかという、木の葉とかいろいろ西部地区にもありますので、あと只見にも施設をつくったのかな、あるので、その辺の、あたご作業所特に大きくなったものですから、通所生の人数とか、あと、そこで雇用されている人とか、ちょっとわかれば示していただきたいんですけども。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 今現在、手元に、人数の数字はちょっと把握してございませんので、後ほどお答えするというところでよろしいでしょうか。申しわけございません。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 あたご作業所の雇用の関係も触れられておりましたので、24年度からの新地域力創造事業というようなことで取り組みを進めておりますが、今ほど健康福祉課長がご答弁申し上げましたように、あたご作業所で粉末乾燥と、あとペレットですね。

〔「中身はわかります、個々に言っているんでしょう」と言う者あり〕

○角田 厚商工観光課長 はい、というようなでの新たな雇用、現在取り組みされておりますので、つけ加えてご説明をさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 人数はわからないの、わからなければ後で。

商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 人数のおただしでございましたので、少し時間をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 所管で、後でいいです、それは。

障害者関係の施策が結構出ているので、今年25年度もひかり保育所の跡地に障害者のデイサービスというんですか、それも始まるということなんですけれども、全体像を常に担当課が把握してほしいんですよ。じゃないと動線が見えないので、せっかくお金を出すだけじゃなくて、しっかりつかんで、お金を出すことが仕事じゃないので、人を見るということが大事だと思いますので、ぜひ現状把握を常にしていただきたいというふうに思います。

それから、247ページ、子供たちの関係なんですけれども、9番の要保護・準要保護児童生

徒関係の人数は載っているんですけども、どんな状況かちょっとお話していただけますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

まず、要保護につきましては生活保護受給者ということでございまして、準要保護につきましては幾つかの項目または生活保護の大体1.3倍以内ぐらいの所得の方というようなことが一応対象ということになっております。

全体的な人数の割合ですが、これ24年度127名といたしますと、小中学児童生徒数に占める割合が9.7%ということで、過去数年来、パーセントを比較しますと年々若干の伸びがあるという状況でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 毎年少しずつ伸びているという状況だろうというふうに私も想定していましたが、中央ではいろいろ景気がよくなったという話は聞いていますけれども、末端の——末端というか、町村はまだまだ生活のほうはまだ上がっていないのかなというふうには、こういうところでもわかるような気がするんですね。

それから、あとは準要保護児童生徒ですか、これも非常にふえていると聞いているんですけども、理由というのはどんな理由と言えぱおかしいんですけども、例えば離婚された家庭とか、あとは亡くなられた家庭とかそういった状況とかどうかどんな状況なんでしょうかね。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

準要保護増加している原因、今おただしの母子、父子家庭が増加していると。対象者がですね。あと家庭の中で、家族構成で病弱なご家庭がいらっしゃるという方々からの申請件数が多いというふうに分析しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時48分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど7番、渡部優議員の質問が途中でしたので、最後の準要保護の増加、病弱なこと、そ

れから母子・父子家庭がふえてきたという、そのわかった時点から、その後の再質問から願
いします。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 3点目は、その他ということで先ほど申し上げておきましたけれども、
決算概要でも第三セクターの場所場所、高畑スキー場とかそういったところの備品等の購入と
かございますけれども、全体的なお話をさせていただきたいんですけれども、24年度の決算で
すから3月までですけれども、第三セクターみなみやま観光に関しては6月決算ということで、
若干オーバーしちゃうんですけれども、決算は皆さん承知だろうというふうに思いますけれど
も、また予算も立てていますし、9カ月の新しい予算を立てていますので、今後の第三セクタ
ーの計画とかそういったことが、予算をされているということは内容が決まったということだ
ろうというふうに私は思うんですけれども、前回お話しさせていただいた資本金のことなんで
すけれども、5,000万円が9,500万円、4,500万円が後で、この100人程度の会社では5,000万円
では少ないんだということで増資したわけですけれども、その増資関係のこの間の全般のお答
えですと、その計画書が上がった時点で考えましょうというふうな答弁だったかなというふう
に思うんです。

今回——今回というか、出たということなんですけれども、昨年度の決算の中で聞くか、25
年度の補正で聞くかちょっと迷ったんですけれども、決算の中で1回お聞きをして、どうい
うふうになっているかということ、これはどういう考えなのかということをお聞きしたいとい
うふうに思います、増資関係のね。これは町長のお考えでいいんですけれども。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

皆さん方、今後の予定、ある程度情報としてはおわかりだと思いますが、みなみやま観光で
今やっている、みなみやま観光ばかりではないんですが、町が持っている公の施設、この指定
管理を12月に出したいと思います。そうした中で、いろいろまた方向性が出てくるとい
いますので、その当ても終わったばかりで、決算が出ない中での引き上げということ
はちょっと判断が早過ぎるという部分もありました。

今回もそういうことで、今後のその状況を見ながらその中で判断すべきものとしたほう
がいいんじゃないかなと、私はそのように考えております。ですから、今はまだ中間だと。
今後の推移を見ながら判断するときがいずれ来ると、そのような考えを持っています。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 前回の議会の質問出したのは、どんな計画書が上がってくるか、それを見て判断したいというふうなことだったんですね。今回私たち9カ月の予算見えていますので、3,000万のプラスの予算を見えていますので、予算をつくるということは中身ができていうことだというふうに私は判断するんですけども、ちょっと中身を承知しているというふうなことで、私、今質問したんですけども、その時点で出資金というか、いわゆる増資分をどうするんだという、どう判断するとおっしゃったので今お聞きしたんですけども、さらに先を見て判断するということがよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

みなみやまに関する公の施設の指定管理、これを公募するというような方針を出していますので、そういう中で、ある程度方向性が決まった中で、それは改めてそれを考えていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○7番 渡部 優議員 結構です。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○角田 厚商工観光課長 先ほどのご質問の中で、緊急雇用の人数の件ございました。先ほど申しあげました乾燥野菜、あるいは間伐材の利用、割り箸づくりの件で、緊急雇用としましては5名の新規雇用ということで委託をしております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 緊急雇用の人数を聞いたんじゃなくて、あたご作業所全般で一般の労働者がいっぱい働いているようなんだけど、どのくらい働いているんですかと聞いたんです。その政策の、緊急雇用のどうのこうのじゃなくて、かなり雇ってもらっているの、どういうふうな状況なのかなと、そこを聞きたかったんです。施設としての質問なので、理解していただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 今のあたご作業所の件で、人数のほうが、こちらに把握した人数ですと、7月1日現在で23名の方が利用され、先ほどの乾燥野菜とそれから割り箸、あとペレットですか、ストーブの、そういうことになります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 働いている人数は、緊急雇用以外のはわからないんですね、今のところ。

さっきの緊急雇用だけはわかったけれども、こちらはわからない。あと働いている人、利用じやなくて。

○舟木由紀子健康福祉課長 利用なんです、この方たちがそこで利用兼働いているというようなことになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 すみません、そんなしつこく聞く話ではないんですけども、現状を何しろ私知りたくて質問しているので、その通所生が働いているとかそれはわかっていますから、そうじゃなくて、介助者とか指導者とか、そういうのが結構ふえているようなので、その辺のかかわり、全体像を見ないと、お金出しているんでしょう。お金、もし出しているのであれば、県から町経由なのかな、そこら辺の経由の形はわからないんですけども、とりあえずは、行政、助成というか、公の資金が入っているわけですよ。そうすると、どんなふうな経営しているのかどうか、状況というのは多分把握していないと、私は次の一手が打てないと思うんですよ、その障害者行政というかね。そういったことが積み重なって幅が広がるわけですから、裾野が広がるわけですから、その辺のところを聞いているので、通所生がそのまま労働者になっているとか、そんなのは十分知っていますから。だから、その周りの、知らない人がいっぱいいたので、この間、あらどうしたのかなと思ったら、働いているんだということだったので、どのくらいの雇用が生まれているのかなと思って、そういうことを把握したかったんです。全体像の姿勢として、どのような規模でやっているのかなと。そうすると、どのぐらいの売上げが出ているんだべなとか、そういうのを調べられますので、大丈夫なのかなとか、給料どのぐらい払っているんだろうなというのを我々は想像できるわけですよ。そういうことを聞いたかったんです。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 議員おただしのおりであるかと思えます。私のほうでも直接的なお金の出し入れというのは、連合組合を通してお金を払っているというような状況ではございますので、ただ、施設全体としてどのような、非常に頑張っている施設でございますので、私のほうでもきちっと把握をしていきたいと思えます。

今数字が上がってきたことによりますと、申しわけありません、通所者のほかに雇用、正社員が10名、臨時雇用が15名ということで、大変な人数の雇用を抱えて、あたご作業所のほう、しているということで、大きな施設もできましたので、障害者にとっても、また雇用の場としても非常にありがたい施設であろうと思えますので、町のほうとしてもきちっとこれからも現

状を把握してまいりたいと思いますので、ご理解願います。ありがとうございました。

○7番 渡部 優議員 わかりました。ありがとうございます。すみませんでした。

○芳賀沼順一議長 ほかにございませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 平成24年度事務報告の179ページの一番下に、山林部の空間線量測定、皆川測量さんのほうに委託しておったと。空間線量の高い地点をメッシュの地図で作成したと、こういうふうな形なんですけれども、できれば、こういったものができていけば見せていただきたいなど、そんなふうにしたものですから、そういったものをどこかの委員会のほうに提示したのか、その辺をお聞きしたいなと思います。その地図がきちんと完成したものかどうか、よろしく願います。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

空間線量の山間部につきましては、各地域4地域ごとに、事前に福島県内の放射線量マップということで、文科省のほうから色分けされている県内の地図がございます。そちらの情報をもとに、恐らくこの辺が一番高いところでないかという想定のもと、実際この業務の中で空間線量計を携えまして山の中を歩いて、各地区ごとにポイントを定めて、そちらを昨年ですと4回、定期的に測定をして数値を出しております。

こちらのほう、そのときの各ポイントの数値としてはまとめてあるんですけれども、昨年から今年度の流れの中で、ぜひ継続して経年変化の数字を見てみたいということで、今、今年度も実はこの業務実施しております、継続して。その期間を経年して、線量が低減するのかそれとも変化がないのか、それまで整理した上で、最終的な地図として公表したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、まだ地図としては作成されていないというふうに理解していいですね。わかりました。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 単年度のそのポイントを表示しての線量として数字を出したものはございます。その中で、実は今現在あわせて実施しておりますのが、各地域の農地土壌の空間線量、農地土壌の放射能濃度、これはベクレルですけれども、そちらのほうはある程度メッシュ化して今地図を作成しております。これらとぜひあわせて南会津町の放射能の現況図という

ことで、ぜひ2カ年分含めまして作成して公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番 湯田秀春議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 ほかに。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 事務報告の42ページ、(5)の入湯税、トータルで金額が入っておりますが、多分これ、地域別の入湯税かなというふうに考えるわけですが、4地域それぞれのその入湯税がおわかりになれば示していただきたい。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

田島地域が7万7,400円、館岩地域697万350円、伊南地域787万9,650円、南郷地域997万6,800円、合計しますと2,490万4,200円となりますが、千円単位ということで200円カットになっておりますが、入湯税は1人150円ということですので、大変申しわけございません、税額でしか把握していないものですから、150円で割っていただきますと入場者数がわかるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 じゃ、これは、23年度の入湯税に比較しますと増ですか、減ですか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 同じ事務報告の37ページを開いていただき、税務課の一番最初のページであります、この(2)番に年度別税目別の収納額推移ということで、一番右側が町税合計、その次にその他と書いてございますが、ありましたでしょうか、事務報告の37ページです。

〔「はい」と言う者あり〕

○星 不二夫税務課長 37ページの中盤以降の表(2)、この表が平成23年度と24年度の比較ということで、一番右側が町税の合計、その隣にその他の税とございますが、これが入湯税でございます。23年度が1,826万1,000円、それで、ここで670万ほど、23年度から24年度にかけてふえてございます。風評被害も一段落したのかなというようなことが、この税収の中からもうかがえるかなと思えます。平成22年度が2,500万ですので、ほぼそのレベルに近づいてきました。

以上でございます。

○10番 山内 政議員 了解です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 事務報告の96ページの項目で、自殺対策強化基金事業というところで、ここで、この1行だけ報告になっていますので、これは非常に、記載されていますけれども余りにも簡単なような感じがしますので、私は、この自殺対策は大変重要だと考えておりまして6月議会においても質問させていただきましたが、何点か質問させていただきます。

まず1点目が、国においては、平成19年の閣議決定で、毎年9月10日から16日までを自殺予防週間として設定をいたしました。町はこの期間、自殺予防対策としてどのような事業を行いましたか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

これは今年度という意味で、24年度の9月の時点でということでしょうか。

〔「24年度」と言う者あり〕

○舟木由紀子健康福祉課長 ごめんなさい、そうですね。9月10日から9月16日の期間という把握は、今、私の手元にはございませんが、こちら、この1行でということでしたが、この間、町内の各地区にお寺さんがあるんですけれども、僧侶の方に常に門戸を開いていただき、こちらに相談された場合は、当然どなたかという情報はもちろんこちらのほうには全く来ませんけれども、そういう、いつでも門戸を開く形をしてくださいますといったようなこととか、その期間での把握はしてございませんので、そこだけのお答えで申しわけございません。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 次に、2点目として、ことしも半年が過ぎましたが、南会津町及び南会津地方の自殺件数について、去年の同時期と比較してふえておりますか、それとも減っているのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 昨年と比べまして、現時点でふえて、南会津町の数字でございまして、西部のほうで4件、それから東部でも1件ございまして、もう既に5件を数えているという状況でございます。6月議会のときにも渡部優議員からおたがしがございまして、自殺対策協議会を設置する方向でというお答えをいたしました。内部で協議をいたしまして、それから保健福祉事務所のほうとも郡内等とのお話もさせていただいて、協議の場がございました。

その中で、私どものほうの町として、直接的な自殺対策協議会というような名目では余りに

も露骨でございますので、南会津町に健康推進協議会というのが健康福祉課の所管の中でございます。これは合併してからまだ一度も開かれた経過がございません。今回それを立ち上げさせていただいて、今、人選をしているところでございます。いろいろな分野の方に入っていて、当然一般質問の中でも健康というふうになりますと、スポーツの絡みから生きがいくりだったり、そういったこと全てが健康につながる、当然心の病も一般質問でされました。複雑に絡み合って健康というものはつくられていくものだというふうに理解をしておりますので、職場の関係だったり、商工それからスポーツの関係での一体的に何ができるか、どんな方策をとれば一番いいのかというところを協議する場として、年内には立ち上げてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いして、今後の政策ということで取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 了解いたしました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、議案第83号 平成24年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、議案第84号 平成24年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第18、議案第85号 平成24年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◇

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第19、議案第86号 平成24年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。

◇

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第20、議案第87号 平成24年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第21、議案第88号 平成24年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第89号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第22、議案第89号 平成24年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案については認定することに決定しました。



◎議案第90号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第23、議案第90号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一般補正ですね。14ページ、3の1の1の19の補助金の減額と15ページ、3の2の4の17及び22の質問を質疑いたしたいというふうに思います。

14ページ、3の1の1の19の補助金、減額の894万8,000円の社会福祉協議会の補助金のカットなんですけれども、減額なんですけれども、内容を教えてください。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 社会福祉協議会補助金の減額についてですが、こちら、町では毎年社会福祉協議会に、いわゆる人件費等補助金を出しております。その中で、23年度の決算からですけれども、社会福祉協議会の事業の中に介護保険事業というのがございまして、こちらの事業が今黒字の状態が続いております。それで、23年度の決算から、今後の、今、町から多額の補助金を出して経営をしているわけなんです、介護事業の黒字分の2分の1を決算が終わった後に、翌年度に2分の1を社会福祉協議会の今後のための基金とし、また、その2分の1は一旦町へお返しして補助金を返すと、これをするというような取り決めをしまして、23年度の決算からこのような形になりまして、今回この金額を返還していただくということになっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 了解しました。

それから、15ページ……

○芳賀沼順一議長 渡部優君に申し上げます。幾つかあるのであれば、最初にページをこれから……

○7番 渡部 優議員 いや、さっき言ったでしょう。

○芳賀沼順一議長 2つだけね、了解。失礼しました。

○7番 渡部 優議員 申し上げました、一番最初に2点をね。

3の2の4の17の購入財産の購入費813万6,000円の伊南保育所建設事業の用地取得費ということでよろしいですね。金額の根拠を示してください。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

この用地取得費であります、今、議員がおただしのように、伊南保育所の建設用地として取得するものでございますが、地目、田3,537平米を購入する補正でございます。購入の単価

につきましては、1 平米当たり2,300円で購入する計画でございます。その購入単価につきましては不動産鑑定の評価額でありまして、この価格を基本として用地取得に当たってまいりたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 7 番、渡部優君。

○7 番 渡部 優議員 不動産鑑定士のを基本にということ、そのままということはないですね、基本にということでした。あと、その金額を決めるときに、多分不動産の鑑定士の3つの方式があると思うんですけれども、どの方式を使ったんですか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

不動産鑑定につきましては、2つの方法でございます。方法としては、取引事例比較法、それと開発法の2つの手法によって鑑定をしたということでございます。取引事例比較法では、比準価格、いわゆる比べ準ずる価格でございますが、1 平米当たり2,400円で、開発法、いわゆる準宅地にするまでの土地造成等を控除した額でございますけれども、この開発による価格が平米当たり1,300円という試算価格となっております。最終的には、鑑定評価額については実証的あるいは信頼性の高い取引事例法というようなことで比準価格を重視しまして、それに開発法による価格も考慮して、まず全体の最近の地価の動向、それから対象物件の市場性等にも十分留意しまして、対象物件の平米当たりの評価額を2,300円としたところでございます。以上です。

○芳賀沼順一議長 7 番、渡部優君。

○7 番 渡部 優議員 3,537平米ですね、広さね。1 平米が2,300円ということ、はい、了解しました。

それから、考え方とかそういうのを議論する場所ではないので言いませんので、その下、22番の補償、補填及び賠償金の50万の内容についてお示してください。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

ただいま申し上げました用地取得に伴いまして、現在1 反歩ほどの土地に、1,100平米ほどなんですけれども、花卉のリンドウが栽培をされております。そのリンドウのいわゆる補償ということでございますが、過去に花卉のリンドウに対する事例がございませんので、今、交渉に臨むに当たって、今年度の花卉の配売実績、これをいわゆる所得ベースを基本として補償をするというような考えで今おるところでございます。その見込みというようなことでの今回の

50万円の補正でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 これは、この補償に関する金額というのは、単年度で終わりでしょうか。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

リンドウですと、通常は6年あるいは7年というような作付から目安とされているようですが、現在6年あるいは7年経過しているというようなことで、今考えておるのは単年度の分としての、6年であれば来年7年目となりますので、その辺の1年部分についての補償を考えているということでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ちょっとキャッチボールできなかつたんですけども、単年度でこれは終わりのものなんですか、それとも複数年続くものなんですかって聞きたかった、申しわけない。

○芳賀沼順一議長 伊南総合支所長。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えをいたします。

リンドウですと、通常6年あるいは、ないし……

○7番 渡部 優議員 6年続くということになると50万ずつということなの。そういうことを聞いているの。

○齊藤友一伊南総合支所長 お答えします。

単年度で終わりということでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○7番 渡部 優議員 わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



◎議案第90号修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 本案に対しては、星登志一君外2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議題となりました修正動議について、私のほうからご説明をいたします。

これは、伊南保育所の建設に対して、あらかじめ申し上げておきますけれども建設に対して反対するというような修正動議ではありません。町民同士の話し合いが少ないので、今回はひとつ棚上げにして、12月の議会にもう1回出したほうがいいんじゃないですかと、むしろ提案型の修正動議であります。

その大きな理由としては、皆さんも一般質問で大分お聞きしていると思います。実際に今回提案のあった場所が安全・安心な場所なのかとか、あるいは旧小学校跡地がいいんじゃないかとか、それから跡地利用問題に関して既に報告書がつくってあるはずなのに、町民や議会に提出が遅過ぎるんじゃないかとか、これは伊南支所のほうもご苦労をして、通常では考えられないほど、6月議会以降3回の委員会の説明を委員会にしております。あるいは、全議員の方にも全員協議会で2回という、これは通常の議案から考えると、考えられないほど一生懸命行政のほうも説明をしております。

ですから、私どももこの議案については、いろいろな方面から電話をいただいたり、あるいはやり方について議員として町民から質問を受けております。その大きな一つは、平成27年度より始まる交付税の減額に対してお金はどうなんだと。それからもう一つは、本当に伊南地域の町民の声をお一人お一人聞いたんですかという、この2つの点ですね。

一つについては、私は伊南地域の方がどうしても土地を買ってあそこにやるんだということであれば、行政の財政の中身も大分よくなっているんで、相当の大きな声があれば、これはもう一回考えなきゃいけないのかなと。私は頭から、初めは反対でしたけれども、新しい財産をつくるなんていうのはとんでもない、これだけ学校の跡地があるのにと。ただ、合併してまだ間がないというか、半分の曲がり角に来るときにおいては、ある程度地域の声も重要視しなければならぬ時期が来るのかなということが一つ頭にあります。

もう一つ、一番やはり私が修正動議を出そうと最終的に決意したのは、やはり町民の声を本当に、事務局で言うような説明どおりにやっているのかということです。これを私どもが経験

した中から言いますと、旧田島町時代に同じようなことがありました。若者定着促進協議会というのをつくりましょうと。通常の協議会ですと、声の大きい人それから社会的地位の高い人、これが大きな声を出すとそちらの方向に行ってしまうと。幾ら協議会を開いても意味がないんじゃないかという声がありました。そこで、若者定着推進協議会でやったのは、とにかくみんなの意見を出しやすいような環境にしましょうということで、部会をつくって、各部会の合計が、多分三十七、八回やって、その推進協議会の意見をまとめたと思います。

通常ですと、それまでの協議会というのは、1回どこかに視察に行って、行政から出した草案に対して賛成と、大体3回で終わるといような協議会だったわけです。それでは町民の意見が本当に反映されるのかということで、あの協議会は異例でしたよね。町でつくった草案に対して、町民を4班に分けて視察に行った後も、もし時間が足りないのであれば1週間に1回でもやれということで、多分38回くらいやっている。ようやくそれで新しい形の町民参加に近づいたら、その後、旧田島町時代ではこういった活動を続けなきゃいかんということで、山村道場でまさしく今、町が11月からやろうとしている、これ9月号の町の広報みなみあいづですけども、プラットフォーム計画、これが前の若者定着と同じような動きをするんじゃないかなと思って、私はこの記事を見ました。

ワークショップ1回目、2回目、3回目くらいやると。ワークショップの大原則は、多分私が携わったのは20年前ですけども、今でも大基本は変わらないと私は思っています。一つは、先ほど言ったように、一般的に地位が高いと言われている人の声、それから……

〔発言する者あり〕

○13番 星 登志一議員 説明ですから、皆さんがわかるように5分でも10分でもかけてじっくりとしゃべりたいと思います。大事なところです。

そういった声に左右されないように、まず1つ目に、我々が議会として行政を評価するときを使うPDCA、これを20年間、この手法プラス、会議中に相手の意見を批判しない、相手の意見がいい意見であれば便乗する、質よりも数を打つと、こんなような大前提がありますので、それがここに乘っかってくるんじゃないかと思います。

であれば、中身がよく、はっきり言って今回は議員も苦勞してアンケートを自分でとった、あるいはほかのほうからも聞いたとか、いろいろな声があります。ですから、ここはひとつ、もう一回地域の人に任せて、自由に議論できるような場所で、その場所の選定を行っていただき、次のプラットフォームの精神が生かされるような地域住民への説明会をしていただきたいと、こんな思いを持って、今回の修正案を提案したわけです。

どうぞ、議員の皆様、そういった今後の地域づくりの大もとになります。新たな話し合いの場をつくってあげることが各地域の町民による新しい企画の立案力の育成にもつながります。どうぞそういった今後のことも考えて、皆様方の判断をお願いしたいと思います。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 提出者にお聞きします。

今、るるお話しされましたが、提出者自身としては、伊南地域の声を聞き取りなどの調査はしたか。

もう1点は、検討委員会の自由闊達な意見の交換、この会議録などの開示はされたことがあるか、2点お伺いします。

○芳賀沼順一議長 こちらの答弁、質問席でお願いします。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 質問にお答えいたします。

文教厚生委員会で3回、それから議員懇談会2回しておりますので、私個人的にはそういった調査はいたしておりません。常に、委員会あるいは議員懇談会ではしておりますけれども、そういった細微な調査まではしておりません。計5回にわたる質問あるいは答弁の中身を見ると、どうも本当の末端の意見を吸い上げているかどうかということは、町長自身も言ったように、協議会の方がフィードバックをして、その団体からは聞いているかどうか分からないけれども、多分聞いていますよというお答えがあります。そういった感じで、私も直には聞いておりませんが、今までの報告会、説明会等ではそのような認識を持っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑。

楠正次君。

○8番 楠 正次議員 会議録は見ようと思えば見れるわけですが、これは見ていないということですね。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 見ておりません。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 若者定着という懐かしい名前が出てしまいました。これ、私会長をしておりましたので、ここで、ただ傍観しているわけにはいきませんので、今一言お聞きします。

議員のおっしゃっていることは非常によく理解できます。それで、町民の意見を入れてもらったああいう形の、これからあるプラットフォーム事業も非常にユニークだと思って私も今回の議会でちょっと触れましたが、今回はそういう意味で言いますと、これ地域28団体がはっきりとした賛成ということで名前も出ていますが、ここで反対者が多いということ。ところが、反対者が多いというのは、はっきりした氏名とか数とかが示されて、私にわかりません。今お聞きすると多分ということですので、これですと、ちょっと私も賛成難しいのかなと思うんですが、この辺のはっきりしたこういう、多分ではなく、氏名とかはわからないんでしょうか。それは細部にわたって調べた上なのでしょうかということをお聞きします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは、私も町長の答弁と同じですけども、隅々までは調べていないけれども、今までの5回の報告会から見ると、多分隅々までそういったPRはしていないでしょうということです。仮に、そういった調査までしろということであれば、文教厚生委員会の説明会のときに、議員がそんなふうにするのであれば隅々まで調査してくださいということで私も調査しますけれども、そういった時間もありません。的確に、もしそういったことが町民に反映されているということであれば、もう一手間かけて町長のほうで、もう一回、じゃ、議会でもこんなふうな話があったよ、ひとつ町民の皆さん集まってください、ここについても一回詳しく説明しますよと。そこで賛成だとか反対になれば、そこで決まったことはもうほとんど、これこそはまさしく町民の意見を聞いたことになりますから、そのときは議会が多少お金出すことになっても、これは仕方ないかなというのが私実感を持っているということです。ですから、もう一手間かけて、何とか町長が、もう一回あそこで、じゃ、全部の地域の方に説明会をしましょうと。それからでも遅くはないんじゃないですかというのが提案の理由なんです。

それが、今後伊南地区の地域づくりをするときに、新しい計画をやるとき、ああ、あのときみんなで話し合っただけでこうなったから、今度も我々行って意見を出せばうまくいくぞという地域のモデルになるんじゃないかと思うんです。ですから、ただ単にこのあれが修正して、ちょっとおけると。一手間かけるだけの時間的なロスじゃなく、今後の伊南地域の話し合いによっ

たまちづくりをつくるためにも、いい見本になるんじゃないかと。それで、私は先ほどそこでプラットフォームの計画、総合計画で今度やると言ったので、あっ、これはいいやり方だなと。そこで勉強すれば職員も、それから町の人もそうですけれども、なぜPDCAを回さなきゃいけないかということがわかってくるわけです。そのためにも、もう一回地域に戻して、そういった方向で町民の聞く声が、聞くことが今後のまちづくりに大事じゃないかなと、こういうことであります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井実議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 提案者にお尋ねをしたいというふうに思います。

町の事業を実施する際、行政側の判断だけで事業実行はできるんだろうというふうに思います。当然そのことに対する議会のチェックというのはあると思います。しかしながら、今のやり方というのは、そこに至る過程の中で地域段階の検討委員会をつくって、その素案をベースに行政側も事業計画を組み立てているという、こういう手法をとっているんだろうというふうに思います。

それで、この手法のかかわりの中で、提案議員が言っているように、多くの町民に事前にと、この地域の声を集約することについて、行政とすればでき得ない手法を今とっているんだというふうに私は思います。それは、仮にこの案件が、事業実施ということが明らかにならない段階で地域住民に声を聞くというふうになったときには、どういう現象が起こるのかなと、ということを私は考えています。ということになれば、議会に説明もなしに、「何だ、地域ではこういう話になっているぞ」と、こういうことになりはしないのかなと。

だから、今までの、大体私も2年ちょっと議員生活送ってきていますけれども、やはりこの地域の声をとるというやり方、あるいは、さらには説明ということのやり方というのは、そういう手法のやり方だと思うんですね。だから、一切事前に住民に説明したからって議会ではそのことを指摘しませんよとか、何とかというルールでもつukらない限りは、このことはなかなか難しいでないのかなというふうに私も思います。

だから、それ以外の多くの人の声を聞くという、新たな提起だと思うんですね。これは新庁舎の検討委員会だって各団体から出ていただいて、それが町内全体の声として諮問を受けっぺということなわけです。あるいは、いろいろな健康に関する、先ほど来の自殺対策の検討委員

会だって、これだって各界の代表でやっているんですね。全てが行政のやり方というのはそういうことで今現在やっていますから、そういうこと自体がもう町民の声を聞かないというところに、私は拡大解釈すれば、行ってしまうのではないかという気も実はしておるわけでありませう。

だから、その辺のところをどう認識しておられるのかなという点についてお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 跡地利用についても添え書きがあって、町民あるいは議会に十分説明してくださいということについてはついていると。あと、今、4番議員も私と同じ文教厚生委員会の委員ですから、その中で質問あった細々までは私は言いませんけれども、4番議員も感じていると思いますけれども、文教厚生委員会で質問が出ると、その場で答えられなくて町長はまた次の委員会に持ってくると。そこで2回目やると、また質問答えられなくて3回目のことをやると。まさに私が提案したのは、初めから計画的にここは学校ゾーンでやるんだよと、そういう話を我々聞けば新たに買うこともわかるよと。そういったこともなしに、ただ土地が狭いからだとか、あるいは広過ぎるからとか、その後にもまた新たな案が出てくるわけですよ。

そういった中で、町民から、皆さんから聞きましたと言われたって、我々「そうですか」と聞こえますか。嘉吉さんわかると思いますよ、この件は。それで、議会と町民にやることは、過去にもそういう例はやってきていますから、議会のほうにも中間報告ですよとか、あと、この次は町民の、いつごろには町民から聞きますよというか、そんな手法については我々が心配することじゃなくて、行政のほうは町民と議会両方に知らせながら進めていこうという方法はいっぱい知っています。それは心配ご無用です。

そういった意味では、ただ今回はそういった手法がきちんとやっているかどうかというのを我々はチェックしているわけです。ですから、一手間かかっても、もう一回戻して、それでやったほうが今後のためにいいんじゃないんですかという提案ですから。

以上です。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今ほど提案者のほうから話あったように、この間議論の中にはいろいろあったというふうに思います。これは、文教委員会の中に今回新人として入ったのは私ですからね、今回。この案件というのは既に継続事案で来ていた案件です。いち早く私もいろいろの点から、疑問点を文教の中でぶつけました。確かに今言われるように、そのときに納得し得

るだけの説明がなかったということは事実です、正直。だから私どもかなり現地調査にも行きました。しかし、その後の説明の中で、町村合併からの引き継ぎ事項だという問題、あるいは当初私が聞いた時点では検討委員会の答申出たなんていうことも知っておりませんでしたから、そのことが若干時間的にもおくれて答申もあったという問題、あるいはあの地域の中での一定の地域……

〔「質疑の時間、討論じゃないよ」と言う者あり〕

○4番 室井嘉吉議員 いやいや討論って、質疑でないの。だから、そういうことを言わっちゃうから、黙っていてくださいよ。いいですよ、それは。

それで、こういう教育ゾーンだ、ひとつの観光イベントゾーンだという、こういうような話もありました。だから、私はそのことに納得しているから、納得しているから何も、私は疑問を感じません。確かに説明不足だという点も、再三再四行政側が言っているように、この議案が通った後に説明もするということですから、従来手法と何ら変わらないやり方でやっているんだなというのは、私は理解していましたから。だから、そういう意味で私は提案者に、私の気持ちとして質問しているだけの話であって、そういうことなんです。

○芳賀沼順一議長 先ほどの説明でよかったんですか、また再質問ありますか。

○4番 室井嘉吉議員 だから、それは提案議員が、私にだって納得できないところがあっぺと言ったから、私はそういう意味で納得しましたよと、そういうことですから、ひとつ。

○芳賀沼順一議長 わかりました。先ほどの説明でよろしいんですかと私は聞いたの。それ以外には、議員の答弁。質疑に対して答弁はよかったですかと。以上ですね。

○4番 室井嘉吉議員 いいです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

まだ討論は、この後、討論の場もありますので。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 いや、原案ですから、町から出ているものが原案ですので。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 原案に賛成するものであります。

私は、文教厚生委員長をただいましております、今までのこの問題に対してはいろいろな経過があって、私としては、委員長としては現場へ行くなり、あるいは報告書の答申がおくられて出されたことに対してもかなり批判めいて、それに対して町長サイド、教育委員会のほうからもおわびがあって、その内容をいろいろと精査して、そしてごらんのとおり、文教委員会としては、まともにはしませんでしたけれども、それぞれの議員の意見、活発な、今あったとおりのいろいろな意見が出ております。まともにはしませんでしたけれども、大方の方は伊南地域でのいわゆる今後の小学校跡地利用検討委員会が、学校もあるいは保育所も含めた教育エリアだという形の中で、地元の人たちが決めたことだから、やはりそれを尊重すべきだろうという方が多かったように感じまして、私自身もこの原案に対して賛成いたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

説明しますが、両方に反対の人、基本的になっていきますので、原案にも修正案にも反対の方の意見を求めます、発言。

暫時休議いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時37分

○芳賀沼順一議長 議会を再開いたします。

原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 なかなかややこしくて理解できなかったかなと、こう思うんですが、この問題に関しましては、今思い起こしますと、びわのかげ保育所の統合の建設においても、荒海地区の区長会からかなりの、保育所がなくなるのは寂しい思いがあるという、そういう陳情、また、そういう意見が大変ございましたが、その中でも、父兄の方々の要望としては、やっぱり今、共稼ぎで働いている、そういう中の生活の便利さを求めれば、どうしても町場に近

いところをお願いしたいという意見があって、あの形になったと思います。

そして、この伊南の部分に関して、今、話が進んでおりますが、この先に進もうという意見の、新しい歴史をつくろうという意見が多ければ、私はそれで物事は進めるべきだと思いますので、原案に賛成いたします。

○芳賀沼順一議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 私は一般質問でも申し上げました。一度立ちどまって、伊南地域の件をもう一度聞いていただきたいと。しかし、その思いは届くことが現在のところありませんでした。今回、28、29日と議会が休みでしたので、上町、下町、道城の全ての人とは言いませんが、話を伺いましたところ、いわゆる利活用委員会に出席をされている常会長からは、説明を受けていなかったということで、保育所が武道館の前に移転することは知らなかったと。少なくとも古町地区と言われる上町、下町、道城の方からはお話をいただきました。個人の名前は控えさせていただきます。

私は、旧伊南村民のコンセンサスを得た上で、12月議会なり3月議会なりに提案をされるほうがいいなと思ひまして、今回、伊南保育所の建設事業用地取得費予算を予備費に計上する修正案を提案するものでございます。どうか、議員各位のご賛同をいただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 賛成者としての意見ね。

○10番 山内 政議員 はい、賛成です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 私は原案に賛成の立場で討論申し上げます。

今、建設場所が問題になっているわけですが、この建設場所については、伊南小学校跡地利活用検討委員会で協議されてきたことであります。この委員会で議論され、決定された場所については、私は尊重しなければ、これはいけないと思います。

この跡地利活用委員会のメンバーというのは、区長会の代表、そして上町常会長、それから古町の下町常会長、道城常会長と各地区の、古町地区の区長も委員になっているんですね。それから、地域協議会の会長、副会長、それから地域協議会の議員7名も委員として入っているんですよ、議論しているんですよ。そして、さらに伊南保育所にひまわり組とたんぼぼ組、すみ

れ組、つくし組と4つの組があります。この組の委員長もここに入って検討しているんです。さらには、小学校長あるいはPTA会長も入って、あるいはそのほかにも伊南地区の老人クラブ協議会長、副会長、それから伊南商工会青年部長と、こういう、今、伊南地区で最もかなめとなっている、重責を担っている人たちが入って検討し、報告されたものでありますから、私はこの意見というのは十分尊重してやらなければならないなど、こう思っております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 さきの一般質問でも申し上げましたが、跡地利用検討委員会、保育所の建設検討委員会というふうに途中から双方の検討をする、その中に古町区民の声が聞こえないということで投書等がありましたけれども、さっきの質問の中で、9名の方がその中に古町区民がいるということを確認いたしました。

そして、私は1枚20円で29ページの会議録を正規の手続で入手いたしまして、読ませていただきました。今、司議員が言ったひまわり組、たんぼぼ組、すみれ組、つくし組等々の学年の委員長さんの声、そして常会長さんたちの声、自由闊達な議論がなされた、それは真摯に受けとめるべきものと思ひ、賛成いたします。

○芳賀沼順一議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 修正案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

僕は、これはちょっと合併と絡んでいるなと思ってしまして、統治の仕方の問題です。これ例えば合併をする前で、旧伊南村で話し合われたときだったとしたら、果たしてここまで住民が、その委員会が出した答えを知らなかったかということなんです。合併をして、何となくやっぱり田島が中心だということはどうしても見える、本庁がこちらだからです。今行政のほうでもこれは困っていると思うんです、情報の伝達の仕方が非常に難しい。幾らやっても「聞いていなかった」という話が上がってしまうということと絡んでいると僕は思っています。

なので、これはすごくいい機会だと思っているんです。もちろん僕は、その委員会の方のご意見には十分尊重したいとは思いますが、ただ、そこに入っていない人、聞かされていなかった人の声はどうやって拾うか、これについては、やっぱり我々が考えなくてはいけない

と思います。

例えば、新庁舎建設に関しては、かなり慎重な立場で行政のほうも進められていると思います。まずタウンミーティングやられた、広報も出された、委員会に関しましても議会の意見を取り入れて、女性の方を入れられたり期間を延ばしたり綿密にやられています。さらに、先日は、その委員会が終わった後も周辺住民の方とも協議しますというようなお話もありました。

それに比べて、伊南地域の保育所に関しては、やっぱり手続的にちょっと散漫だと僕は思っています。手順としては、伊南にとってはやっぱりイチョウの木のあるあの場所は非常に大事だと思っていらっしゃる方が多い。それに中心地の問題です。ということを見ると、やはり同じような手続を踏んだほうがいいのではないかと、これは対立を生む議論ではなくて、もう一回戻して、合併後の伊南地域をどうしていくかという話に持っていくべきだと思います。

ということで、私は修正案に賛成します。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 なければ、次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 修正案に賛成する立場から討論を申し上げます。

修正案に賛成の理由、大きく2つございます。

1点目は、説明不足であると。これは当局も認めている内容なので、説明不足だというふうにあります。

2点目、建物に関する議案ではないので、建物を建てるという前提に土地を買う問題で議論されているわけですが、まず土地を新規に買うことの必要性、それがまず見られないと。確固たる必要性が私にとっては見えないということでございます。逆に言うと、役場周辺に建設しないとの合理性が私には見つからない。

大きく2つの理由で賛成するものであります。

いろいろ一般質問等、先ほどの議論もいっぱいありましたけれども、それぞれ思いがあるんだろうというふうには思いますけれども、基本的に私が思うのは、検討委員会が8月に結成さ

れて2月に答申を出された、その間の情報もない、6月まで情報がない、これは非常に大きなネックになりましたね。陳謝しましたけれども、これはとても大きな期間でしたね、これは。なぜ、なぜというのが私の頭の中、ぐるぐる回っているんですけども、それから、プラスして、所管の委員会にも説明がなかったと。6月21日に初めていろいろな声が出て、懇談会ができて、そこで説明した資料、それから先般行われた9月20日におかれた資料、ものすごい差ですね、これ歴然とした差、この差にもびっくりしましたね。

本来ならば、2月に答申した時点で、今回9月20日に出された資料等みたいに、コンセプトなりこういうのが確立しているはずなんですよ、その時点で。少なくとも6月21日の6月議会までには確立していないといけないんですね、議員に説明するときに。一切そのとき資料がなかった。今回9月20日の説明会で初めて建物の設計図というか、予定図ね。予定の、こういうふうにつくりたいんだという図面まで出してきた。これも6月21日に示すべきであるというふうに私は思いました。一体何をやっていたのかなと逆に思いますね。

2月に答申をいただいて、6月、3、4、5、6、4カ月ほっておいて、議員にも一切説明がなかった、委員会にも説明がなかった。そして、聞いたほうがいいよということで、今度は委員会に出たと、6月21日にこうだといって、わらわら動いてきたと。3回、4回と先ほどの話の中で出ましたけれども、そういった行ったり来たりがあったと。この間、6月21日の議論の中とか、質疑の中でも、懇談会の中でも、こういう場合、ああ言えばこう言うという、昔のはやり文句になっちゃいますけれども、それできちっとした説明が全くなかった、これが6月21日。

そして今回出た9月20日のすばらしい資料が出た。私は作文だと思いましたがね。整合性を持たせるための作文、きれいにつくってきたなと思って、すばらしいですね、これね。コンセプトから図面まで出ていますから。この間は何だったんですかと、私は逆に言いたいですよ。議会軽視も甚だしいと私は強く言いたいです。だから私は納得できないんです、この原案にはね。

まずもって、一回引き下がっておろして、もう一回地元で丁寧な説明をしたりして、ある程度のコンセンサスを得ると。全部とは言いませんよ。現に聞いていないという人が複数いるわけですから、声に出して言っている人がいるわけですから、一回戻して、もう一回出し直したらということで、先ほども出ましたように、伊南保育所の建設に関しては誰も反対していないんですから、子供のことなんだからみんなして楽しいこと、うれしいことを祝ってあげる内容なので、全会一致で本当は持っていきたいんですよ。そういう気持ちがあつて、議長が町長の

ところへ行っているいろいろお話をされたというふうに私は思います。

この間の一般質問の中でもいろいろ出ました。当事者である親御さんはこれだけ賛成しているんだから、やってしまえと。つくつたらなじょだと、こう強くおっしゃいましたよね。そういう問題ではないんですよ。昔から、田島時代からも、南会津議会になってからも、子供たちは地域の子供、みんなして育てよう、見守ろう、こういうことで一致していろいろな施策をぶってきたはずなんです。地域力もその一環でしょう。そういうことを考えれば、当事者だけがいいという問題と、当事者だけではだめなんだよと。

先ほどの9番議員も荒海地区のことを事例として挙げましたけれども、あのときも、何でもめたかということですよ。勉強しないと、学習しないと。父兄者はこっちでも構わないよと。こっちに勤めているから、車で行くからこっちのほうがいいんだと、地元は大反対ですよ、何カ月も。なんでああいうところで学習しないのかなと私は思うんです。しっかり、きちっとやればこんなにもめる話ではない、うれしい話です。

長くなって演説してしまいましたけれども、修正案に対して、私は、今回は賛成をいたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに討論はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 私は、原案に賛成の立場から討論いたします。

まず、先ほど来いろいろありますけれども、伊南の住民に対しても、私は多少の不十分さはあっても、ちゃんとした検討委員会をつくってそこで議論をしたというふうに思っております。また、議会に対しましても何回も説明があったと思っております。

さらに、委員会でも、学童保育が、伊南の中学校のほうに今度小学校が移るわけですが、その場でできなかったのかと。あるいはその校舎の中で無理であれば、その校庭の一部に学童保育の場所をつくれなかったのかということもちゃんと聞いたし、それもスペースがないということで、学童保育が、小学校終わってそして町道1本挟んで保育所と一遍にあれば安全だというふうに聞きました。学童保育は7月から始まっております。そうすると、来年小学校のほうも中学校のほうに移転になるでしょうから、その時点で学童保育もやはり小学校のそばに移っていないければ一々国道を横断して来ることになる、そういうような危険性もありますので、やはり両方一遍にオープンできるようにするのが一番スムーズだと、そういう観点から原案に対して私は賛成であります。

○芳賀沼順一議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで討論を終わります。

これから議案第90号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。
まず、本案に対する星登志一君外2人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立多数です。

よって、議案第90号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第24、議案第91号 平成25年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第25、議案第92号 平成25年度南会津町介護保険特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第26、議案第93号 平成25年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第27、議案第94号 平成25年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第28、議案第95号 平成25年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第29、議案第96号 平成25年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成25年請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第30、平成25年請願第4号 T P P 交渉に関する請願書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

○6番 湯田 哲議員 既に配付だと思いますが、T P P交渉に関する提案理由読み上げたいと思います。

T P P交渉については、「食の安全・安心」など全国の農業者をはじめ、多くの国民の不安や懸念が払拭されないまま、我が国が交渉に至った。今後交渉の加速化が見込まれるなか、わが国としての情報開示手法の構築が急務である。

本交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響があってはならない。また、食と暮らし・いのちに関わる幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、T P P交渉と同様の措置が講じられなければならないことから意見書を提出するものである。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官です。

意見書は別紙のとおりです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時09分

○芳賀沼順一議長 会議を再開いたします。

産業建設委員長。

○6番 湯田 哲議員 審議中ご迷惑をかけていますが、それでは読み上げます、報告書なので。

請願審査報告書。

受理番号平成25年請願第4号 T P P交渉に関する請願書（平成25年9月20日付託）。

南会津郡南会津町田島字行司76番地、会津みなみ農業協同組合、代表理事組合長、星安博。

審査結果、採択すべきものという結論に達しました。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号 TPP交渉に関する請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号 TPP交渉に関する請願書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成25年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第31、平成25年陳情第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました陳情1件につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成25年陳情第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致については、平成25年5月25日付で、会津若松市蚕養町5-22、会津地方自衛隊駐屯地誘致期成同盟会、代表、手代木和之様、それから、南会津町田島字鎌倉崎3番地1、千葉薫様より提出されたもので、平成25年第2回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

陳情第1号の趣旨は、近年、我が国を初め、世界各地で地球温暖化による影響と思われる大型台風や集中豪雨、寒波、竜巻等の異常気象が多発し、また大地震も発生している。会津地域においても豪雪や集中豪雨による災害により、自衛隊に災害派遣を要請する事態が起きている。

自衛隊については、まさに東日本大震災以降、危機管理に対する国民の認識の高まりとともに、災害救助活動や国民の安全確保に対する真摯な姿勢が高く評価されている状況にある。

本県には福島市と郡山市に陸上自衛隊の駐屯地はありますが、中通り地方に集中している。そのため、広大な面積を有する会津地域で災害や非常事態が起こった場合、特に遠距離である会津北部や南会津への迅速な対応は難しい状況にある。自衛隊の駐屯地が会津地域に配置されれば、迅速な対応ができ、また隣接する新潟県や山形県へも適切な対応が可能となる。さらには会津地域の経済的波及効果も期待されることから、意見書を提出することを求めるものであります。

本委員会では、平成25年6月14日、17日、8月21日、9月20日、9月25日と審査をいたしました。会津管内16市町村の動向や移駐の可能性なども審査した結果、不採択とすべきとする大きな事由もないことから、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 陳情書に書いてある、記となっていて、1項目の陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊と書いてありますが、その内容と、その次に書いてある、併設している第11施設群というのはどういう内容か伺います。

○芳賀沼順一議長 総務委員長。

○7番 渡部 優議員 知っている範囲でお答え申し上げます。

福島県には福島市と郡山市にあるわけですが、普通連隊は福島市だけにあります。その後方支援として11施設群が駐在しております。これは1,200人いらっしゃるんですけども、そのうちの数百人と聞いています。

それで、余談でしゃべるわけじゃないんですけども、先般防災訓練ございましたね。自衛隊来られていました。きのうのお祭りにも駅前で来られていましたね。広報官に聞いたところ、私たち一番可能性を求めているんですけども、可能性があるかないかで大分委員会の判断も違って来るんですけども、広報官に聞いた限りでは、十分に可能性はあると。11連隊の数百人規模になるんですけども、そして、会津地方にあれば非常にリーズナブルというか、この辺の災害時には本当に早く対応できるんだというふうに説明いただきました。そのことを申し上げ

げます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 議員の皆さんに申し上げます。

この質疑については、審査の経過と結果についての質疑ですので、大竹議員もその辺は、今、委員長が答えましたので、これはそのままにしましたが、経過と結果の報告についての質疑だということをお忘れなく。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

それでは、討論者があるようですので、まず、原案に反対者の発言を許します。陳情に反対の人の意見。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 簡単に言います。自衛隊の任務は災害対策だけではないというふうに思います。今、世の中の動きを見れば、いろいろ危険な動きになっているではないかというふうに思います。会津に駐屯地なんていうことになれば、そういった会津地域の住民の生活、あるいはその生活基盤というものがどうなってくるのかということ、これありますし、あとは我々自体が自衛隊の中身についてそうそう詳しく知っているわけではありませんから、こういった部分に軽々に賛成するというわけにはいきません。

あと、あわせて、こういう事案というのは、ややもすれば経済的に立ちおくれをしている過疎地やそういうところにやっぱり来るということを我々議会人として常に厳しく見ておく必要があるんだというふうに私は思います。そういう立場を含めて、私は本案については反対であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 私は、会津地域自衛隊駐屯地誘致に賛成の立場で討論を行います。

近年、東日本大震災を初め、新潟・福島豪雨災害、また本年は今までに経験したことのない

集中豪雨や竜巻なども全国至るところで発生し、甚大な被害をもたらしております。地球温暖化の影響と思われる異常気象により、いついかなる場所でも災害が発生してもおかしくない事態となっております。

そのような中、甚大な災害による非常事態が発生した場合、人命救助など自衛隊派遣要請による迅速な対応が迫られてきております。東日本大震災を初めとして、自衛隊の災害活動は高く評価されたところであります。新潟・福島豪雨災害においては、我が町や只見町で自衛隊の災害派遣要請を行ったところであります。特に人命にかかわる災害が発生した場合、一刻の猶予も許されない自衛隊の救援が必要となることから、会津地域への自衛隊駐屯地誘致に賛成するものであります。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今回の陳情が災害に焦点を絞った文章になっておりますので、今のようない意見もあろうかと思いますが、しかし、一昨年の水害の際に自衛隊の出動がおくれたという話はないんです。現在の中通りにあっても、十分間に合うと私は考えております。そしてまた、自衛隊の本質というのは、先ほど室井議員からも話がありましたように、本来の任務というのは、これは憲法上問題になっているように、やはり軍隊ではないかと、こういう意見にも、大変大きな意見があるわけでありまして、憲法違反の軍隊になっているんじゃないかと、こういう意見もありますから、そしてまた、今、集団的自衛権ということが、その発動する声が大変ふえておまして、つまりアメリカと一緒に海外で戦争に加わると、こういうことにも自衛隊というのはそれが大事な任務でありますから、したがって、災害を理由にふやして、それがやがては軍隊の機能の強化につながると思いますので、私は反対いたします。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって採決します。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立多数です。

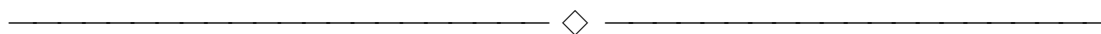
よって、陳情第1号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時54分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 先ほど、町長提出議案1件、委員会提出議案3件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに各特別委員長から閉会中の継続調査の申し入れ書が提出されております。

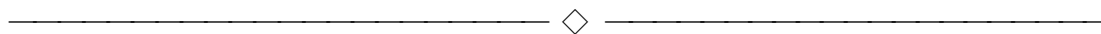
お諮りします。

この際、これらの案件につきましては、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、議案第97号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第97号 平成25年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ128億4,490万7,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、去る9月16日に発生いたしました台風18号の影響による災害関連の補正であります。

歳出につきましては、農林業施設災害復旧費として修繕料及び調査測量設計委託料1,044万6,000円を追加補正するほか、公共土木施設災害復旧費として修繕料96万8,000円を追加補正するものであり、これらの財源として予備費を充てるほか、歳入において町債800万円を追加補正するものであります。また、地方債の追加は、第2表地方債補正のとおりであります。

なお、施設別に各地域の被災箇所数を申し上げますと、まず、農地農業用施設につきましては田島地域3カ所、館岩地域7カ所、南郷地域2カ所の計12カ所であります。

次に、林業用施設につきましては田島地域23カ所、館岩地域10カ所、伊南地域2カ所、南郷地域3カ所の計38カ所であります。

次に、公共土木施設につきましては、南郷地域の2カ所であります。

さらに、今後、国の災害査定が見込まれる補助災害につきましては、田島地域の2カ所であります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第3、委員会提出議案第11号 TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○酒井直伸事務局長 大変申しわけございません。朗読する前に修正をお願いしたいと思えます。

件名の下欄ですが、「上記の議案を、別紙のとおり」、括弧書きを削除してください。

続いて、会議規則第14条「第1項」を「第3項」に訂正してください。「及び第2項」を削除してください。

いわゆる、これは委員会提出議案でございますので、地方自治法112条と会議規則14条第1項及び第2項は議員提出議案をうたっている条項でありますので、委員会提出議案の条項に修正していただきます。

それでは、朗読させていただきます。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 ここで、提出者、産業建設委員長から提案理由の説明を求めます。

6番、産建委員長。

○6番 湯田 哲議員 私のほうから提案理由を述べさせていただきます。

配付のとおりですが、TPP交渉については、「食の安全・安心」など全国の農業者をはじめ、多くの国民の不安や懸念が払拭されないまま、我が国が交渉に至った。今後交渉の加速化

が見込まれるなか、わが国としての情報開示手法の構築が急務である。

本交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響があってはならない。また、食と暮らし・いのちに関わる幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければならないことから意見書を提出するものである。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

意見書は別紙のとおりです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第4、委員会提出議案第12号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 ここで、提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

7番、総務委員長。

○7番 渡部 優議員 委員会提出議案第12号 会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

近年、地球温暖化が要因とされる集中豪雨や竜巻等の異常気象現象が多発し、また、東日本大震災の余震と思われる地震も頻繁に発生している。わが町でも平成23年新潟・福島豪雨災害において自衛隊に災害派遣を要請する事態があったことは記憶に新しいところである。特に東日本大震災以降、自衛隊の災害救助活動は高く評価されたところである。前述したように、全国いたるところで数十年に一度しかないような非常に危険な特別警報が発表されるなど甚大な災害が発生している。このような現況のもと、人命救助など一刻の猶予も許さない自衛隊派遣要請による迅速な対応が求められていることから、会津地域への自衛隊誘致を実現するため意見書を提出するものである。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣。

意見書は別紙のとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第5、委員会提出議案第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○芳賀沼順一議長 お諮りします。

本案は、本議会が加盟し、本職が副会長を務めます全国森林環境税創設促進議員連盟の本年度定期総会で決定した意見書の提出であります。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は提出者の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

採決します。

委員会提出議案第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書提出については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 追加日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 追加日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 上衣の着衣を願います。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員